

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成27年度 第4回会議 次第

日時：平成28年3月18日（金）

午後3時00分から

場所：鴨川市役所4階400会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- (1) パブリックコメント手続の実施結果について
- (2) 市民意識調査集計等結果報告書（案）について
- (3) 答申（案）について

4 その他

5 閉 会

[配布資料]

- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 第2次鴨川市男女共同参画計画（案）
- ・ 資料2 男女共同参画に関する市民意識調査集計等結果報告書（案）
- ・ 資料3 答申（案）
- ・ 鴨川市男女共同参画推進審議会第3回会議 会議録

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成 27 年度第 4 回会議 出席者名簿

日時：平成28年3月18日(金)

午後3時00分から

場所：市役所4階400会議室

1 委 員

氏 名	備 考
上村 美智代	
黒川 洋子	
齋藤 守彦	
立野 慶子	
角田 佐智子	
永井 佳美	
速水 昭雄	
長谷川 裕一	

(アイウエオ順・敬称略)

2 事務局

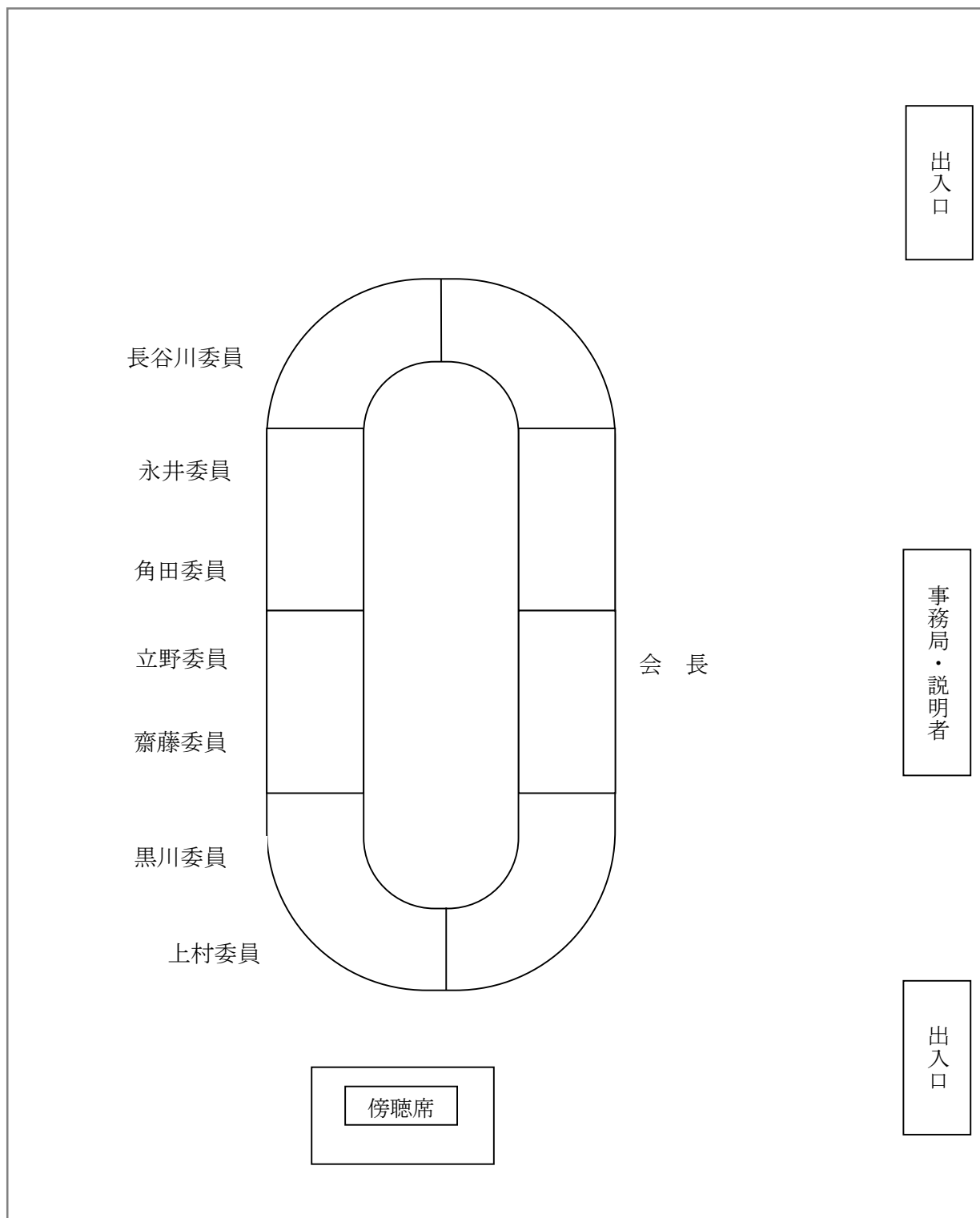
氏 名	所属・職	備 考
平川 潔	企画政策課 課長	
石井 宏子	企画政策課 課長補佐	
藤代 公貴	企画政策課 政策推進係 係長	

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成 27 年度 第 4 回会議 席次表

日時：平成 28 年 3 月 18 日（金）

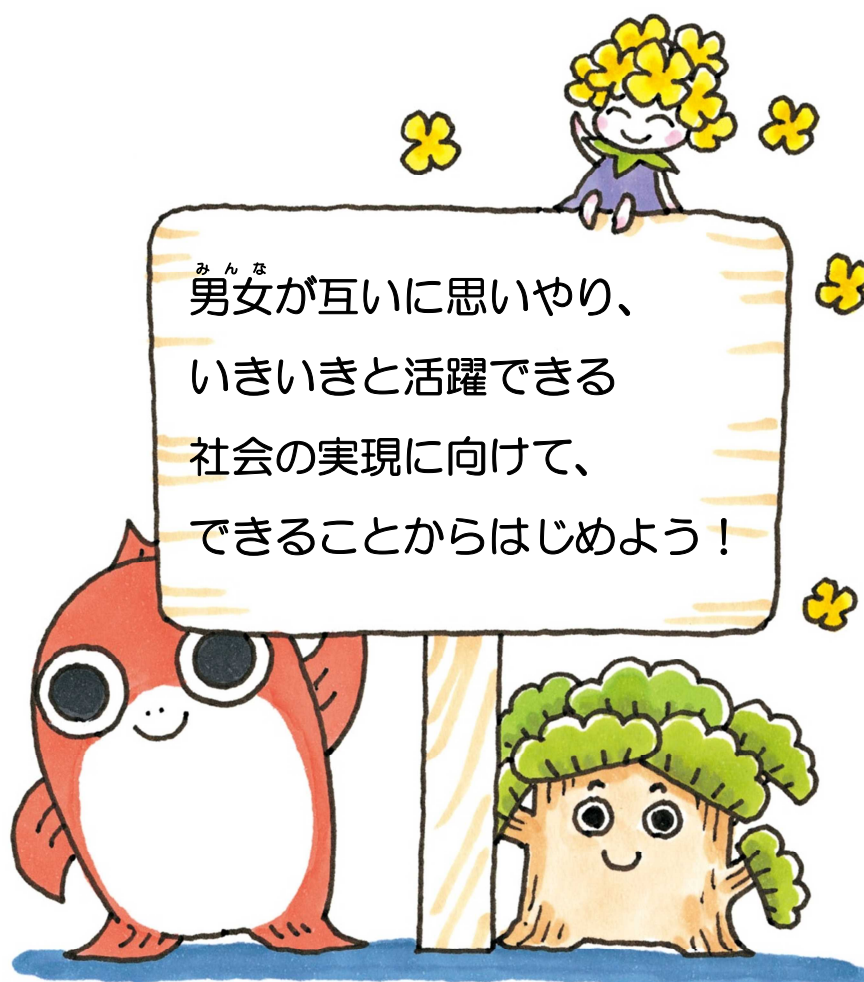
午後 3 時 00 分～

場所：市役所 4 階 400 会議室



第 2 次鴨川市 男女共同参画計画

(案)



平成 28 年 月

鴨 川 市

はじめに

鴨川市長 長谷川 孝夫



少子高齢化の進展と、家族形態の変化や価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化している中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

国では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、基本理念や、国・地方公共団体・国民の責務を明記していますが、この法律の制定から 15 年以上が経過しました。

本市では、平成 22 年 3 月に「鴨川市男女共同参画計画」を策定し、この計画に基づき、男女共同参画社会の実現を目指して、さまざまな施策・事業を進めてまいりましたが、これまでの取組みにより、一定の前進が図られたものの、まだまだ十分とは言えません。

このような中、「鴨川市男女共同参画計画」の計画期間が平成 27 年度で終了することから、これまでの取組みにおける課題等を踏まえ、「第 2 次鴨川市男女共同参画計画」（平成 28 年度～平成 32 年度）を策定いたしました。

市民の皆様一人ひとりが、「住んでよかった、ずっと住み続けたい」と思える鴨川市を実現するため、今後も、市民との協働のもと、本計画の着実な推進に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査等を通してご協力いただきました市民の皆様並びに関係者の方々に心より御礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月



「男女共同参画社会」って何だろう？

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会」のことです。

生物学的には男女に違いがあることを認めた上で、「男だからこうあるべき」「女だからこうあるべき」といった、性別の違いだけで固定的に役割を決めつける意識を見直して、誰もが自分らしい生き方ができる、そんな社会を目指します。



どうして「男女共同参画」が必要なの？

憲法には「個人の尊重」や「法の下での平等」がうたわれています。しかし実際には、大事な意思決定の場に女性が加わっていなかったり、家庭や地域・職場など様々な場面で男女間の不平等を感じることもまだまだ多くあります。少子高齢化など私たちを取り巻く状況が変化していく中では、性別役割分担意識にとらわれず、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠なのです。



「男女共同参画」って女性だけの問題？

男女共同参画というと「女性のためのもの」と感じるかもしれませんが、男性にとっても意識や生き方に深く関わる大切な問題です。男性も、性別による役割分担意識にとらわれて、考えや行動の幅を狭めてしまうことはないでしょうか。「男だから」「女だから」という理由で制限されることなく、家庭や職場などでさまざまな生き方が認められ、互いに協力し合い、尊敬し合って生きていける社会を作るために、できることからはじめてみませんか。



「男女平等」と「男女共同参画」ってどう違うの？

2つの用語の理念は同じですが、本計画においては、男女共同参画社会基本法に基づいて、基本的に「男女共同参画」という用語を使用します。ただし、性別にかかわらず人権が等しく尊重されることを表す箇所では「男女平等」という用語を使用します。（生物学的な違いがあることを否定するものではありません。）

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	3
(1) 世界の動き	3
(2) 国の動き	3
(3) 千葉県の動き	4
(4) 鴨川市の取り組み状況	5
3 鴨川市を取り巻く環境	6
(1) 統計調査	6
(2) 市民意識調査	14
4 計画策定の焦点（重要項目）	24
(1) 個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現	24
(2) 男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、 地域活動との両立ができる社会環境の整備	24
(3) あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進	25
5 計画の位置づけと期間	26
(1) 計画の位置づけ	26
(2) 計画の期間	27
6 計画の策定方法と推進体制	28
(1) 計画の策定方法と市民ニーズの反映	28
(2) 計画の推進体制	28
(3) 計画の推進に求められる各々の役割	29
(4) 計画の進行管理	29
(5) 成果指標	30

第2章 計画の理念と目標（施策の体系）

1 鴨川市の目指す地域社会（基本理念）	31
2 計画の基本目標と施策の体系（展開）	31
〈施策の体系〉	33
〈施策の展開〉	34

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

施策の方向 1	人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進	37
施策の方向 2	あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり	40
施策の方向 3	人権侵害を許さない社会環境づくり	42

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進

施策の方向 1	行政における男女共同参画の推進	44
施策の方向 2	市内事業所等における方針決定過程への女性の参画促進	45
施策の方向 3	家庭や子育てにおける男女共同参画の促進	46
施策の方向 4	地域活動等における男女共同参画の促進	48
施策の方向 5	雇用の場における男女の機会均等と 待遇の確保のための環境づくり	49
施策の方向 6	農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進	50

基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して

安心して暮らせる環境づくり

施策の方向 1	誰もが安心して暮らせる環境の整備	51
施策の方向 2	高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備	52
施策の方向 3	生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援	54
施策の方向 4	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	55

資料編

●男女共同参画に関わる相談	58
●第2 鴨川市男女共同参画計画の策定経過	59
●鴨川市男女共同参画推進審議会 委員名簿	60
●鴨川市男女共同参画推進審議会設置要綱	61
●鴨川市男女共同参画推進審議会への諮問及び答申	63
●男女共同参画社会実現に向けた施策の国内外の経過	65
●男女共同参画社会基本法	67
●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律〔DV防止法〕	71
●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律〔女性活躍推進法〕	79

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。（男女共同参画社会基本法第2条第1号）

本市では、地域の持続的な発展に向けた重要な取組みの一つとして、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場で、全ての人が共に支え合い、認め合い、市民一人ひとりが互いに思いやり、いきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、『鴨川市男女共同参画計画』を平成22（2010）年3月に策定し、この計画に基づき、さまざまな施策・事業を推進してきました。これまでの取組みにより、男女共同参画社会の実現に一定の前進が図られたものの、まだまだ十分とは言えません。今後も、本市の特性や実状に応じて、課題解決に向けた取組みを継続していく必要があります。

一方で、家庭内における配偶者への暴力（DV*）などの問題も顕在化していますが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVを許さない社会を実現することは、人権の擁護と男女共同参画社会を実現する上からも、最優先で取り組むべき課題です。

また、平成27（2015）年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法*」という。）が制定されるなど、男女共同参画施策は大きな転換期を迎えています。

こうした状況の中、平成22年3月策定の鴨川市男女共同参画計画の期間が平成27年度で終了することから、それらの施策や事業の進捗状況等を踏まえ、平成28（2016）年度を初年度とする『第2次鴨川市男女共同参画計画』を策定します。

*DV（ドメスティック・バイオレンス）

主に配偶者など親密な関係にあるパートナー、又はあった者からの暴力のこと。その暴力とは、身体的、精神的、性的、経済的など、多面的な要素を含んでいる。

*女性活躍推進法

正式には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年8月28日成立、平成28年4月1日施行）。

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定（平成28年4月1日から）などが新たに義務づけられることとなった。（10年間の時限立法。）



「男女共同参画社会基本法」ってどんな法律？

男女共同参画社会の形成を促進するために平成11（1999）年に制定されました。基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。

また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）等を定めています。

男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

②社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣習の在り方を考える必要があります。

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

⑤国際的協働

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

国・地方公共団体及び国民の責務

国は・・・基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施。

地方公共団体は・・・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。

国民は・・・男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

本計画の背景について世界の動きからみると、国際連合が「国際婦人年」と定めた昭和50（1975）年に、第1回の世界会議として「国際婦人年世界会議」の開催及び『世界行動計画』が採択され、国連総会における「平等・発展・平和」の目標を掲げ、女性の地位向上を目指した「国連婦人の十年」（昭和51〔1976〕年から昭和60〔1985〕年まで）の設定など、男女共同参画社会推進のための国際的な基盤が急速に整備されました。

さらに昭和60年に、第3回世界女性会議（ナイロビ）が開催されたことを受け、日本は昭和62（1987）年に21世紀に向けて男女共同参画社会の形成をめざす「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成7（1995）年には、第4回世界女性会議（北京）の開催から、西暦2000年に向けて世界的に取り組むべき優先的課題を盛り込んだ「行動綱領」とその実現への決意を示した「北京宣言」が採択され、特にあらゆる問題解決のために、女性のエンパワーメント*（力をつけること）が強調されています。

また、平成23（2011）年に国際的な4つの機関が発展的統合を遂げ、「ジェンダー*平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）」が発足し、平成24・26（2012・2014）年の国連婦人の地位委員会においては、日本が東日本大震災の経験を踏まえて提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案（「自然災害とジェンダー」決議案）が採択されました。

平成27（2015）年3月に開催された「第59回国連婦人の地位委員会」において、さらなる具体的な行動をとることを表明した「政治宣言」が採択されました。

(2) 国の動き

国内の男女共同参画に向けた取組みは、世界の動きを受けて昭和50（1975）年の「婦人問題企画推進本部」の設置や、昭和52（1977）年の「国内行動計画」の策定をはじめとした社会的な取組みが展開され、「男女雇用機会均等法」の制定公布等により昭和60（1985）年「女子差別撤廃条約*」が批准されました。

平成6（1994）年6月には、内閣府総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されたほか、新たに総理府（現内閣府）に「男女共同参画室」が設置されました。

*女性のエンパワーメント

女性自身が主体的に判断し能力を発揮して社会のあらゆる分野、様々なレベルの意思決定過程へ参画する機会を獲得することで、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

*ジェンダー（gender）

生物学的な性別を示す「セックス」に対して、「社会的、文化的に形成された性別」という概念として国際的に定着しており、性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性差のこと。

*女子差別撤廃条約

女子（女性）に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約。

平成8（1996）年には、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成11（1999）年には、男女共同参画審議会の答申を受けて、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12（2000）年には同法に基づき『男女共同参画基本計画（第1次）』が策定されました。平成13（2001）年には、中央省庁の再編成に伴って内閣府に「男女共同参画局」が設置されるとともに、男女共同参画審議会の機能を発展的に受け継ぐ「男女共同参画会議」が設置されました。また同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法*」という。）が制定されました。

近年では、少子社会・超高齢社会における家族形態・労働環境の変化などライフスタイルの一層の多様化への対応が求められ、平成19（2007）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成22〔2010〕年改定）が、平成24（2012）年には『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画』が策定されました。これに加えて平成27（2015）年8月には、女性が活躍できる場の整備・充実を推進するため、「女性活躍推進法」が制定されたところであり、法整備等が着々と整いつつあります。

平成27年12月、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、その実現を通じて男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

（3）千葉県の動き

千葉県では、世界や国の動向を踏まえ、昭和56（1981）年に「千葉県婦人施策推進総合計画」、昭和61（1986）年「千葉県婦人計画」、平成3（1991）年「さわやかちば女性プラン」を策定し、女性の地位向上とその関連分野における施策を総合的・効果的に推進してきました。

平成8（1996）年には、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標として、第4次の女性計画である「ちば新時代女性プラン」を策定しました。

平成12（2000）年には、男女共同参画社会の推進体制強化を図るため、庁内組織「千葉県男女共同参画推進本部」を設置し、新たな担当部署として企画部（現在、総合企画部）に「男女共同参画課」を設置しました。

平成13（2001）年に、男女共同参画社会基本法に基づき「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。

平成14（2002）年に、DV防止法の施行に伴い、被害者支援のため、男女共同参画課内に「DV対策担当チーム」を設置しました。

平成18（2006）年に、新たな課題への対応を踏まえた「千葉県男女共同参画計画（第2次）」を、また、同年「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（以下「DV防止基本計画」

*DV防止法

正式には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年施行、平成16年・19年・25年改正）。この法律の中では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

という。)」を策定し、改正DV防止法の施行を受けて、平成21（2009）年にDV防止基本計画（第2次）へと引き継がれています。

平成23（2011）年3月、第2次計画を見直した「第3次千葉県男女共同参画計画」を策定し、平成24（2012）年3月には、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第3次）」を策定しました。

平成28（2016）年3月、第3次計画を見直した「第4次千葉県男女共同参画計画」を策定しました。

（4）鴨川市の取り組み状況

本市では、平成16（2004）年鴨川市・天津小湊町合併協議会により策定された「鴨川市・天津小湊町新市まちづくり計画」と、これを受け合併後の新市により、平成18（2006）年に策定された「第1次鴨川市総合計画」において、男女共同参画計画の策定に加え男女共同参画にかかわる市民啓発の推進や、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談・支援体制の整備を推進することとしました。

ドメスティック・バイオレンスに関する相談受付は、平成24（2012）年4月、健康推進課内に「福祉総合相談センター」を設置し、保健福祉等に関する様々な相談に対応するワンストップサービスの提供を開始したことにより、DVを含めた複雑な家族の問題にも対応できる体制が整いました。

また、男女共同参画計画の策定に向けて、平成21（2009）年に「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施し、家庭・地域・職場など様々な場面における男女共同参画についての市内の実状や、市民の意識の現状把握を行うとともに、市内在住の識見者により構成された「鴨川市男女共同参画審議会」を設置し、本市における男女共同参画計画の内容について検討を行いました。

平成22（2010）年3月に「鴨川市男女共同参画計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しました。

平成24年11月に新たな審議会として、「鴨川市男女共同参画推進審議会」を改めて設置するとともに、前回調査からの意識の変化を把握するため、市民意識調査を実施しました。

平成27（2015）年5月にも市民意識調査を実施し、この調査結果や各種統計資料等を考慮し本市男女共同参画推進審議会等により、新たな計画の内容を検討しました。

■ 市民意識調査について

対象者：住民基本台帳より無作為に抽出した18歳以上の市民男女2,000人

回収数：845件（回収率 42.3%）

女性：487件（ 〃 57.6%）

男性：347件（ 〃 41.1%）

不明：11件（ 〃 1.3%）

※本書には、集計データの一部を掲載しています。

3 鴨川市を取り巻く環境

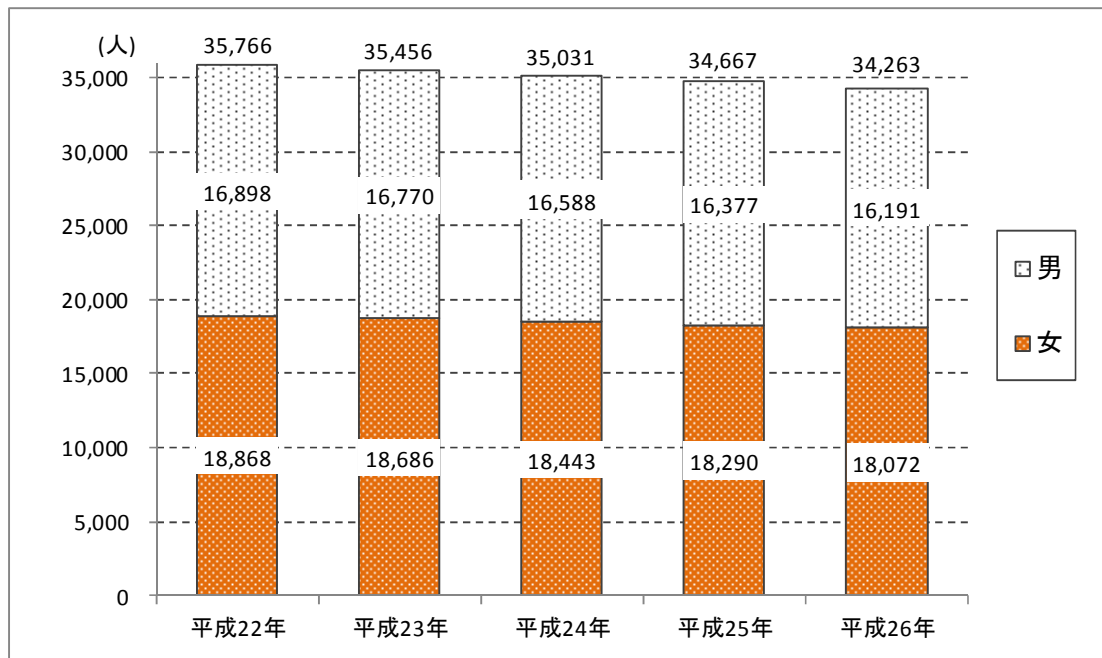
(1) 統計調査

① 人口の推移

本市の総人口における推移を見ると、平成22年（35,766人）から平成26年（34,263人）までに1,503人減少しており、男女ともに減少傾向を示しています。

地区ごとに平成24年から平成26年の人口推移を見ると、全ての地区において緩やかな減少傾向を示していますが、人口規模の大きい鴨川地区の減少数122人と比べ、天津小湊地区は275人と最も多く減少しています。

■総人口の推移



〔資料：平成22年は国勢調査（10月1日現在）、
平成23年以降は常住人口（各年10月1日現在）〕

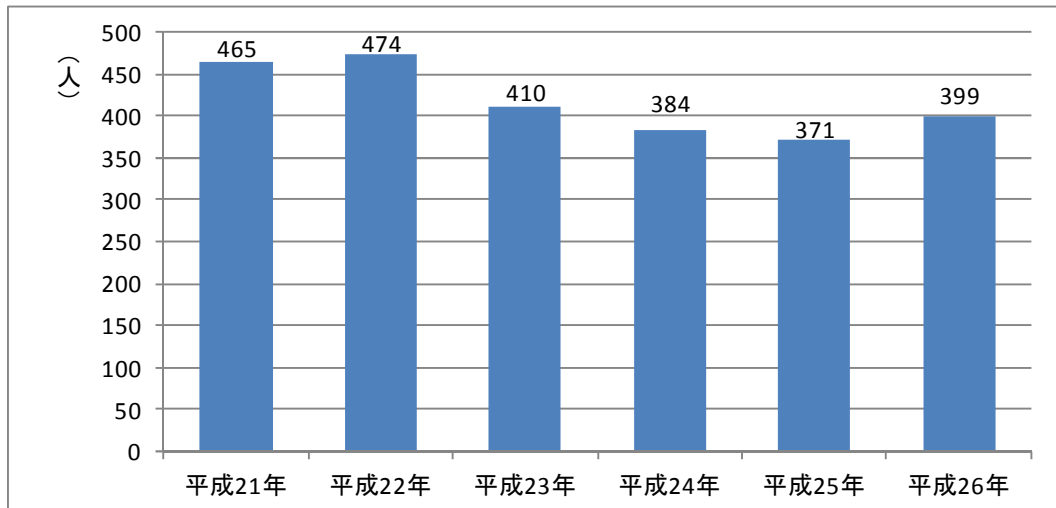
■地区別の人口推移

大 字	平成24年		平成25年		平成26年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
鴨川地区	18,928	8,571	18,842	8,632	18,806	8,751
長狭地区	5,046	2,156	4,948	2,153	4,834	2,138
江見地区	5,256	2,254	5,195	2,271	5,099	2,270
天津小湊地区	6,613	2,816	6,485	2,807	6,338	2,782

〔資料：鴨川市統計書（各年4月1日現在）〕

また、本市には、中国、フィリピン、韓国・朝鮮、アメリカなどの外国人が約 400 人居住しており、文化、風習、言語が異なるため孤立しやすく、特に女性は妊娠・出産、子育てなど重要な場面における行政サービスや制度に関し、必要な情報を得られず不安や悩みを抱え込んでしまう恐れがあります。

■外国人登録人口の推移

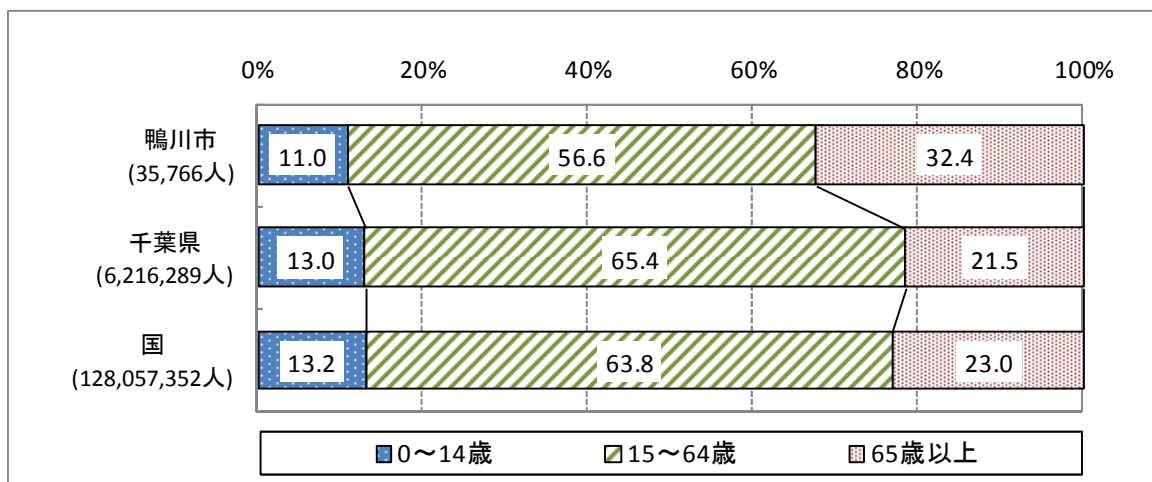


〔資料：市民生活課（各年 12 月末日現在）〕

② 年齢別人口と出生率の状況

本市の年齢区分別の人口比率を、国・県と比較したところ、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の年齢層は、国・県の占める割合を下回り、65歳以上の老年人口が約 10 ポイント大きく上回っており、高齢化がよりいっそう進んでいます。

■年齢3区分別人口比率（平成 22 年）



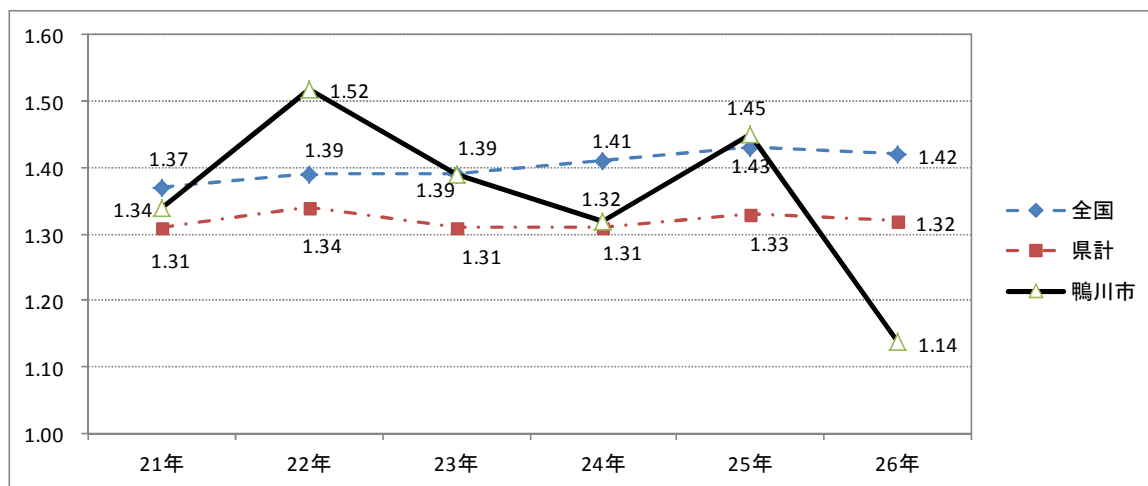
〔資料：国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日現在）〕

第1章 計画の策定にあたって

合計特殊出生率*により、女性が一生のうちに生む子どもの平均的な人数をみると、平成21年の1.34から国・県のほぼ平均値を上回る増加と減少を繰り返すように推移していますが、平成26年には1.14と著しく低下しており、今後、国・県の平均値を大きく下回りながら少子化の傾向がさらに強まることも想定されます。

この様に本市の課題である少子高齢化は、これまで以上に労働者の高齢化及び減少に伴う地域経済の低迷や、高齢者人口の増加による年金、医療・介護費等の支出増大が著しく進むことが懸念されます。

■合計特殊出生率



〔資料：千葉県健康福祉部健康福祉指導課〕

*合計特殊出生率

合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

③ 世帯状況

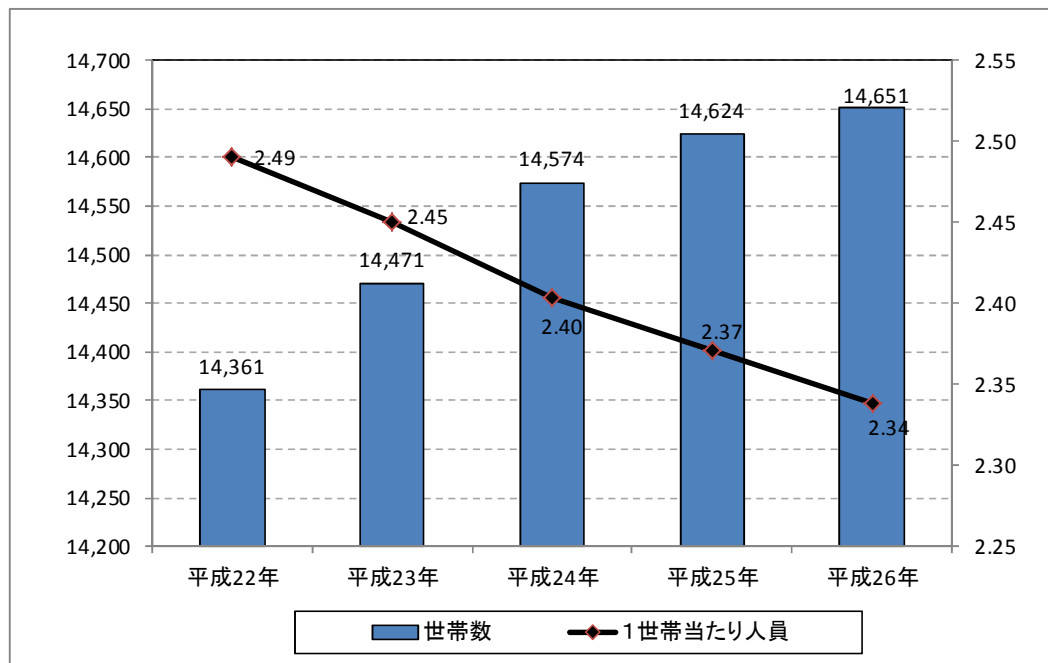
本市の世帯数は増加傾向にあり、平成22年から平成26年までに290世帯増加しています。

一方、総人口は減少傾向にあるため、1世帯当たりの人員は減少を示しており、平成22年（2.49人）から平成26年（2.34人）までに0.15人減少しています。

また、平成22年（国勢調査）における世帯の家族類型を見ると、単独世帯の割合が32.7%となり、核家族化の傾向とともに一人世帯が大きく増加している状況となっています。さらに、年齢区分別に見られる少子高齢の傾向から、一人世帯の高齢者が増加していることがうかがえます。

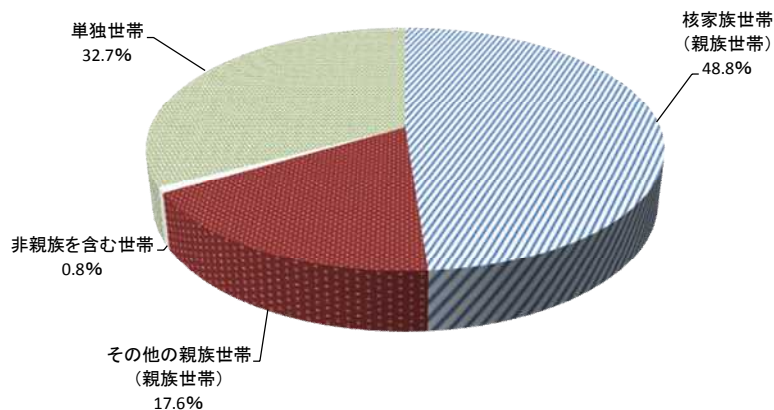
〔単身世帯の内65歳以上世帯比：平成17年10.8% → 平成22年37.5%（国勢調査参照）〕

■ 世帯数及び1世帯当たり人員



〔資料：平成22年は国勢調査（10月1日現在）、
平成23年以降は常住人口（各年10月1日現在）〕

■ 世帯の家族類型（平成22年）

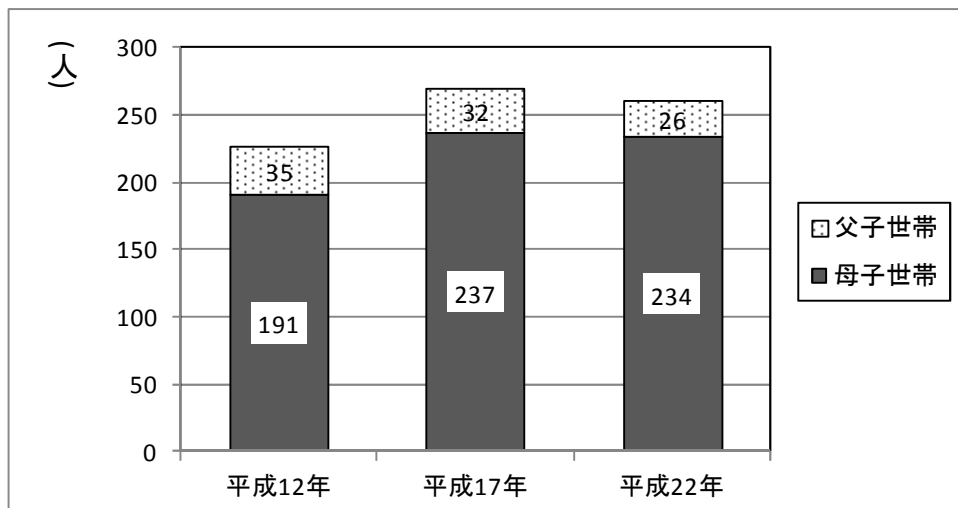


〔資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

平成12年から平成22年の国勢調査をみると、本市における20歳未満の子どものいるひとり親世帯数は増減を示しながら、近年、ほぼ横ばいで推移しています。

子育ての不安や悩みを抱えるひとり親世帯の親と子どもが安心して暮らしていくには、経済的支援や相談体制の充実を図ることが求められています。

■20歳未満の子どものいるひとり親世帯の状況



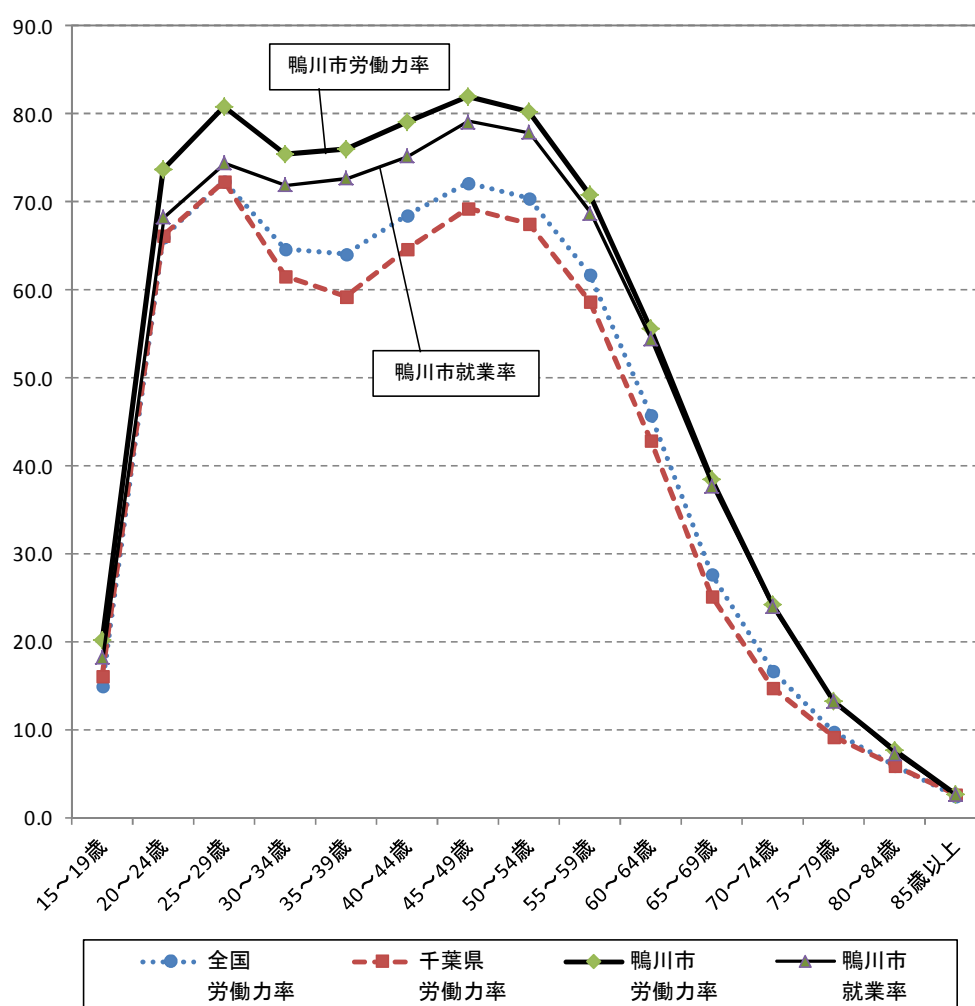
〔資料：国勢調査（各年10月1日現在）〕

④ 女性の労働状況

日本の年齢別に見た女性の労働力率は「M字曲線」と言われており、30歳前後に結婚・出産などに伴い低下し始め、その後再び上昇して40歳代後半にピークを迎える傾向にあります。この中で、本市の労働力率は国・県を大きく上回り、30歳代から40歳代の落差が小さいことが特徴として見られ、労働の場での活躍を希望する女性の割合が非常に高いことがわかります。

しかし、市の就業率を年齢別に見ると、20歳から30歳にかけて労働力率とのかい離が大きく、この年代は働くことができる状況であっても仕事についていない人が多くなっています。

■ 女性年齢階級別の労働力率と就業率（平成22年）



〔資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

※1 労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口の比率。労働力人口は就業者に失業者を加えた人数であるため、労働力率は、労働可能人口のうち働く意思がある人の比率ということになります。

※2 就業率：15歳以上の人口に占める就業人口の比率。就業者は、収入を得ることを目的とした仕事に従事している有業者（従業者）のことをいい、仕事を持っているが休んでいる休業者も含まれます。

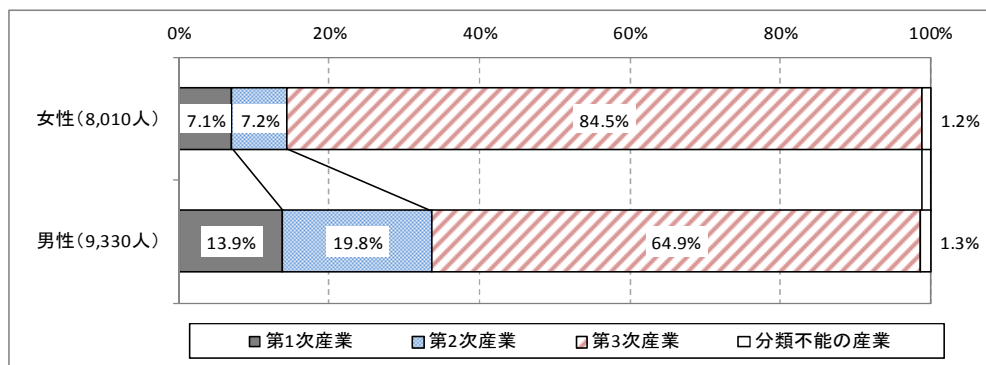
⑤ 女性の就業状況

平成22年の国勢調査によると、本市における15歳以上の就業者17,340人のうち、女性が半数近く（46.2%）を占めています。

産業分類別に女性就業者数の比率を見ると、第3次産業の従業者が84.5%を占め、男性の64.9%を大きく上回る割合となっています。産業別では、「医療、福祉」（28.6%）が最も多く占め、次いで、「卸売・小売業」（18.2%）、「宿泊業、飲食サービス業」（15.9%）の順になっています。

また、役員総数のうち女性役員が占める割合は29.7%で、千葉県（19.9%）及び全国（23.5%）を上回っています。

■産業分類別の就業者比率（平成22年）



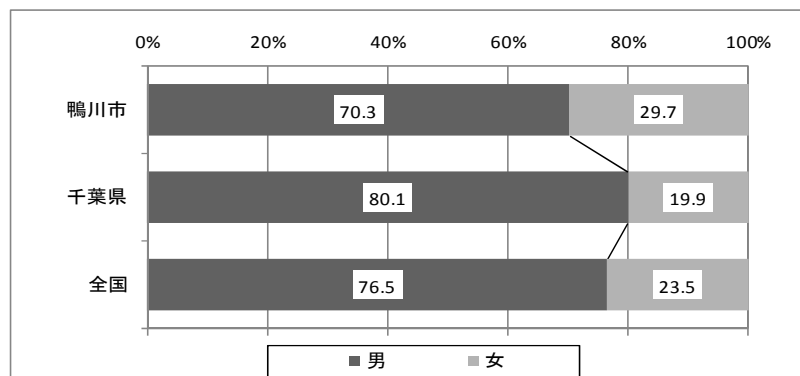
〔資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

■産業別の女性就業者数 ― 上位5位 ―（平成22年）

順位	職 業	女性就業者数	全女性就業者に占める比率
1位	医療、福祉	2,289人	28.6%
2位	卸売業、小売業	1,460人	18.2%
3位	宿泊業、飲食サービス業	1,276人	15.9%
4位	農業	496人	6.2%
5位	教育、学習支援業	452人	5.6%

〔資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

■就業者のうちの役員の男女構成比（平成22年）

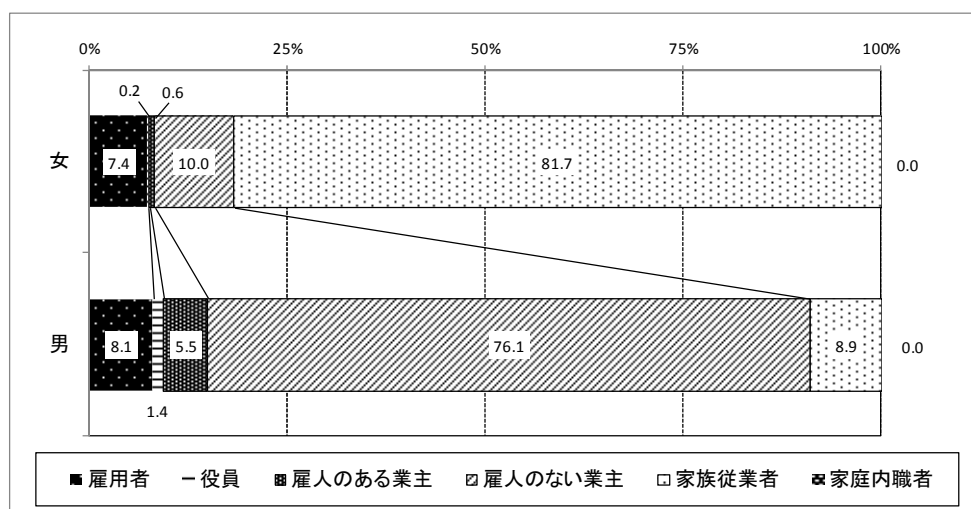


〔資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

平成22年の国勢調査では、女性の農林漁業従業者のうち家族従業者*の地位が81.7%と大多数を占めており、業務の重要な担い手であることがわかります。しかし、男性に比べ「役員」、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」の割合が圧倒的に低く、経営権を持つ女性が少なく、労働に見合う評価や収入を得られていない傾向にあることがうかがえます。

この様なことから、本市においては認定農業者*の範囲拡大を図るとともに、家族経営協定*の締結を推奨するなど、女性の経営参画を促進しています。

■女性の農林漁業作業者の従業上の地位（平成22年）



〔資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

***家族従業者**

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。

***認定農業者**

農業経営者のうち、農業者が作成した農業経営改善計画を行政が審査し、認定した農業者のこと。税制や融資の面で特典が与えられる。

***家族経営協定**

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参加できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

(2) 市民意識調査

〔資料：鴨川市 男女共同参画に関する市民意識調査集計等結果報告書（平成27年度）〕

① 男女の平等意識について

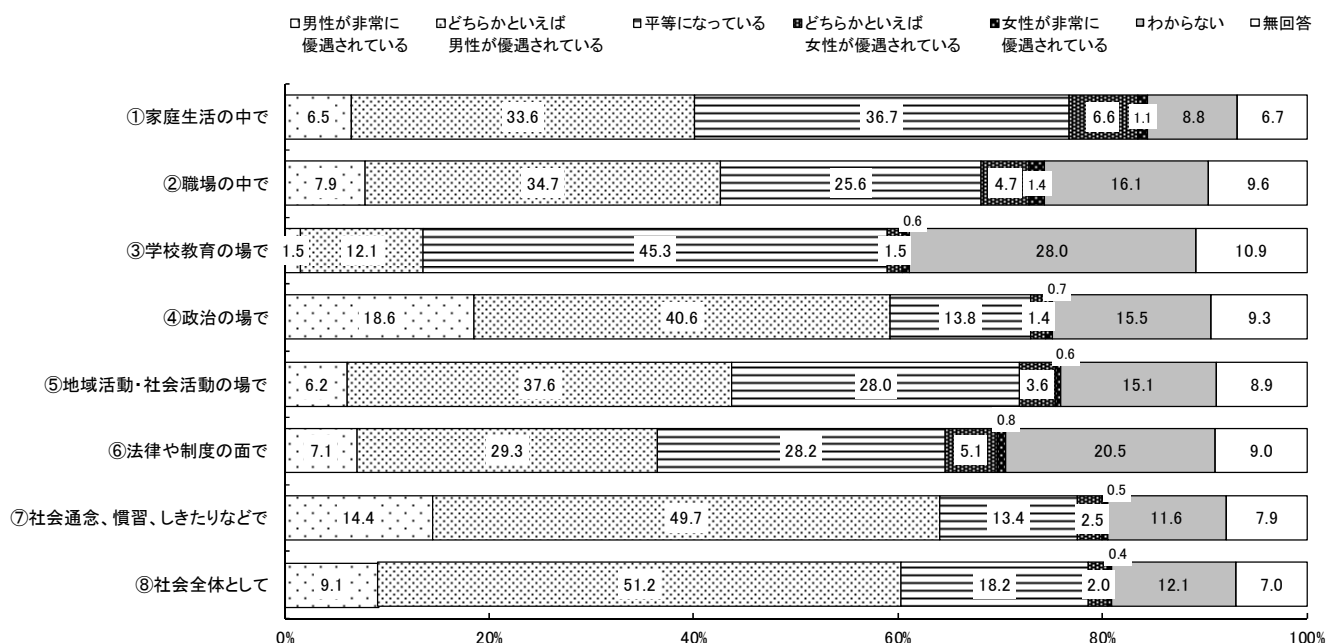
「男女の平等感」についてみると、全体的に「男性が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせ「男性が優遇されている」との回答が多く、「女性が優遇されている」との回答場面は少ないです。

分野別から特に“男性が優遇されている”及び“どちらかといえば男性が優遇されている”を併せた「男性が優遇されている」との回答が過半数を占める項目は、「政治の場で」、「社会通念、慣習、しきたりなどで」、「社会全体として」が多く挙げられています。

「平等になっている」との回答場面は、「学校教育の場で」（45.3%）が最も多く、次いで「家庭生活の中で」（36.7%）と続いています。

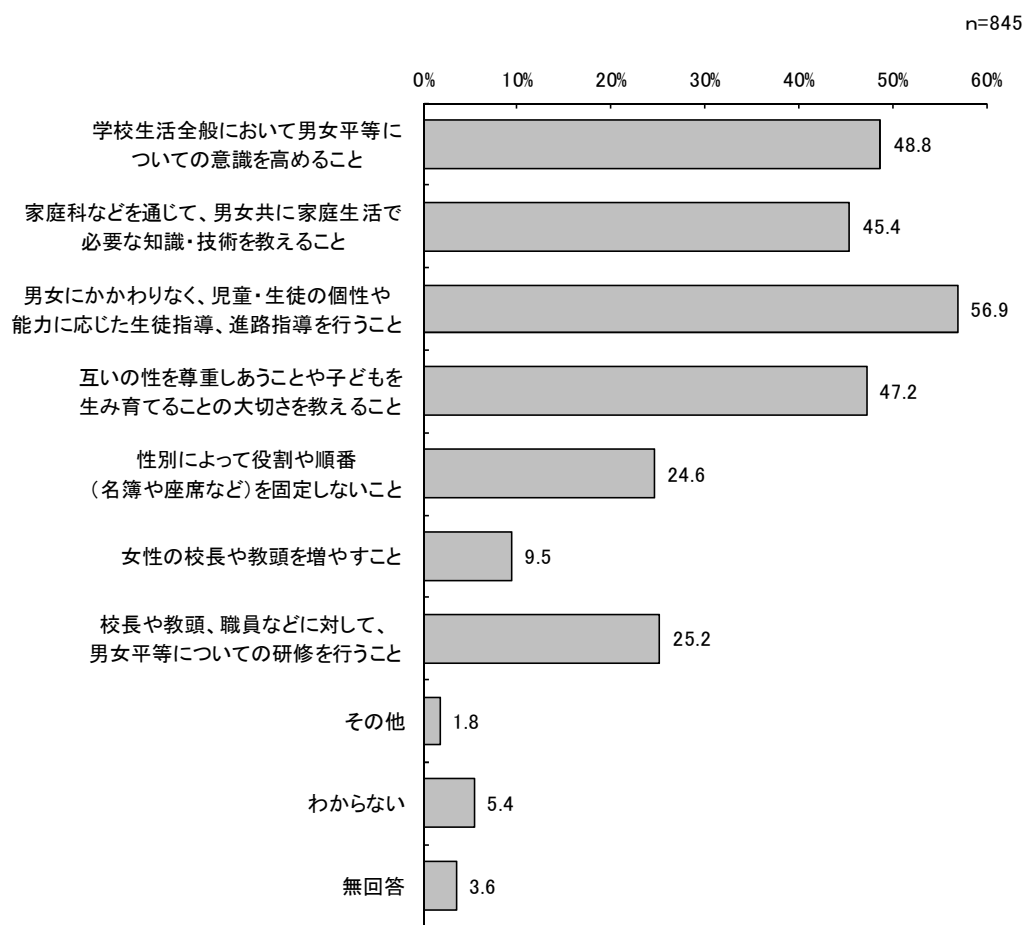
性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画について市民一人ひとりが正しく理解するとともに、様々な場面において性による人権侵害を許さない社会環境づくりを進めることが大切であり、そのため男女等の不平等感をなくしていくことが必要となります。

■男女の平等意識－社会全体として



学校教育等の場において、男女平等意識の啓発についての回答は、「男女にかかわらず、児童・生徒の個性や能力に応じた生徒指導、進路指導を行うこと」が最も多く、約6割近くを占めています。また、「学校生活全般において男女平等についての意識を高めること」（48.8%）、「互いの性を尊重しあうことや子どもを生み育てることの大切さを教えること」（47.2%）、「家庭科などを通じて、男女共に家庭生活に必要な知識・技術を教えること」（45.4%）が半数近くを占めています。

■学校教育や家庭・地域社会の場における男女平等意識の啓発について



② 配偶者等からの暴力行為について

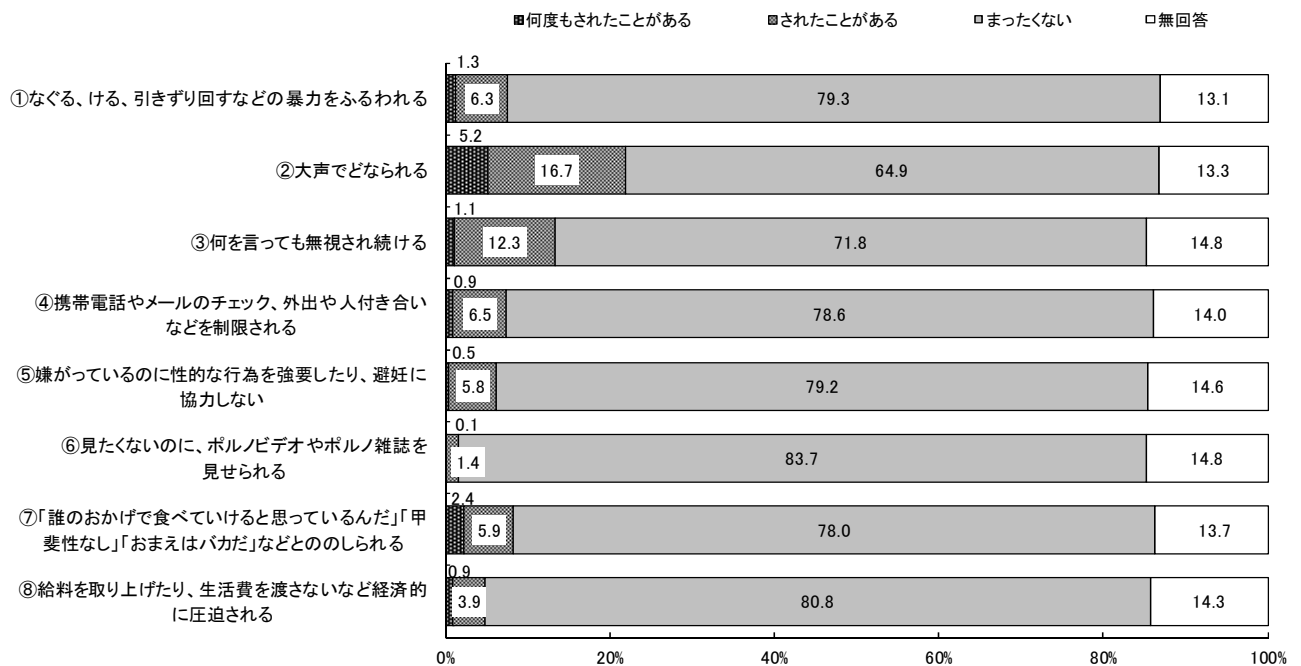
配偶者や恋人などパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV*）をみると、全ての項目において「まったくない」との回答が過半数を超えているが、「何度もされたことがある」と「されたことがある」との回答から経験のある人が顕在し、その内容で最も多い項目は「②大声でどなられる」（21.9%）で、次に「③何を言っても無視され続ける」（13.4%）となっています。

他に「⑦「誰のおかげで食べていけると思っているんだ」「甲斐性なし」「おまえはバカだ」などとののしられる」（8.3%）、「①なぐる、ける、引きずり回すなどの暴力をふるわれる」（7.6%）などが続いています。

DVは重大な人権侵害であり、このような暴力の根絶に取り組むことが必要です。

また、保護者の児童虐待、家族親族等による高齢者、障害者への虐待などの発生防止及び早期発見に向けた取組みが重要な課題となっています。

■配偶者等からの暴力行為の有無について



*デートDV

夫婦間での暴力行為（DV）と同じように、婚姻関係にない若い世代の恋人同士や交際相手からの暴力行為が低年齢化し、深刻な問題となっているため、夫婦間、家庭内暴力と区別する言葉として「デートDV」が使用されている。

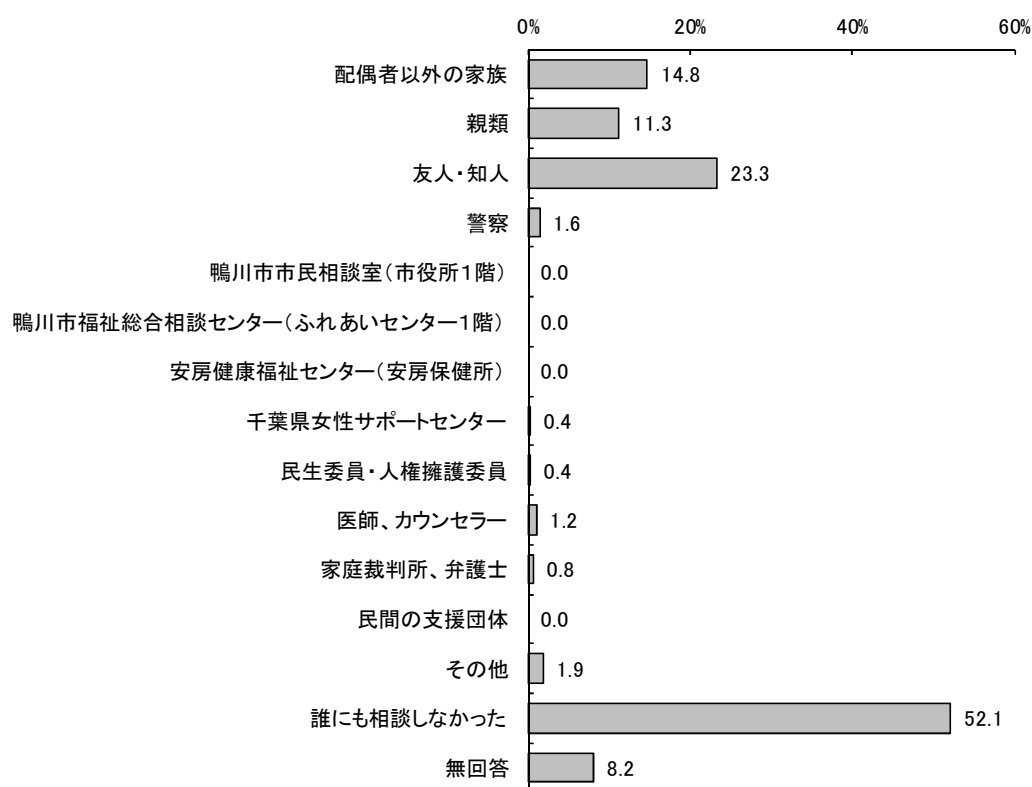
配偶者や恋人などパートナーからの暴力を受けたことがある人のうち、「誰にも相談しなかった」(52.1%)は約半数を占めています。

相談した人の相談相手としては、「友人・知人」(23.3%)、「配偶者以外の家族」(14.8%)、「親類」(11.3%)が上位のほとんどを占めており、「警察」や専門機関等への相談は少ない状況となっています。

DV等による被害者の相談窓口設置及び支援体制の充実を図るとともに、相談窓口等の周知や相談しやすい社会環境づくり、意識啓発が必要となっています。

■暴力行為を受けた際の相談相手

n=257

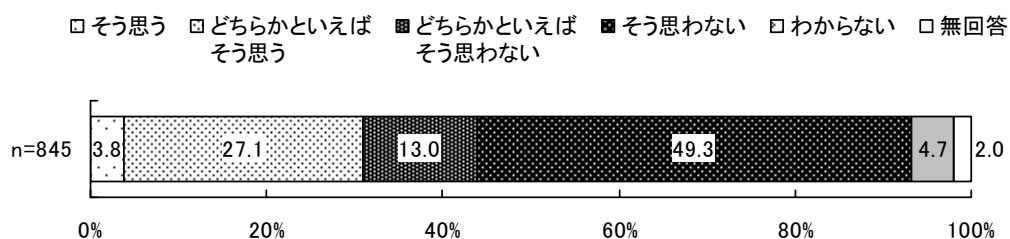


③ 性別による役割分担の意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」(49.3%)、「どちらかといえばそう思わない」(13.0%)との否定回答が6割以上と多くなっています。

また、「そう思う」(3.8%)及び「どちらかといえばそう思う」(27.1%)の肯定回答は、約3割となっています。

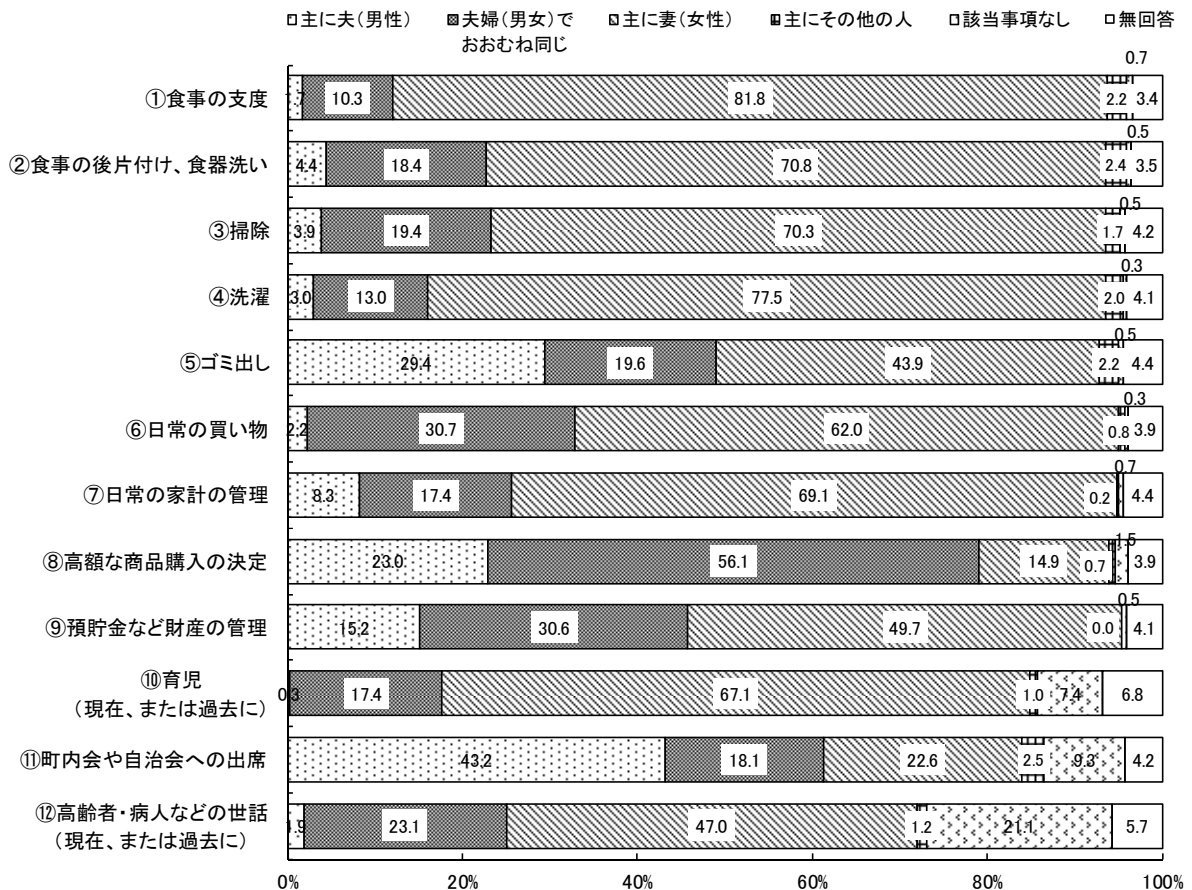
■性別役割分担意識



家庭での役割意識をみると、「主に夫（男性）」との回答が多いのは、「町内会や自治会への出席」（43.2%）です。その他の項目については、「主に妻（女性）」との回答が多くなっています。

このような結果から、仕事と家庭を両立させるための負担については、主に女性が抱えている状況がうかがえます。

■家庭における役割意識

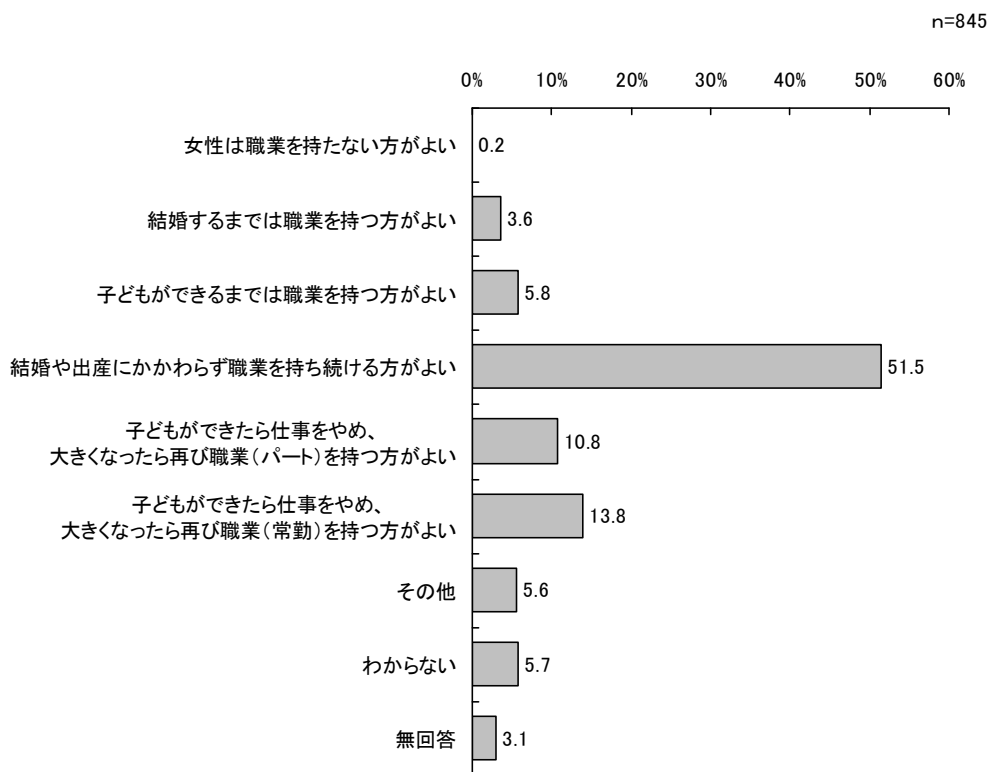


女性が職業を持つことについて、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」(51.5%)と最も多く半数以上を占めています。

次いで、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(常勤)を持つ方がよい」(13.8%)及び「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(パート)を持つ方がよい」(10.8%)との回答から、妊娠・出産を機に仕事をやめても、いずれは再び就労することを希望しています。

このような課題から、雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保を促進するとともに、女性の継続的な就業を支援するための取組みが必要となっています。

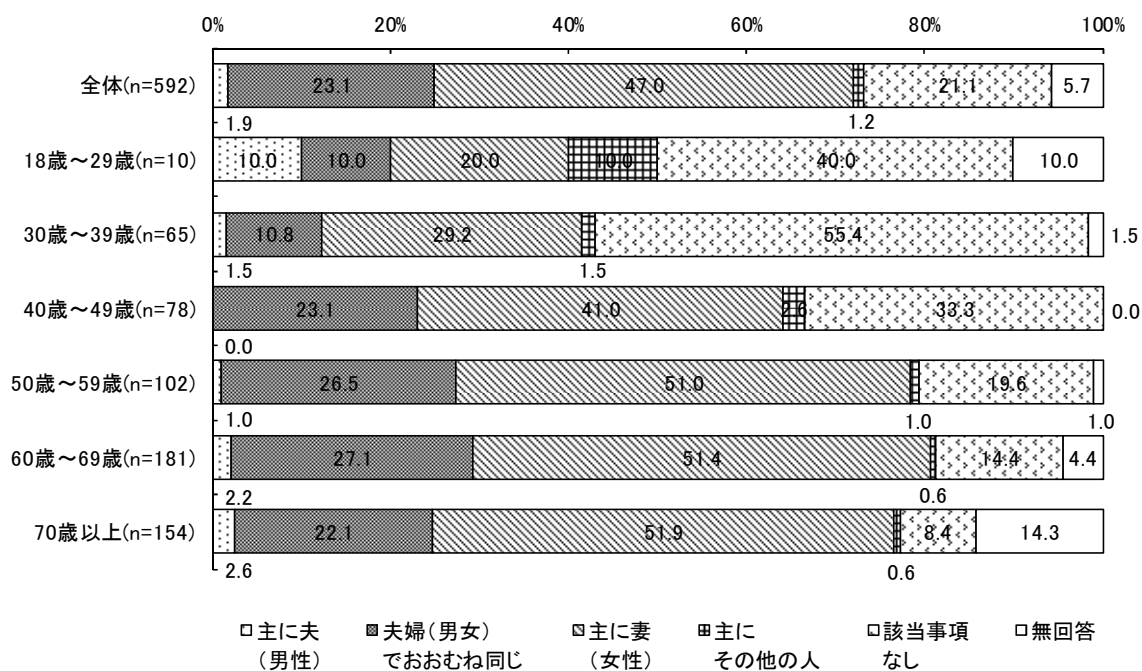
■女性が職業を持つことについての考え方



介護の負担をみると、夫婦間では「主に妻」との回答が年齢にかかわらず全体的に最も多くを占め、女性の介護負担の大きさがうかがえます。

この様な課題を踏まえ、女性だけに介護などの負担が集中することがないように、介護保険制度のより一層の充実を図るため円滑な運営やサービス提供に努め、高齢者が地域で安心していきいきと生活できる環境づくりが必要です。また、障害のある方等についても親亡き後の生活などに不安を抱えることが無く、各個人の能力や適性に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な福祉サービスによる給付とその他の支援を提供していく必要があります。

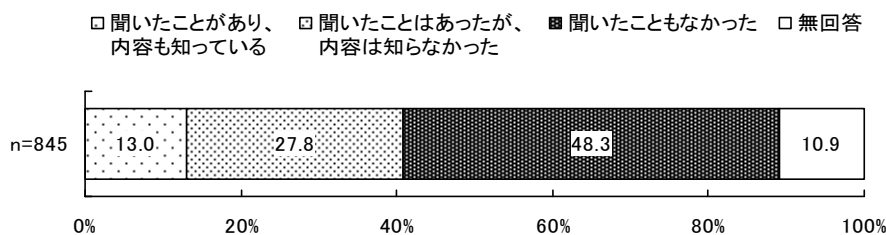
■高齢者・病人などの世話について



ワーク・ライフ・バランスについて、「聞いたこともなかった」(48.3%)との回答が半数近くを占め最も多く、「聞いたことはあったが、内容は知らなかった」(27.8%)及び「聞いたことがあり、内容も知っている」(13.0%)と合わせ、“聞いたことがある”人は約4割となり、前調査(平成24年12月)の約3割から認知度が増加しています。

男女が共に支え合い、職場や地域、家庭などあらゆる場面において責任と喜びを分かち合う社会を実現するには、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発をはじめ、男性の家庭生活への参画を促進する取組が必要となります。

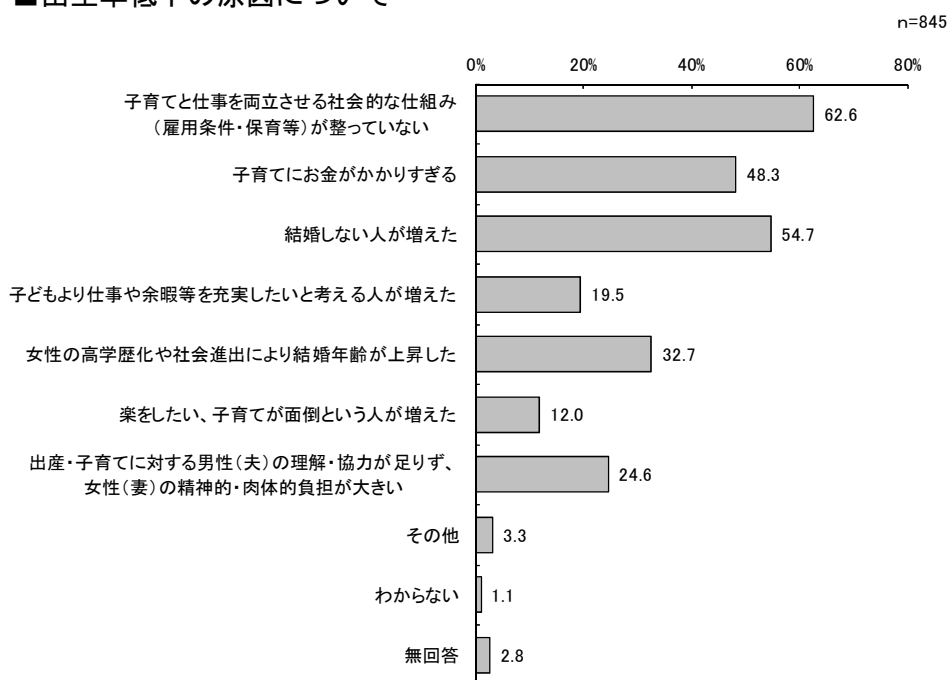
■ワーク・ライフ・バランスの認知状況



④ 出生率低下の原因

出生率が低下している原因として考えられているのが、「子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み（雇用条件・保育等）が整っていない」（62.6%）が最も多く、次いで「結婚しない人が増えた」（54.7%）、「子育てにお金がかかりすぎる」（48.3%）と続き約半数の回答となっています。また、「女性の高学歴化や社会進出により結婚年齢が上昇した」（32.7%）との回答が続いています。

■出生率低下の原因について

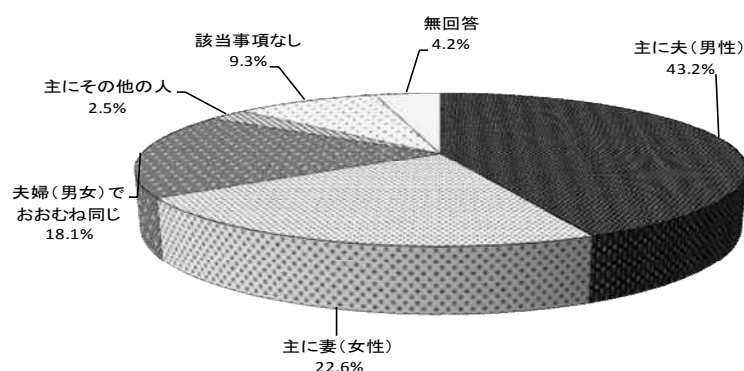


⑤ 町内会や自治会への出席

町内会や自治会への出席では、最も多く占める回答が「主に夫(男性)」(43.2%)で、「主に妻(女性)」(22.6%)はその約半数と少ない状況です。

女性の視点やニーズを地域づくりにより反映していけるように、育児や福祉だけではなく地域への参画により地域社会の活性化を促進することが求められており、女性の参画を可能とする環境づくりも必要です。

■町内会や自治会への主な出席者について



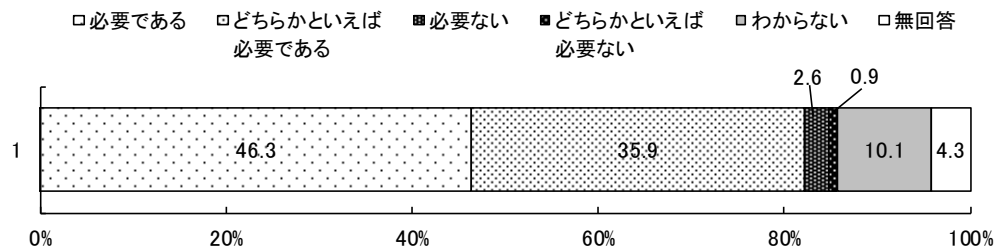
⑥ 防災・災害対策において女性に配慮した対応の必要性

全国的に、地震災害や台風、大雨等による大きな被害が頻発しており、本市に影響する災害発生も懸念され、その防災対策についても重視されています。

防災・災害対策における女性の視点に配慮した対応の必要性について「必要である」(46.3%)との回答が最も多く、次いで「どちらかといえば必要である」(35.9%)となり、合わせると8割強と多くの方が“必要である”としています。

本市では、防災及び災害支援対策において男女双方の視点を活かし、性差等に配慮したきめ細かな取組みを推進することが必要です。

■防災における女性に配慮した対応の必要性について



⑦ 政策決定過程における女性参画の社会的影響

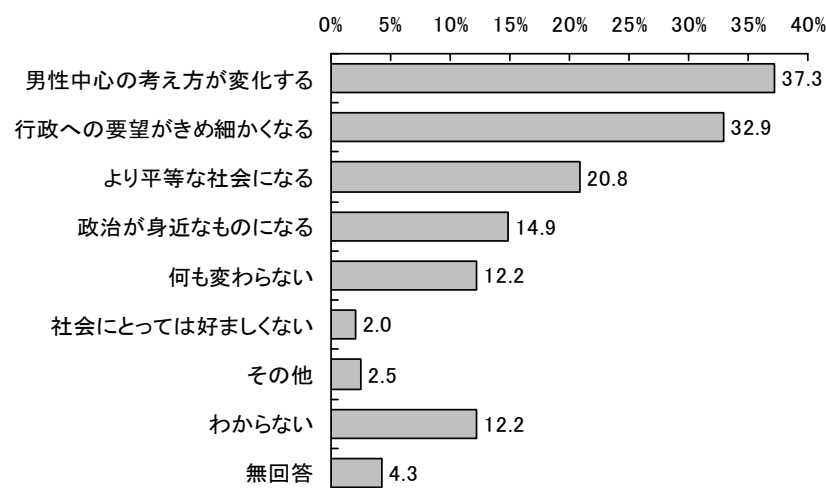
政策方針を決定する過程への女性の参画が増えた場合、社会への影響は「男性中心の考え方が変化する」(37.3%)との回答が最も多く、次いで「行政への要望がきめ細くなる」(36.2%)となり、この2つの回答が特化して多くなっています。

このような現状とともに、行政は男女共同参画の先行事例として民間事業所への模範を示すことが望まれ、職場環境づくりへの配慮の必要があります。

市行政においては、政策決定過程への参加促進として、各審議会等への女性委員や、市管理職への女性職員の登用を進めるとともに、実現可能とする人材の発掘・育成に努めることが必要です。このような課題を踏まえ、市民や職員一人ひとりの多様な意見が反映される行政運営を推進していくことが求められています。

■政策決定過程における女性参画の社会的影響について

n=845

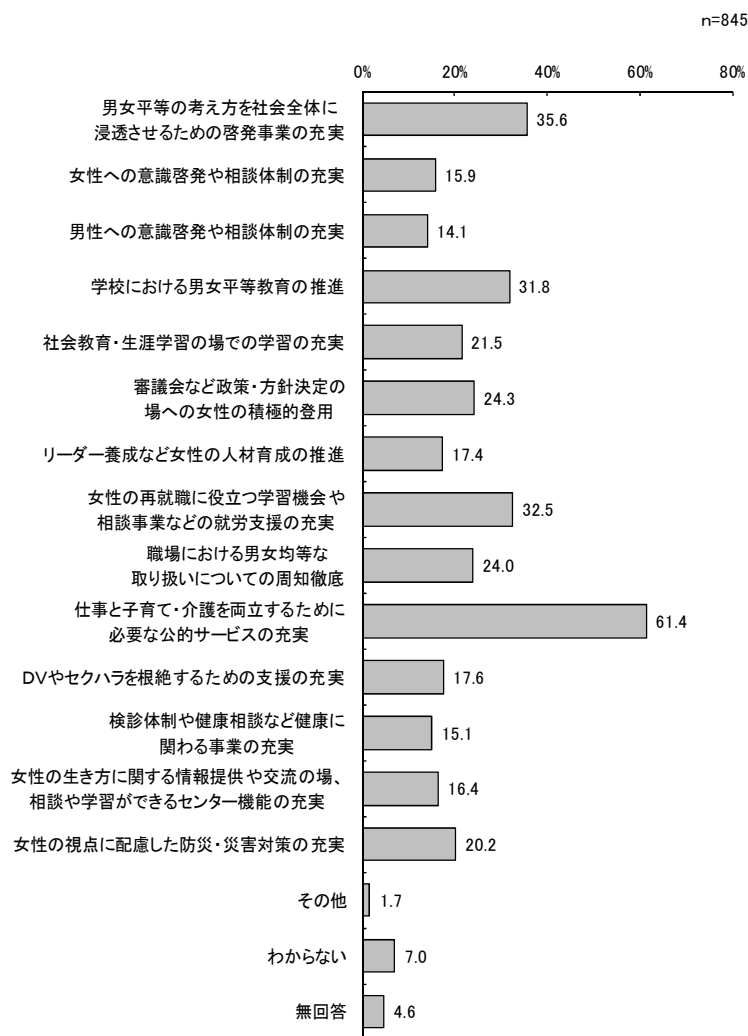


⑧ 男女共同参画社会の実現のために取り組むべきこと

男女共同参画社会を実現していくために、今後、本市において取り組むべきことは、「仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実」(61.4%)との回答が最も多く、「女性の再就職に役立つ学習機会や相談事業などの就労支援の充実」(32.5%)との回答が比較的高い割合で続いております。誰もが自立して安心して暮らしていくためには、男女共同参画の視点による支援等への取組みが望まれていることがうかがえます。

また、「男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発事業の充実」(35.6%)との回答も多くあり、意識啓発への取組みが必要とされています。

■男女共同参画社会の実現のために取り組むべきこと



4 計画策定の焦点（重要項目）

これまでの社会情勢と本市の現状から導かれる課題を踏まえて、本計画の策定にあたっては以下の3点を重視し、計画全体にわたる横断的視点として位置づけ、本計画の施策を充実させるものとします。

（１）個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現

市民意識調査によると、社会全体として平等になっていると感じている人は4分の1程度にとどまり、男性が優遇されていると感じている人がほぼ半数に上ります。

また、分野別で見た場合、「社会通念、慣習、しきたり」については平等との回答が1割にとどまる一方、男性優遇は6割を占めており、このような市民の意識の傾向が、女性の社会参画を妨げるひとつの要因となっている様子がうかがえます。

男女共同参画社会の実現のためには、人権の尊重は不可欠であり、重要かつ基本的なことです。本市の状況を踏まえ、「個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

● DVや虐待等あらゆる暴力を許さない環境づくり

個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、それがどのような形であっても、どのような理由があるにしても、誰に対しても決して許されるべきものではありません。

DVや虐待等は深刻な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻む要因のひとつです。あらゆる暴力を許さない環境づくりのため、市民一人ひとりの正しい理解を深める取り組みを推進します。

（２）男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備

市民意識調査によると、男女共同参画社会の実現のために市が取り組むべきこととして、6割が「仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実」をあげています。

本市における女性の労働力率と就業率は国・県を大きく上回り、多くの女性が社会で重要な役割を担い活躍していますが、核家族化の進行などに伴い、子育てや介護などの家庭生活と仕事を両立するための支援の重要性が増している様子がうかがえます。

地域経済の持続的な発展という観点から見ても、少子高齢化とそれに伴う人口減少の更なる進行が見込まれる中にあっては、これまで以上に、男女が共に、その個性や能力を十分に発揮できる環境を整備していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、「男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

● 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への取り組み

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択・実現できる社会です。

子育て・介護等の法整備は図られたものの、実態は多くの場合依然としてあまり変わらないというのが現状です。そのため、「ワーク・ライフ・バランス」の観点から男女の働き方、家庭・地域との関わり方、特に“男性にとっての男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの意味・意義”を見直し、男女が仕事と生活を両立できる環境を整備し、意識啓発に努めることとします。

（３）あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進

市民意識調査によると、男女共同参画社会の実現のために市が取り組むべきこととして、「男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発事業の充実」、「学校における男女平等教育の推進」が３割以上と上位を占めています。

幼少期から他者を思いやる心を育み、その後も成長段階にあわせて男女共同参画に関する様々な体験や学習の機会を提供し、地域社会の一員として、市民一人ひとりが正しく理解することが、男女共同参画社会を実現していくうえで不可欠であるため、「あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

● 男女平等意識の浸透

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような多様な生き方を選択・実現できるよう、男女平等の意識づくりを進める必要があります。時代とともに男女の固定的な役割分担意識は次第に改善されつつありますが、長い時間の中で形づくられてきたものであり、即座に払拭することは難しく、さらに意識啓発に努めていく必要があります。

特に、「男らしさ」「女らしさ」の「ジェンダー問題」については、“あらゆる分野における社会的性別（＝ジェンダー）の存在に気づく視点”が大切になります。「人権を尊重した男女平等意識」の一層の浸透を図り、男女共同参画社会基本法で求められている、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指すことが必要です。もちろん、女性の経済活動への参画や男性の家庭生活等への参画だけを求めるものではありません。子育てに専念したい女性や、仕事にやりがいを持つ男性、仕事と家庭の両方をバランスよく過ごしたい人など、誰もがその人らしく暮らすことができる社会づくりに向け、取り組みます。

5 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

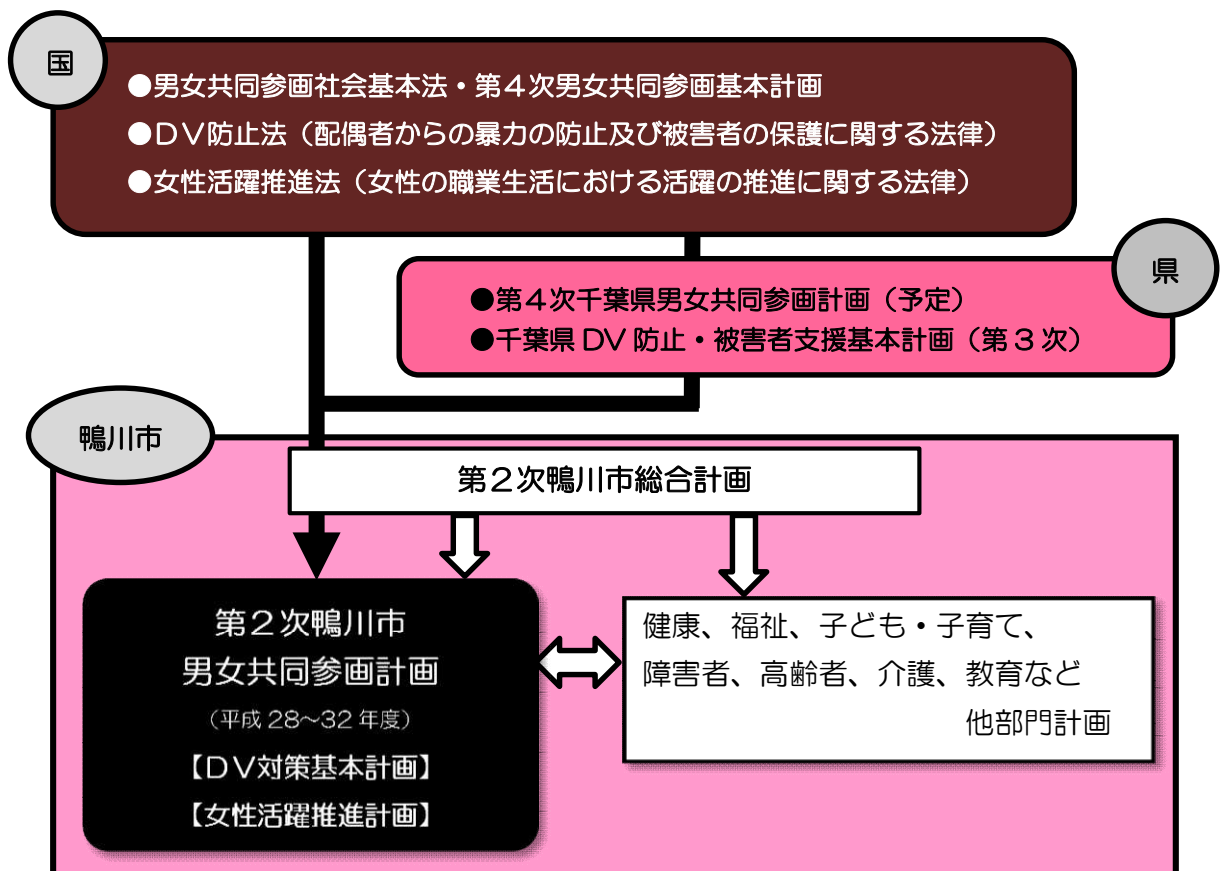
◇本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、上位計画である「鴨川市総合計画」の分野別計画として、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策や事業を総合的かつ計画的に推進するため策定したものです。

◇国及び千葉県が策定した関連計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図り策定したものです。

◇本計画のうち、基本目標Ⅰの施策の方向2「あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり」における施策「①DV（ドメスティック・バイオレンス）等に関する対策の推進」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」（以下「DV対策基本計画」という。）として位置づけます。

◇本計画のうち、基本目標Ⅱ「あらゆる分野における男女の参画促進」における施策は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」（以下「女性活躍推進計画」という。）として位置づけます。

【計画の位置付けイメージ図】

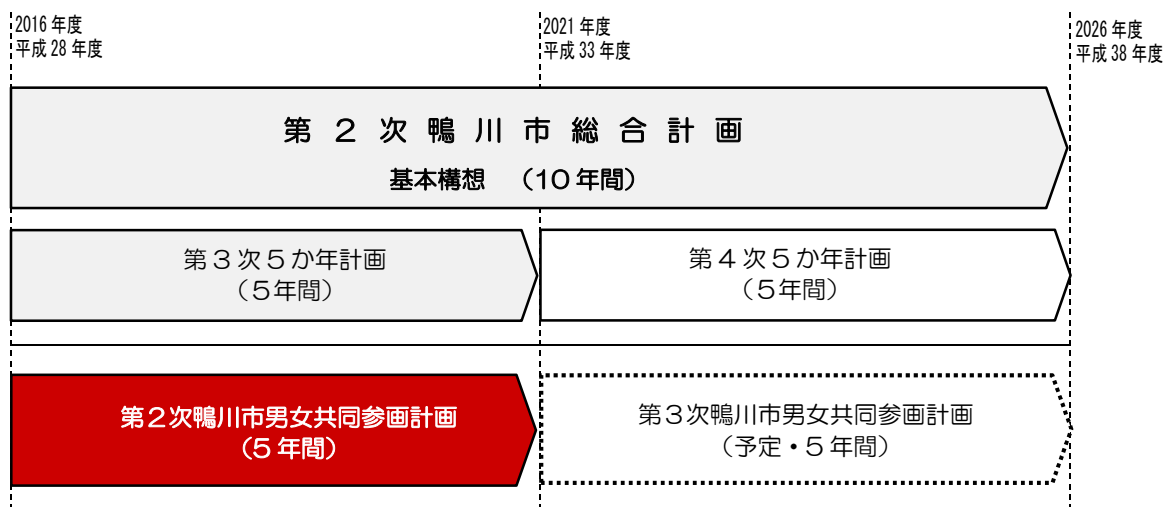


(2) 計画の期間

◇本計画の計画期間は、平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中においても、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間のイメージ図】



6 計画の策定方法と推進体制

(1) 計画の策定方法と市民ニーズの反映

- ◇本計画の策定に際しては、平成22年3月策定の『鴨川市男女共同参画計画』を基本的に踏襲しつつ、社会情勢を考慮し、「鴨川市男女共同参画推進審議会」で委員の意見を通じて得られた意見・要望を市民意向・ニーズとして、可能な限り計画に反映させました。
- ◇「パブリック・コメント」の手続きを取り、広く市民から直接意見を募り、その結果を踏まえて策定するよう努めました。
- ◇「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成27〔2015〕年度実施）等の結果から抽出された課題や意見・要望を、可能な限り計画内容に反映させるよう努めました。

(2) 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現にあたっては、男女を取り巻く社会的背景を認識した上で、あらゆる分野において総合的かつ計画的に施策を推進することが必要となります。

また、市行政のみではなく、市内の事業所等や関係機関、そして市民一人ひとりが、それぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的に取り組んでいくことが必要です。

男女共同参画に関する施策を着実に推進していくために、本市男女共同参画推進審議会の意見も伺い、市民及び事業者等の理解と協力を仰ぎながら、基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

① 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を推進していくためには、行政が主体的に果たす役割が大きく、その取組み内容は幅広い分野に渡るため、全ての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持つことが重要であり、全庁体制により推進することで本計画の実現へ着実に向かっていきます。

② 市民との連携

男女共同参画社会づくりは、市民が家庭や地域・職場などにおいて自発的かつ主体的な行動をとることが必要不可欠です。市民が行動しやすい環境を整えるため、関連する情報等のわかりやすい広報に努め、啓発活動を行います。

③ 事業所等との連携

市内の事業所、団体、機関などが、男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組むことができるよう、広報・啓発活動を行います。

④ 国・県、近隣の自治体等関係機関との連携

本計画を推進していくにあたり、国・県や近隣自治体等との連携と情報共有に努めます。

(3) 計画の推進に求められる各々の役割

市民一人ひとりが、自分自身の行動に責任を担い、自立して自己実現を図っていけるよう、それぞれの立場で男女共同参画を身近なものとして理解し、意識づくりを進めることが重要です。

各立場（視点）から重要、かつ積極的にできることを整理し、周囲に効果的な啓発活動につなげられるよう努めます。

各立場 (視点)	役 割
市	男女共同参画の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進します。 市職員一人ひとりが、男女共同参画の意味を理解し、意識の向上を図ります。
市 民	一人ひとりが家庭・地域・職場等において男女共同参画に関する理解を深め、その推進に努めます。 生活の中に、男女共同参画の視点を持って行動します。
教育関係者	男女平等の意識づけは、幼少期からの教育が有効かつ必要不可欠と考えられ、本市における教育関係者は、男女平等に配慮した教育課程や日頃の生活指導など、男女共同参画社会の実現を担う人材の育成に努めます。
企業・事業者	男女共同参画の推進に積極的に努め、市が実施する施策に協力します。

(4) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、個々の施策の進捗状況を定期的に点検・評価することにより、進行管理を行います。

(5) 成果指標

本計画における成果指標を設定しました。

項 目	現状値	目標値 (平成32年度)
「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	18.2% (平成27年度)	25.0%
「男は仕事、女は家庭」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	30.9% (平成27年度)	20.0%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	40.8% (平成27年度)	50.0%
保育サービスの充実、施設の整備に満足する市民の割合 (子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	19.1% (平成25年度)	50.0%
子育て支援施策の促進に満足する市民の割合 (子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	16.3% (平成25年度)	30.0%
学童保育を利用した児童数	206人 (平成27年度)	356人
病児・病後児保育の年間利用者数（延べ数）	0人 (平成27年度)	194人
DV被害者のうち「誰にも相談しなかった」と回答した市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	52.1% (平成27年度)	40.0%
審議会等の女性委員の割合	25.2% (平成27年4月1日現在)	30.0%
市の管理職（課長以上）に占める女性職員の割合	6.5% (平成27年4月1日現在)	10.0%
市の監督職（係長以上）に占める女性職員の割合	23.7% (平成27年4月1日現在)	30.0%

第2章 計画の理念と目標（施策の体系）

1 鴨川市の目指す地域社会（基本理念）

本市では、平成22（2010）年3月に策定した「鴨川市男女共同参画計画」の基本理念「男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現」に基づき、男女共同参画の基本的な施策・事業を推進してきました。

しかし、人々の意識や行動、社会の慣習には差別や偏見、性別役割分担の固定的な考え方が依然として見受けられ、多様な生き方を阻む課題は、顕在しています。

また、DV被害への対策や、生活困窮者の問題、新たに施行された「女性活躍推進法」等に対応するため、さらに本計画を推進する必要性が高まっており、これまでの理念に基づいた施策を継続的に進めていくことが重要になっています。

本計画では、計画策定の焦点を踏まえ、全ての人々が共に支え合い、認め合い、市民一人ひとりがこれまで以上にいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、前計画の基本理念を継承することとします。

【計画策定の焦点】

- ① 個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現
- ② 男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備
- ③ あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進

基 本 理 念

みんな
男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現

2 計画の基本目標と施策の体系（展開）

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、継続して一貫した取り組みが必要です。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い、効率的かつ効果的な施策が重要となってきています。そこで、基本目標及び施策の体系を見直し、これまでの施策を継続しながら重点施策を整理検討し、本市の実状に合わせた現実的な取り組みから男女共同参画社会の実現を目指すこととし、前計画の5つの基本目標を3つの目標に集約して定め、それぞれ関連する施策・事業を体系づけています。

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会について、広く市民の理解・協力が得られるよう、広報や啓発、教育や学習を推進します。

また、暴力等による人権侵害を許さない環境づくりを進め、市民一人ひとりが互いに思いやり人権を尊重し合う社会、男女が社会のあらゆる場面において対等な地位に立ち、均等に利益を享受できる男女共同参画社会の実現を目指し、基盤づくりを進めます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進

女性と男性の意見が同等に社会へと反映されるように、行政や企業、団体等における政策・方針決定や企画立案の場への女性の参画を図ります。

また、男女が共に家庭や地域社会の一員としての責任を担い、それぞれの場面において能力を発揮するための環境づくりを進めます。

労働の場における機会と待遇の平等を確保するとともに、ライフスタイルやライフステージ*に応じて多様な働き方を選択できるようにするための環境づくりを進めます。

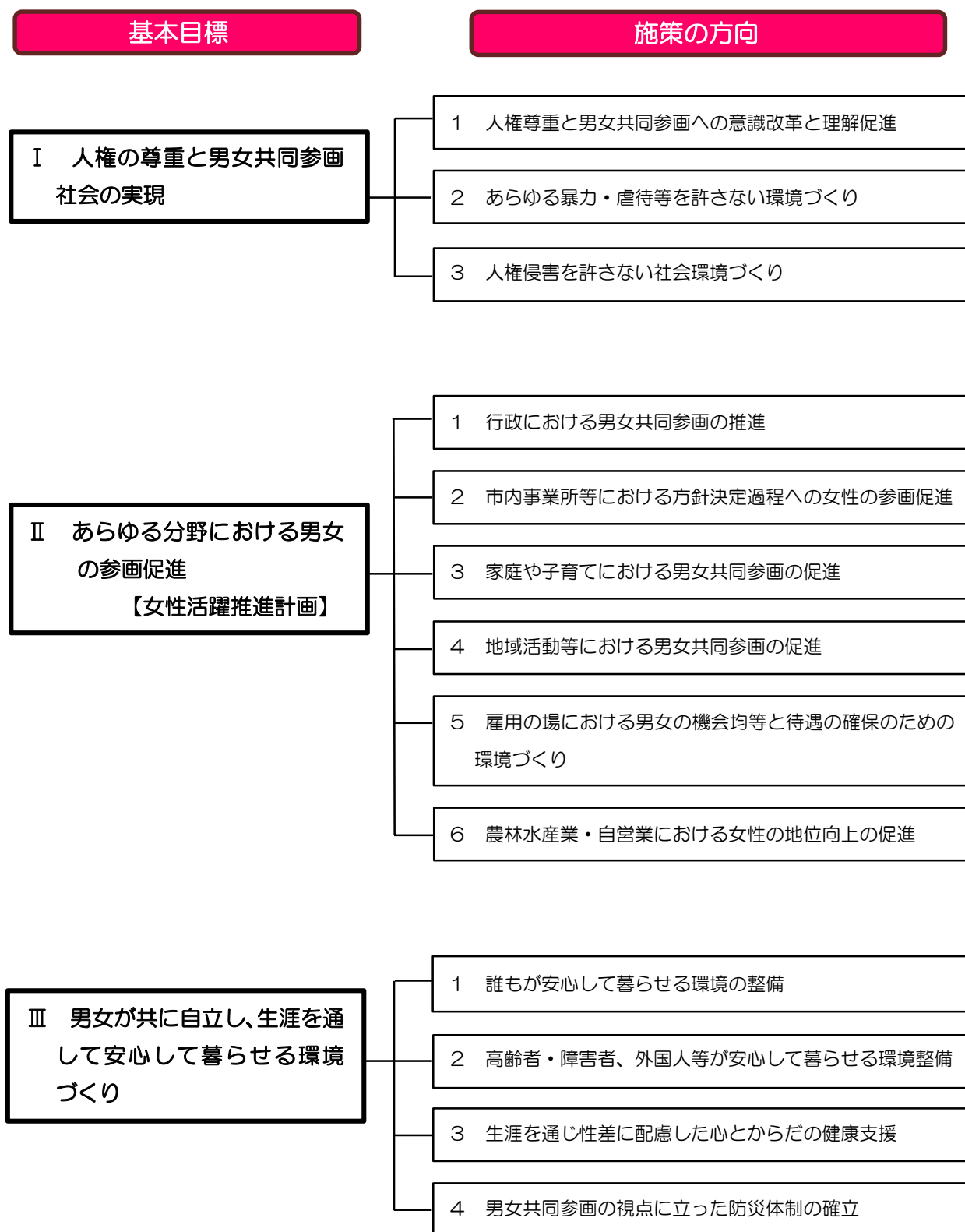
基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくり

高齢者及び障害者等の自立・社会参画の促進、性差に配慮した健康づくりや防災対策の推進を通して、市民が生涯にわたって安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。

*ライフステージ

人の一生を、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階のこと

〈施策の体系〉



〈施策の展開〉

I 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

施策の方向	主要な施策（取組み）
1 人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進	①固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の推進 ②男女平等意識の醸成 ③学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進 ④男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実 ⑤国際理解の醸成
2 あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり	①DV（ドメスティック・バイオレンス）等に関する対策の推進 【DV対策基本計画】 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進 ③児童・高齢者・障害者に対する暴力の根絶
3 人権侵害を許さない社会環境づくり	①人権に関する相談等の充実 ②男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供 ③メディアや行政刊行物等における人権尊重の十分な配慮

II あらゆる分野における男女の参画促進 【女性活躍推進計画】

施策の方向	主要な施策（取組み）
1 行政における男女共同参画の推進	①各審議会等委員への女性の参画促進 ②市役所における男女共同参画の推進
2 市内事業所等における方針決定過程への女性の参画促進	①女性の登用促進に関する働きかけ ②女性の人材の育成
3 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進	①ワーク・ライフ・バランスの啓発 ②男性の家事・育児・介護への参画促進 ③教育・保育事業の充実 ④地域が一体となった子育て支援体制の充実
4 地域活動等における男女共同参画の促進	①地域活動への支援
5 雇用の場における男女の機	①女性の労働条件向上と雇用の場における平等の促進

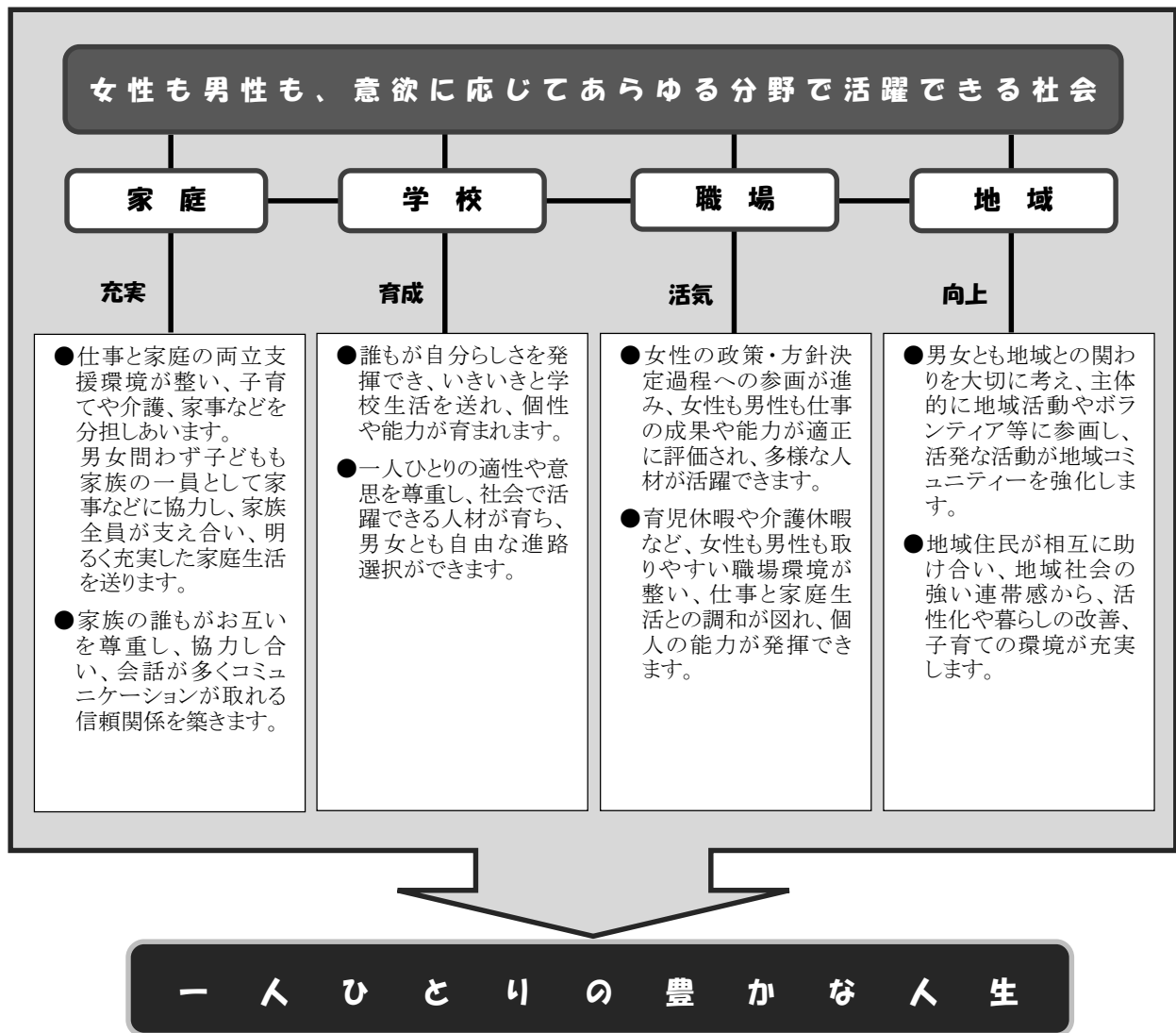
会均等と待遇の確保のための 環境づくり	②就職希望者に対する情報提供 ③働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知 ④雇用の場の充実
6 農林水産業・自営業における 女性の地位向上の促進	①農林水産業における男女の経営参画の促進 ②自営業における男女の経営参画の促進

Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくり

施策の方向	主要な施策（取組み）
1 誰もが安心して暮らせる環 境の整備	①相談支援の充実 ②ひとり親家庭等への支援の充実
2 高齢者・障害者、外国人等が 安心して暮らせる環境整備	①高齢者・障害者の福祉の充実と自立支援 ②高齢者・障害者の社会参画の促進 ③在住外国人に対する支援
3 生涯を通じ性差に配慮した 心とからだの健康支援	①母子健康の保持と増進 ②性差に配慮した健康支援対策の実施 ③生涯にわたる健康の包括的な支援
4 男女共同参画の視点に立っ た防災体制の確立	①女性の参画など性差等に配慮した防災対策の推進

「男女共同参画社会」が実現するとどんな社会になるの？

【男女共同参画社会のイメージ図】



第3章 計画の内容

基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

施策の方向 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進

男女平等が求められてきた社会の中で、性の違いによる固定観念から偏見や差別などが未だ顕在しており、この固定観念の解消とともに男女共同参画に対する意識を高めることが重要であることから、人権尊重に基づく啓発活動や関連情報の提供を行い意識改革と理解の促進を図ります。

人権の尊重や男女平等については、若年層の早い時期における教育環境等が重要であることから、学校・幼稚園・保育所、認定こども園などにおいて、性別にかかわらず個性と能力を伸ばす教育や保育を行います。

また、幼少期から人権と個性を尊重する心を育むため、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進します。

性についても正しい理解を促進するとともに、子ども達や家庭への支援としてきめ細かい相談体制の充実を図ります。

このような教育を経た後も、地域社会の一員として子どもから大人へと引き続き、生涯にわたる男女共同参画を学ぶことができるように、様々な分野における学習の場や機会の創出を図り生涯学習の充実に努めます。

男女共同参画の取組みは、国際連合を中心とした世界レベルの問題であり、国際社会への注意を払いつつ市民一人ひとりの国際理解を高めることが大切なことから、地域の国際交流活動などを通し国際理解の醸成を図ります。

① 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の推進

事業名	事業内容	担当課等
固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発	◇「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣行等の解消を図るため、意識啓発を行います。	企画政策課

② 男女平等意識の醸成

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画に関する情報の収集と提供	◇男女共同参画に関連する情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して広く市民に提供します。	企画政策課
男女共同参画に関するセミナー等の開催	◇県などの関連団体との連携のもと、男女共同参画に関するセミナー等の開催を検討します。	企画政策課

③ 学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進

事業名	事業内容	担当課等
男女平等の視点に立った教育・学習の推進	◇学級会や児童会、生徒会といった校内組織における男女平等への配慮や、男女平等に関する歴史の学習の実施など、学校教育活動全般において、子どもの発達段階に即した教育や学習を推進します。 ◇教材等の選定にあたり、男女共同参画の視点を加味するよう努めます。	学校教育課
人権教育の推進	◇自分自身や他者の生命・人権を尊重し、差別やいじめをしない子どもの育成に向けた人権教育を推進します。 ◇人権擁護委員等との連携のもと、市内小学校における人権教室や街頭啓発を支援します。 ◇いじめ防止等の対策の充実を図ります。	学校教育課
男女共同参画の視点に立った進路指導の推進	◇固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、生徒一人ひとりの資質や適性に応じた進路指導を推進します。	学校教育課
保育所等における男女平等な教育・保育の推進	◇不必要に男女を区別することがないように教育・保育を行います。	子ども支援課 学校教育課
職員研修の充実	◇教職員等に対する研修の充実に努め、男女平等意識と能力の向上を図ります。	学校教育課 子ども支援課
性についての正しい理解の促進	◇各中学校へのスクールカウンセラーの配置などにより、性に関する悩みについて子どもが相談しやすい環境を整備します。 ◇専門的な知識や経験を有した講師を招聘するなど、思春期健康教育の実施について、実践的な計画を作成し、正しい性の理解に向けた取組みを推進します。	学校教育課

④ 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実

事業名	事業内容	担当課等
生涯学習の充実	◇男女がその個性に応じて能力を高め多様な生き方を選択していくための学習機会の提供を図り、生涯学習の充実に努めます。	生涯学習課 企画政策課
図書館における男女共同参画に関する図書の充実	◇男女共同参画に対する市民の正しい知識と理解を深めるため、関連図書を整備し活用を図ります。 ◇男女共同参画に関する図書の利用件数が増加するように、展示の仕方等を工夫します。	生涯学習課 (図書館)

⑤ 国際理解の醸成

事業名	事業内容	担当課等
国際姉妹都市等との交流の推進	◇国際姉妹都市であるアメリカ合衆国マニトワック市等との交流を促進し、地域における国際理解の向上を図ります。	企画政策課
民間国際交流団体等への支援	◇国際交流活動等を実施する民間の国際交流団体の活動等を支援します。	企画政策課
CIR（国際交流員）の活用	◇CIR を活用し、地域住民の異文化理解のための交流活動など、市民の国際意識を醸成し、国際化を推進します。	企画政策課
英語教育の充実	◇ALT（外国語指導助手）等を活用し、市内の小中学校・幼稚園等における英語教育の充実に努めます。	学校教育課 子ども支援課

施策の方向 **2** あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり

配偶者等からの暴力等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

人権尊重と男女平等の教育を踏まえ、「DV防止法」に基づき、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等のあらゆる暴力を許さない社会を形成し、様々な機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努めます。

DV被害者に最も身近な行政主体である市として、相談・支援体制を充実し、被害者の気持ちにより添い速やかに関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

また、社会問題化している児童虐待や高齢者、障害者への虐待等について、本市で作成しているDV被害者支援マニュアル、子ども虐待対応マニュアル、障害者虐待対応マニュアル、高齢者虐待対応マニュアルを活用し、関係機関との連携体制を強化し、支援に結びつくよう情報収集に努めるとともに相談支援体制の充実を図ります。

① DV（ドメスティック・バイオレンス）等に関する対策の推進 【DV対策基本計画】

事業名	事業内容	担当課等
DV等に関する周知	◇DVやデートDV、人身取引に関する情報等を収集し、市広報誌やホームページ、パンフレットの回覧等を通して提供することにより、市民意識の啓発を行います。	健康推進課
DV被害者を支援する体制の充実	◇DV被害者の安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、相談支援を実施します。また、DV被害者の保護と心身ケア、社会的自立を促す支援体制の充実を図ります。 ◇市広報誌やホームページ等を通して相談窓口を周知します。	健康推進課

② セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進

事業名	事業内容	担当課等
庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進	◇セクシュアル・ハラスメント等の発生状況の把握とともに、防止に向けた職員への意識啓発に努めます。 ◇相談者のプライバシーに配慮しながら的確かつ迅速な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談体制の充実を図ります。	総務課

教育機関における セクシュアル・ハラ スメント等防止対 策の推進	◇各小中学校において職場規律の向上を目的とした会 議を開催し、セクシュアル・ハラスメント等防止の ための取組みを推進します。	学校教育課
事業所等に対する 広報・啓発	◇セクシュアル・ハラスメント等防止のための情報を 収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行いま す。	農水商工課

③ 児童・高齢者・障害者に対する暴力の根絶

事業名	事業内容	担当課等
児童・高齢者・障害 者に対する虐待防 止対策の推進	◇児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に係る関係機 関の連携強化を図り、虐待の予防、早期発見、早期 対応、再発防止その他虐待の防止対策を推進します。	健康推進課 福祉課 子ども支援課
児童虐待の早期発 見と被害者支援の 充実	◇児童虐待の予防と早期発見を図るため、乳児家庭全 戸訪問事業を実施します。 ◇被害者発見時においては関係機関等との連携のも と、再発防止や親子関係修復等のための支援を行いま す。	子ども支援課 健康推進課
高齢者に対する虐 待の早期発見と被 害者支援の充実	◇高齢者とその家族を対象として、医療・介護・福祉 などに関する総合的な相談窓口の周知を図り、被害 者の発見に努めます。 ◇鴨川、長狭、江見、天津小湊の各地区において相談 の受付を行います。 ◇被害者発見時においては関係機関等との連携のもと 再発防止や家族関係修復等のための支援を行いま す。	福祉課 健康推進課
障害者に対する虐 待の早期発見と被 害者支援の充実	◇障害者に対する虐待の早期発見を図るため、本人や 家族からの相談を随時受け付けるほか、関係機関等 との連携を密にします。 ◇被害者発見時においては関係機関等との連携のも と、再発防止や家族関係修復等のための支援を行いま す。	福祉課 健康推進課

施策の方向 **3** 人権侵害を許さない社会環境づくり

人権侵害について、市内の実情や市民の意識を明らかにした市民意識調査を実施するとともに、情報提供及び啓発することにより男女平等の意識の醸成に努めます。

また、市広報誌やホームページ等の行政による情報発信の際は、ジェンダーに配慮した内容とし、他の情報についてはメディア・リテラシー^{*}の向上を促進して、多様な情報からの人権侵害等の排除に取り組みます。

さらに、人権や性別にかかわる不当な差別について、相談窓口を周知・広報するとともに支援体制の充実を図ります。

① 人権に関する相談等の充実

事業名	事業内容	担当課等
人権相談の充実	◇全ての人が差別なく幸せに暮らす権利を守るため、千葉地方法務局と連携し、「特設人権相談所」を市内各地区において定期的に開設します。 ◇千葉地方法務局との連携を密にし、人権侵犯事件が発覚した場合における調査・救済のための協力体制の整備を進めます。 ◇市広報誌及びホームページ等を通して相談窓口を周知します。	総務課
県女性サポートセンターの周知	◇女性が抱える悩み・問題などに関する相談の窓口となる県女性サポートセンターについて周知します。	健康推進課

② 男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画に関する市民意識調査の実施	◇男女共同参画に関する市内の実情や市民の意識の現状を明らかにするために必要な調査項目を検討し、市民意識調査を実施します。また、調査結果をホームページ等に掲載することにより、情報提供・啓発を行います。	企画政策課
他団体における取組みに関する情報の収集と提供	◇国、県、近隣自治体の取組み状況について、情報の収集及び提供に努めます。	企画政策課

*メディア・リテラシー

メディアによって伝えられる情報を読み解き、活用する能力と、メディアを使って表現する能力。

③ メディアや行政刊行物等における人権尊重の十分な配慮

事業名	事業内容	担当課等
行政刊行物等における表現の十分な配慮	◇市広報誌やホームページ等を通して情報発信を行う際に、性別に関する固定観念に捉われない表現を行うように努めます。	各所属
メディア・リテラシーの向上促進	◇メディア・リテラシーの向上を促進するため、多様な情報の提供と併せてインターネット端末の開放による学習機会の提供を行います。	総務課

基本目標 II あらゆる分野における男女の参画促進

【女性活躍推進計画】

施策の方向 1 行政における男女共同参画の推進

行政において、男女平等社会に基づく対等な構成員として政策の立案・決定の場へ積極的に女性が参画することは、市民一人ひとりが持つ多様な考え方が社会へ反映されていくことと期待されます。

市行政においては、女性の参画は依然少ない状況から、各審議会等における女性委員や市管理職への女性職員の登用を進めるため、人材の発掘と育成に努めることが重要であり、市民及び職員が個々の持つ多様な意見を反映できる行政運営をより一層推進していきます。

また、本市において「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みを推進します。

① 各審議会等委員への女性の参画促進

事業名	事業内容	担当課等
審議会等における女性委員の登用の促進	◇「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、各審議会等における女性の登用率が30%以上になるように努めます。	総務課 各所属
行政情報の積極的な公開	◇市民の市政への関心を高め、更なる参画を促進するため、行政情報の積極的な公開に努めます。	各所属

② 市役所における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課等
女性職員の管理職への登用の促進	◇性別にかかわらず、個人の能力と適正に応じた職員配置と管理職への登用を行います。	総務課
女性職員の職業生活における活躍の推進	◇特定事業主行動計画に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みを推進します。	総務課
市役所における育児・介護休業等に関する職場環境の整備	◇育児・介護休業制度、育児・介護のための勤務時間短縮等の措置や時間外労働の免除の請求をすることができる制度等について、職員への周知・定着を推進します。	総務課

施策の方向 **2** 市内事業所等における方針決定過程への

女性の参画促進

女性が自らの意志による社会参画を実現するためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

市内の事業所等で働くすべての男女が、共に支え合い、責任を分かち合い、個々の能力を発揮することで地域経済のより一層の活性化を図るため、事業者や団体等に対し方針決定過程への女性参画に取組み拡大するよう、周知広報による啓発を進めます。

① 女性の登用促進に関する働きかけ

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する 広報・啓発	◇関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	農水商工課

② 女性の人材の育成

事業名	事業内容	担当課等
研修会などに関する情報の収集と提供	◇女性の能力向上のために開催される研修会等の情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して提供します。	企画政策課

施策の方向 **3** 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進

国の取組みとして進められているワーク・ライフ・バランスは、一人ひとりが心身ともに健康かつ喜びに満ちた人生を送るため、仕事と家事、出産・育児などの家庭生活や趣味、地域における活動などが調和した状態を目指しており、男女が共に家庭生活における責任と喜びを分かち合い、その他の活動と両立できることが必要です。

そのため、特に男性の家庭生活への参画促進に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を推進します。

ワーク・ライフ・バランスにおける課題としては、出産・子育てに関することが大きく、公的なサービスや地域一体となった子育て支援とともに高齢者等の介護支援を含めた体制強化が必要であることから、地域住民が互いに支え合う総合的な地域福祉の充実を図ります。

また、ひとり親家庭等においてはさらに安心して生活していく支援が必要であり、仕事と家庭を両立するための環境づくりのため、経済的支援や相談体制の充実を図ります。

① ワーク・ライフ・バランスの啓発

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する 広報・啓発	◇ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	農水商工課

② 男性の家事・育児・介護への参画促進

事業名	事業内容	担当課等
男性の食生活改善 事業	◇主に高齢男性の食の自立を目的として、健康づくりに関する知識や調理技術の向上に関する講習会等を実施します。	健康推進課
パパママ学級の開催	◇男女が共に力を合わせて育児に参加できる社会づくりを促進するため、意識啓発と技術指導を兼ねたパパママ学級を開催します。	健康推進課
育児、介護等に関する講座等への参加促進	◇育児や介護等に関する各種講座等への男性の参加が促進されるように、開催日時や講座のテーマ等について工夫します。	健康推進課

③ 教育・保育事業の充実

事業名	事業内容	担当課等
幼保一元化の推進	◇一体型施設や近接施設において、4・5歳児には幼稚園での幼児教育を行い、0～5歳児の共働き家庭等の児童には保育サービスとして、朝夕の延長保育を提供する幼保一元化を引き続き推進します。	子ども支援課 学校教育課
教育・保育サービスの充実	◇多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図るため、延長保育、一時預かりや病児保育などを実施します。	子ども支援課 学校教育課
学童保育の充実	◇市内の留守家庭児童の健全育成と事故防止のため、学童クラブを運営する団体に補助金を交付するほか、運営支援を行います。	子ども支援課

④ 地域が一体となった子育て支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する広報・啓発	◇育児休業や介護休業の取得に関連して事業所等が措置すべきことに関する情報を収集し、広報・啓発を行います。	農水商工課
子育てに関する相談事業	◇育児相談及び健診後のフォロー等を目的として、各種相談事業を実施します。 ◇家庭における適正な児童養育と家庭児童福祉向上を図るため、関係機関と連携を図りながら、家庭児童相談を実施します。	健康推進課 子ども支援課
地域子育て支援の充実	◇子育てに関する支援を総合的に行うことにより、子育て環境の整備と児童の健やかな育成を図ります。	子ども支援課
ファミリー・サポートセンターの利用促進	◇子育てを支援したい人と子育て支援サービスを受けたい人の相互援助組織であるファミリー・サポート事業の周知に努め、その利用を促進します。	子ども支援課

施策の方向 **4** 地域活動等における男女共同参画の促進

地域社会への参画は、自身のワーク・ライフ・バランスを充実させるだけでなく、誰もが安心して暮らせる地域福祉の充実とともに、活力ある社会を形成する支援となります。

男女共に、誰もが地域社会の一員として主体的に地域活動に参画し、活力ある地域社会を形成するため、地域活動への支援を推進します。

① 地域活動への支援

事業名	事業内容	担当課等
市民提案によるまちづくりの支援	◇まちづくりへの市民参画を推進するため、市民やNPO法人などの市民活動団体が、自ら企画し実施するまちづくり活動を支援します。	企画政策課
自治組織等の維持・活性化の促進	◇自治組織等への各種支援の実施を通して、組織の維持と活性化を図ります。	企画政策課
市民活動の支援	◇まちづくりの担い手となる市民活動団体を支援するため、これらの活動に参加したい市民に対し、情報提供や、相談の場を設けます。	企画政策課

施策の方向 **5** 雇用の場における男女の機会均等と

待遇の確保のための環境づくり

女性の雇用の場における待遇は、男女雇用機会均等法や労働基準法の改正などを通し環境が改善されてきましたが、依然として男女の格差は顕在しています。

女性の労働環境が向上するため、雇用の場を提供する企業や事業所・団体等に対する啓発を行うとともに、就業希望の女性に対しては、求人に関することや職業能力開発事業等の情報提供及び相談等の支援に努めます。

① 女性の労働条件向上と雇用の場における平等の促進

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する 広報・啓発	◇女性の雇用と労働条件向上に関する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	農水商工課

② 就職希望者に対する情報提供

事業名	事業内容	担当課等
求人情報の提供及び就職相談会の開催	◇市役所 1 階のふるさとハローワークにおいて、職業相談、職業紹介等を実施するとともに、国等と連携した就職相談会を開催します。	農水商工課
女性の再就職の促進	◇ハローワーク等の関係機関と連携し、女性の再就職希望者に特化した相談窓口を周知するとともに、職業訓練など、職業能力開発に関する情報の提供に努めます。	農水商工課

③ 働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する 広報・啓発	◇男女雇用機会均等法や労働基準法、母子保健法等に基づく妊娠・出産等の母性保護や健康管理のあり方について情報を収集し、市内事業所等と就労者に対して広報・啓発を行います。	農水商工課

④ 雇用の場の充実

事業名	事業内容	担当課等
雇用の場の充実	◇市内における就労の場が充実するよう企業の誘致に努めるとともに、既存企業や新規起業家への低利融資等の支援を行います。	企画政策課 農水商工課

施策の方向 **6** 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進

本市の基幹産業でもある農林水産業、商工業等の自営業において、男性（夫）が事業主で女性（妻）が家族従業員となっていることが多く、女性が抱える負担の大きさと果たしている役割が適正に評価され、女性の地位向上が促進されるよう啓発に努めます。

また、自営業の男女共同参画経営を推進するため、家族経営協定の締結を推奨し、意思決定の場への女性参画を促進するとともに、能力開発の支援などを関係団体と連携して取り組みます。

① 農林水産業における男女の経営参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
家族経営協定の締結の促進	◇認定農業者を対象とした研修等において、家族経営協定の締結による男女のパートナーシップの確立について啓発を行います。	農水商工課
農業体験セミナーの開催	◇新規就農希望者の経営の安定及び就農の継続・定着を促進するため、関係団体等と連携して農業に関する体験セミナーを開催します。	農水商工課
農林水産分野における女性の経営参画の促進と起業支援	◇県や周辺市町村などの関係団体との連携により、農林水産分野における女性起業家や起業グループの活動を支援する体制を整備します。	農水商工課

② 自営業における男女の経営参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
自営業者への啓発と情報提供	◇商工会等の関係団体と連携し、男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。	農水商工課
経営支援及び企業環境の整備	◇既存の自営業者の経営の健全化・安定化と、新規に起業を行う者に対して、資金融資に際しての利子補給等を行います。	農水商工課

基本目標 Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して

安心して暮らせる環境づくり

施策の方向 **1** 誰もが安心して暮らせる環境の整備

女性を取り巻く生活環境は、高齢者介護やひとり親家庭等、雇用条件の格差等と厳しい現状となっています。

また、生活保護を受ける前の人も含めた生活困窮者の増加とともに、ひとり親家庭等や若い女性の貧困化も社会問題となっているなかで、生活困窮者自立支援制度^{*}が施行（平成27（2015）年4月）されており、生活上の困難に対する相談等を含め適正な生活支援を推進し、女性の経済的自立を促します。

① 相談支援の充実

事業名	事業内容	担当課等
総合相談体制の充実	◇市内2か所の福祉総合相談センターにおいて、福祉や介護等に関する相談に対応するワンストップサービスを提供します。	健康推進課
生活困窮者の自立支援	◇生活困窮者自立支援事業を実施します。	健康推進課

② ひとり親家庭等への支援の充実

事業名	事業内容	担当課等
ひとり親家庭等に対する経済的支援	◇ひとり親家庭等における負担を軽減し、子どもを健全に育成していくための経済的支援を実施します。	子ども支援課
ひとり親家庭等を対象とした相談受付と情報提供の実施	◇関連する福祉サービスや無料法律相談窓口等の情報提供を行います。また、民生委員や児童委員等により、福祉に関する相談や指導助言等を実施します。	子ども支援課

***生活困窮者自立支援制度**

働きたくても働けない、住む所がないなど、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者）に対し、自治体等の相談窓口で一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う制度。

施策の方向 **2** 高齢者・障害者、外国人等が安心して

暮らせる環境整備

高齢者や障害者が安心して暮らせる地域であるため、介護保険制度の円滑な運営とともにサービスの提供に努め、介護などの負担が女性に集中することがなく、いきいきと過ごせる生活環境を整えます。

また、市内在住の外国人や誰もが暮らしやすい環境をめざし、地域が一体となって助け合う支援体制の充実を図ります。

① 高齢者・障害者の福祉の充実と自立支援

事業名	事業内容	担当課等
高齢者の自立支援	◇要介護状態にならないよう高齢者のロコモティブシンドローム（運動器症候群）や低栄養、認知症予防や口腔機能向上等を目的とした介護予防に関する知識の普及・啓発に努めます。また、各種健康教室等において、介護予防サポーターなど地域ボランティアを育成・支援することにより、高齢者を支える体制づくりを行います。	健康推進課
障害者の自立支援	◇本市において策定した障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、各種支援サービスを実施します。	福祉課
介護・福祉環境の充実	◇高齢者や障害者、家族等が必要なサービスを安心して利用できるように、相談業務を通して個別のケースに応じた適切なサービスや情報提供を行います。	健康推進課 福祉課

② 高齢者・障害者の社会参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
高齢者の活動の場の充実	◇老人クラブやシルバー人材センター、自主的に介護予防を実践する市民団体等への支援を通して、高齢者の活動の場の充実を図ります。	健康推進課
高齢者等を対象としたいきいき学級の開講	◇公民館を主な活動の場として、講演会や研修会などを開催するほか、保健師や栄養士等による健康相談・体力測定を行います。	生涯学習課 （公民館） 健康推進課
障害者の就労支援	◇ハローワークや千葉障害者職業センターなど関係機関との連携を通して、障害者の就労支援を推進します。	福祉課 農水商工課

福祉タクシー事業	◇重度心身障害者が福祉タクシーを利用する際に料金の全部又は一部を助成することにより、社会参画を促進します。	福祉課
----------	---	-----

③ 在住外国人に対する支援

事業名	事業内容	担当課等
外国人相談窓口の設置	◇在住外国人が言語や文化の違いにより孤立することなく安心して暮らすことができるように、外国語により対応する相談窓口を設置し、各種相談の受付を行います。	企画政策課
市内在住の外国人への生活支援の充実	◇外国人向けの暮らしのガイドや防災マップ等を充実させるとともに、各種交流イベントや防災教室を開催します。	企画政策課

施策の方向 **3** 生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援

誰もが互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現には、男女がお互いの性を尊重し合い、それぞれの心身の特性を十分理解することが大切です。

そのため、全ての人が健康に暮らしていくための性と生殖に関する理解とともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{*}（性と生殖に関する健康と権利）の考え方から啓発に努めます。

特に、女性は男性と異なる健康上の問題に直面するため、各ライフステージに応じた健康の保持・増進に関する支援を充実させ、適切な保健・医療サービスを利用できる環境整備を推進し、性差に配慮した支援に努めます。

① 母子健康の保持と増進

事業名	事業内容	担当課等
妊娠・出産に関する支援	◇妊婦・乳幼児の各種相談・診察・指導や、母子健康手帳の交付により、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。	健康推進課

② 性差に配慮した健康支援対策の実施

事業名	事業内容	担当課等
性差を踏まえた検診事業の実施	◇子宮がん、乳がん、前立腺がんの検診など、性差に配慮した検診事業を実施します。 ◇疾病の早期発見・予防のため、各種検診の受診率向上に努めます。	健康推進課
健康づくりの支援	◇健康状態に応じて、的確に自己管理を行うことができるように、相談支援等の充実を図ります。	健康推進課

③ 生涯にわたる健康の包括的な支援

事業名	事業内容	担当課等
スポーツ・レクリエーションの普及促進	◇市内で行われるスポーツ・レクリエーション活動について、活動内容に関する市民への情報提供や、活動拠点となる各種運動施設の整備を行います。 ◇関連する活動を行う団体への各種支援を通して、スポーツ・レクリエーションの更なる普及を促進します。	スポーツ振興課

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指す。

施策の方向 **4** 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

本計画では、これまで被災地からの声として避難所等における女性への配慮が必要との課題から、本市では女性の視点に立った防災対策を推進します。

併せて、性別に関わらず乳幼児や障害者、高齢者等へ配慮した防災対策について、男女共同参画の視点に立って取り組みます。

① 女性の参画など性差等に配慮した防災対策の推進

事業名	事業内容	担当課等
防災対策における性差等への配慮	◇鴨川市消防団における女性消防隊員の活動に対する支援などを通して、女性の視点を活かした地域防災活動を推進します。 ◇災害発生時における避難場所での生活を想定して、独立した区画を設けるためのパーテーションや各種物資など、女性の視点を盛り込んだ準備を行います。	消防防災課

- 男女共同参画に関わる相談窓口について
- 第2次鴨川市男女共同参画計画の策定経過
- 鴨川市男女共同参画推進審議会 委員名簿
- 鴨川市男女共同参画推進審議会設置要綱
- 鴨川市男女共同参画推進審議会への諮問及び答申
- 男女共同参画社会実現に向けた施策の国内外の経過
(世界・日本・千葉県)
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
〔DV防止法〕
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
〔女性活躍推進法〕

男女共同参画に関わる相談窓口について

男女共同参画に関わる相談窓口は、その内容によりさまざまですので、ここではその中からいくつかを掲載しています。(平成 28 年 3 月 1 日現在)

一人で悩まずに、まずは相談を！

施設名等	連絡先	相談内容
福祉総合相談センター (ふれあいセンター内)	TEL 7093-1200 (緊急の場合は、夜間・休日でも受付)	子ども、障害者、高齢者、DV等、対象者を問わない包括的なワンストップ相談窓口
安房健康福祉センター (安房保健所内・配偶者暴力相談支援センター)	TEL 0470-22-6377 (9:00~17:00/土・日曜日、祝日、年末年始はお休み)	DV相談等
千葉県女性サポートセンター (配偶者暴力相談支援センター)	TEL 043-206-8002 (24 時間、365 日受付)	DV相談等 (女性専用)
千葉県警察本部相談サポートコーナー	TEL 043-227-9110 (月曜日～金曜日 8:30~17:15)	DV相談等 ★命の危険を感じたら、まず 110 番！
千葉県男女共同参画センター	TEL 04-7140-8605 (火曜日～日曜日 9:30~16:00)	女性のための電話相談
	TEL 043-285-0231 (火曜日・水曜日 16:00~20:00)	<u>男性のための電話相談</u>
児童相談所全国共通ダイヤル	TEL 189 (24 時間、365 日受付)	児童虐待の相談・通告等
千葉県子ども・家庭 110 番	TEL 043-252-1152 (24 時間、365 日受付)	児童虐待の相談・通告等
千葉県労働相談センター	TEL 043-223-2744 (平日 9:00~20:00)	パワハラ・セクハラや労働に関する相談

第2次鴨川市男女共同参画計画の策定経過

年 月	実施内容
平成 27 年 5 月	市民意識調査の実施
平成 27 年 9 月 18 日	鴨川市男女行動参画推進審議会 第 1 回会議（諮問） 市民意識調査集計等結果報告書（案）について 新たな男女共同参画計画骨子案について
平成 27 年 11 月 19 日	鴨川市男女行動参画推進審議会 第 2 回会議 第 2 次鴨川市男女共同参画計画（素案）について
平成 28 年 1 月 19 日	鴨川市男女行動参画推進審議会 第 3 回会議 第 2 次鴨川市男女共同参画計画（原案）について
平成 28 年 2 月 1 日～3 月 1 日	パブリックコメント手続の実施
平成 28 年 3 月 18 日	鴨川市男女行動参画推進審議会 第 4 回会議（答申） パブリックコメント手続の実施結果について 市民意識調査集計等結果報告書（案）について 答申（案）について
3 月	第 2 次計画の策定

鴨川市男女共同参画推進審議会 委員名簿

委嘱任期：平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

摘要	氏 名	委嘱区分	性別
会長	速水 昭雄	識見者	男
副会長	上村 美智代	識見者	女
委員	角田 佐智子	識見者	女
〃	黒川 洋子	識見者	女
〃	齋藤 守彦	識見者	男
〃	立野 慶子	識見者	女
〃	永井 佳美	識見者	女
〃	長谷川 裕一	識見者	男

※ 委員の男女比構成：男 38%・女 62%

鴨川市男女共同参画推進審議会設置要綱

鴨川市男女共同参画推進審議会設置要綱

平成 24 年 10 月 26 日

鴨川市告示第 145 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鴨川市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 男女共同参画計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る各種施策に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に関すること。

2 審議会は、前項に掲げる事項に関し、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民

3 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(鴨川市男女共同参画審議会設置要綱の廃止)

- 2 鴨川市男女共同参画審議会設置要綱（平成 21 年鴨川市告示第 137 号）は、廃止する。

(任期の特例)

- 3 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

鴨川市男女共同参画推進審議会への諮問及び答申

鴨 企 政 第 6 7 2 号

平成 2 7 年 9 月 1 8 日

鴨川市男女共同参画推進審議会

会長 速水 昭雄 様

鴨川市長 長谷川 孝夫

第 2 次鴨川市男女共同参画計画について（諮問）

鴨川市男女共同参画推進審議会設置要綱（平成 24 年鴨川市告示第 145 号）第 2 条の規定に基づき、第 2 次鴨川市男女共同参画計画の策定に当たり、貴審議会の意見を求めます。

(仮置き・案)

平成28年3月 日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

鴨川市男女共同参画推進審議会
会長 速水 昭雄

第2次鴨川市男女共同参画計画について（答申）

平成27年9月18日付け鴨企政第672号で諮問のありました第2次鴨川市男女共同参画計画については、本審議会において慎重に審議を行った結果、別添の第2次鴨川市男女共同参画計画（案）は、本市の特性を踏まえた課題に取り組む計画として、妥当なものと認めます。

なお、審議の過程において出された主な意見は下記のとおりですので、本計画の基本理念である「男女（みんな）が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現」に向け、計画執行の段においては、その趣旨につき、ご配慮くださるよう要請します。

記

- 1 男女共同参画に対する市民の理解を深めるため、意識啓発に努めていただきたい。
- 2 適切なメディアを使用し、わかりやすい情報発信に努めていただきたい。
- 3 本市の実情に合わせ、柔軟かつ積極的な事業展開に努めていただきたい。
- 4 行政だけでなく、市民、地域、事業者等が連携・協働して、計画事業の推進に努めていただきたい。

男女共同参画社会実現に向けた施策の国内外の経過 (世界・日本・千葉県)

年	世 界	国	千葉県
昭和 50 (1975) 年	国際婦人年 国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
昭和 51 (1976) 年		民法の一部を改正する法律 施行（離婚後の姓の選択自由）	
昭和 52 (1977) 年		「国内行動計画」策定 国立婦人会館開館	
昭和 54 (1979) 年	国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		
昭和 55 (1980) 年	国連婦人の十年アジア太平洋地域政府間会議（コペンハーゲン）「国連婦人の十年後後半期プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名	
昭和 56 (1981) 年	ILO 第 156 号の採択「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」		「千葉県婦人施策推進総合計画」策定
昭和 60 (1985) 年	「国連婦人の十年」最終年世界会議開催「ナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」制定 / 「女子差別撤廃条約」批准	
昭和 61 (1986) 年		「男女雇用機会均等法」施行	「千葉県婦人計画」策定
昭和 62 (1987) 年		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
平成 2 (1990) 年	国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略勧告」採択		
平成 3 (1991) 年			「さわやかちば女性プラン」策定
平成 4 (1992) 年		「育児休業法」施行	
平成 5 (1993) 年		「パートタイム労働法」公布・施行	
平成 6 (1994) 年		「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画室」設置	
平成 7 (1995) 年	第 4 回世界女性会議「北京宣言」及び「行動綱領」採択	「育児・介護休業法」成立 / ILO 第 156 条約批准	
平成 8 (1996) 年		「男女共同参画 2000 年プラン」策定	「ちば新時代女性プラン」策定
平成 11 (1999) 年		「男女共同参画社会基本法」制定	
平成 12 (2000) 年	国連特別総会「女性 2000 年会議」開催	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規則等に関する法律」施行	庁内組織「千葉県男女共同参画推進本部」設置 担当部署「男女共同参画課」設置
平成 13 (2001) 年		「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置 「DV 防止法」施行	「千葉県男女共同参画計画」策定

年	世 界	国	千葉県
平成 14 (2002) 年			男女共同参画課内「DV対策 担当チーム」設置
平成 15 (2003) 年		「少子化社会対策基本法」、 「次世代育成支援対策推進 法」公布、施行	
平成 17 (2005) 年	第 49 回 国連婦人の地位委 員会「北京+10」閣僚級会合	「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定	
平成 18 (2006) 年			「千葉県男女共同参画計画 （第 2 次）」策定 「千葉県DV防止・被害者支 援基本計画（DV防止基本計 画）」策定
平成 19 (2007) 年		「仕事と生活の調和（ワーク・ラ イフ・バランス）憲章」及び「仕事 と生活の調和推進のための 行動指針」策定	
平成 21 (2009) 年			「DV防止基本計画（第 2 次）」策定
平成 22 (2010) 年	第 54 回 国連婦人の地位委 員会「北京+15」記念会合	「第 3 次男女共同参画基本 計画」策定	
平成 23 (2011) 年	UN Women 正式発足		「第 3 次千葉県男女共同参 画計画」策定
平成 24 (2012) 年	第 56 回 国連婦人の地位委 員会「自然災害とジェンダ ー」決議採択	「『女性の活躍促進による経 済活性化』行動計画」策定	「千葉県DV防止・被害者支 援基本計画（第 3 次）」策定
平成 25 (2013) 年		「日本再興戦略」の中核に 「女性の活躍促進」が位置づ けられる	
平成 26 (2014) 年		「日本再興戦略」改定 2014 に「『女性が輝く社会』の実 現」が掲げられる	
平成 27 (2015) 年		「女性活躍推進法」制定 「第 4 次男女共同参画基本 計画」策定	
平成 28 (2016) 年			「第 4 次千葉県男女共同参 画計画」策定

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目 次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の

男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 【DV防止法】

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附 則

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令

の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足る申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受

けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

<以下略>

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
- （国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十

二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 【女性活躍推進法】

目 次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
第三節	特定事業主行動計画（第十五条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
第五章	雑則（第二十六条—第二十八条）
第六章	罰則（第二十九条—第三十四条）
附 則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他のにおける活動を行うために必要な環境の整備等により育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予

算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

＜以下中略＞（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十条第二項の規定に違反した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
--------------	--

理 由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第 2 次 鴨 川 市 男 女 共 同 参 画 計 画

～ ^{みんな}男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現に向けて、

できることから始めよう！ ～

平成 2 8 年 3 月 発行

千葉県鴨川市企画政策課

〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1 4 5 0

TEL 04-7093-7828

URL <http://www.city.kamogawa.lg.jp/>

男女共同参画に関する市民意識調査
集計等結果報告書
(案)

平成28年3月

鴨 川 市

目 次

I 調査の概要

1. 調査の目的	1
2. 調査の設計	1
3. 分析上の留意点	1

II 回答者の属性

① 性別	2
② 年齢	2
③ 職業形態	3
④ 未既婚	4
④－1 共働きの状況	4
⑤ 世帯構成	5
⑥ 子どもの状況	5
⑦ 居住地区	6

III 調査結果

1. 男女平等と人権について	7
（1）男女の平等感	7
（2）男女平等実現のために重要なこと	11
（3）性別役割分担意識	12
（4）メディアにおける性・暴力表現について	13
（5）女性の人権が侵害されていると感じること	14
2 家庭・子育て・介護について	15
（1）家庭における役割意識	15
（2）自分が分担してもよい家庭の仕事	20
（3）配偶者・パートナーに分担してもらいたい家庭の仕事	21
（4）結婚観	22
（5）出生率低下の原因	26
3. 学校教育について	28

4. 就労について	30
（１）女性が職業を持つことについての考え方	30
（２）女性が職業を続けていくために必要なこと	31
（３）職場での育児休業・介護休業の取りやすさ	32
（４）男性が育児休業・介護休業をとらない理由	33
（５）ワーク・ライフ・バランスの認知状況	34
5. 男女間の暴力について	35
（１）配偶者等からの暴力行為の有無	35
（２）暴力行為を受けた際の相談相手	38
（３）相談していない人の理由	39
（４）相談窓口の認知状況	40
（５）暴力行為等に対する行政への希望	41
6. 政策決定の場における男女共同参画について	42
（１）政策決定過程における女性参画について	42
（２）政策決定過程における女性参画の社会的影響	43
7. 防災・災害対策について	44
（１）防災・災害対策において女性に配慮した対応の必要性	44
（２）防災・災害対策における女性の配慮が必要なこと	45
8. 市の取り組みについて	46
（１）男女共同参画社会の実現にむけて市が取り組むべきこと	46
（２）自由意見	48

Ⅳ 調査結果からの課題

課題 1 男女平等と人権の意識づくり（男女共同参画の実現に向けて）	55
課題 2 家庭・子育て・介護における固定的性別役割分業意識の是正	56
課題 3 学校教育における男女平等教育	57
課題 4 就労及びワーク・ライフ・バランスについて	57
課題 5 男女間等あらゆる暴力の根絶について	59
課題 6 政策決定の場における男女共同参画の推進	59
課題 7 防災・災害対策の男女共同参画	60
課題 8 市の取組	61

資料 調査票

「男女共同参画に関する市民意識調査」ご協力のお願い	64
---------------------------	----

I 調査の概要

1. 調査の目的

市では、平成 22 年 3 月に「鴨川市男女共同参画計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指している。

本年度は、この計画後半の最終年度に当たるが、来年度以降の男女共同参画施策の推進に当たり、よりの確に市内の実状や市民の皆様の意識の現状を捉えるべく、アンケート調査を実施した。

2. 調査の設計

- (1) 調査地域：鴨川市全域
- (2) 対象者：住民基本台帳より無作為に抽出した 18 歳以上の市民男女
- (3) 標本数：2,000 人
- (4) 回収数：845 人（回収率：42.3%）
- (5) 調査方法：郵送により調査票と返信用封筒を配付し、郵送により回収
- (6) 調査時期：平成 27 年 5 月 15 日～6 月 5 日

3. 分析上の留意点

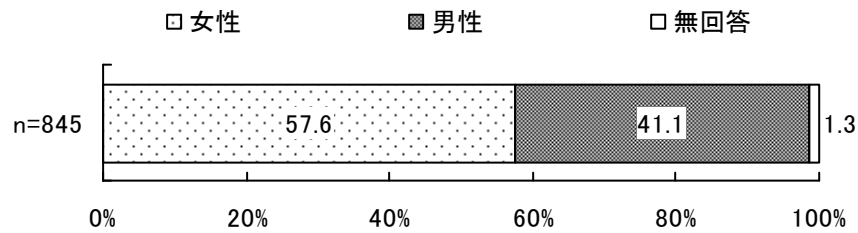
- (1) 図表中の n (number of cases) は、回答者数である。
- (2) 集計は小数点以下第 2 位を四捨五入している。従って回答比率の合計は必ずしも 100%にならない場合がある。
- (3) 2 つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は 100%を超える場合がある。
- (4) 図表中におけるクロス集計結果については、該当する属性等の設問に対する無回答者を除いているため、属性ごとの基数の合計と全体の基数は同じにならない場合がある。
- (5) 図表中においては見やすさを考慮し、回答割合が極端に少ない数値（例：0.0%、0.1%など）は図中では表記していない場合がある。

Ⅱ 回答者の属性

① 性別

問1 あなたの性別を教えてください。（○は1つ）

回答者の性別は、女性 57.6%、男性 41.1%となっている。

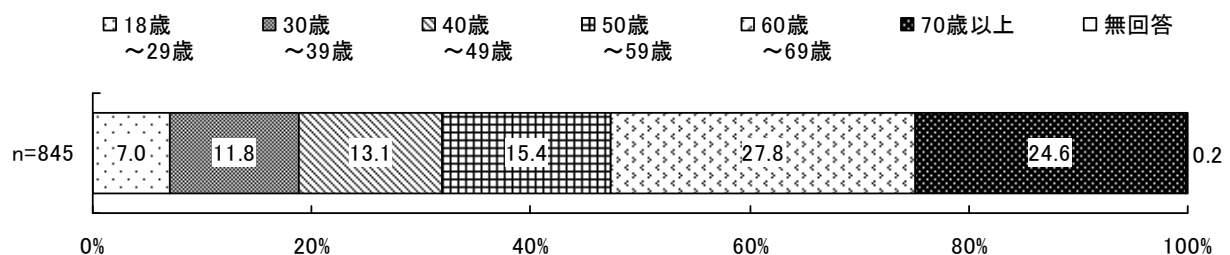


② 年齢

問2 あなたの年齢を教えてください。（○は1つ）

回答者の年齢は、60～69歳が27.8%と最も多く、次いで70歳以上が24.6%、50～59歳15.4%と続いている。

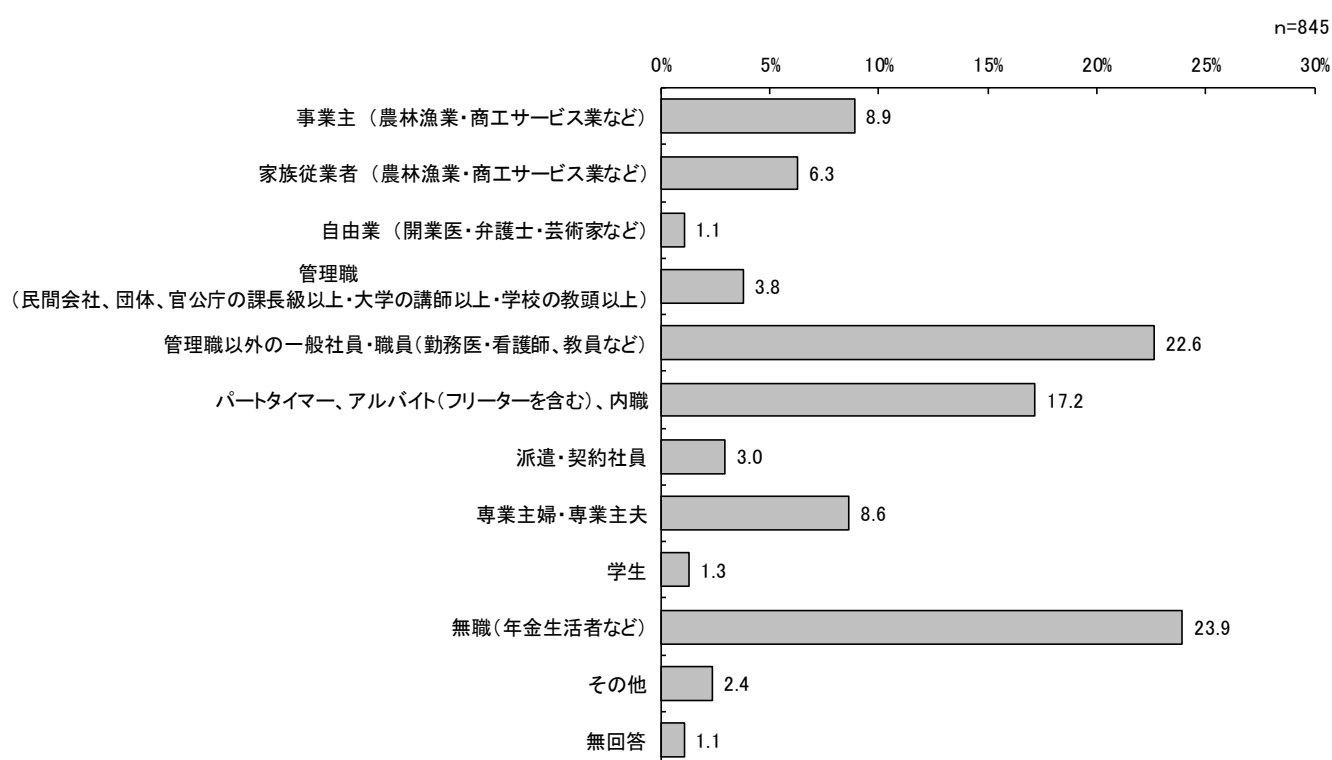
一方、18～29歳の若い世代は7.0%と最も少ない。



③ 職業形態

問3 あなたの就業形態を教えてください。勤め先での一時休業や産前・産後の休暇、育児休業、介護休業などで仕事を一時的に休んでいる方は、休業・休暇前の就業形態をお答えください。（〇は1つ）

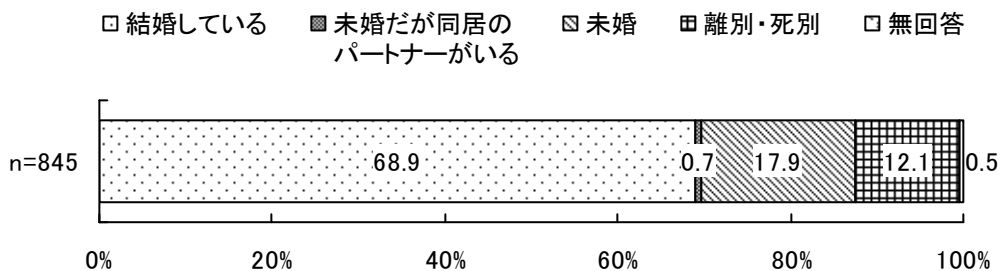
職業は、「無職」が23.9%で最も多く、次いで「管理職以外の一般社員・職員（勤務医・看護し、教員など）」が22.6%、「パートタイマー、アルバイト（フリーターを含む）、内職」17.2%となり上位を占めている。



④ 未婚

問4 あなたは結婚されていますか。（○は1つ）

「結婚している」が68.9%と最も多く、「未婚だが同居のパートナーがいる」の0.7%と合わせ69.6%を占めており、「未婚」は17.9%となっている。

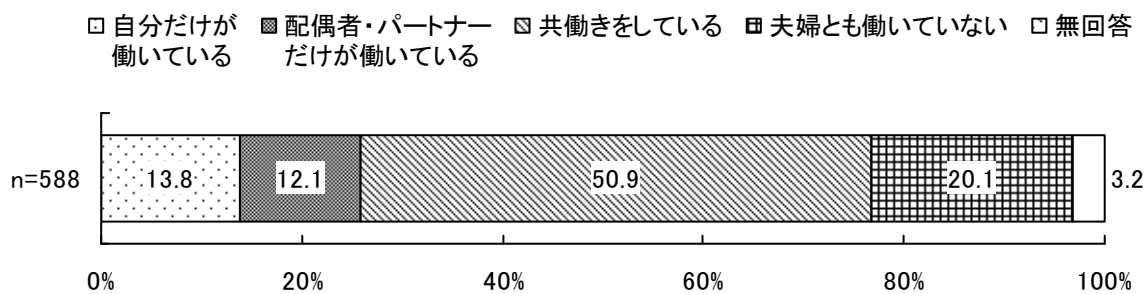


④-1 共働きの状況

問4-1 問4で「1」「2」のいずれかに○をつけた方にお伺いします。共働きの状況を教えてください。（○は1つ）

「結婚している」及び「未婚だが同居のパートナーがいる」人のうち、「共働きをしている」が50.9%と約半数を占め、次いで「夫婦とも働いていない」が20.1%となっている。

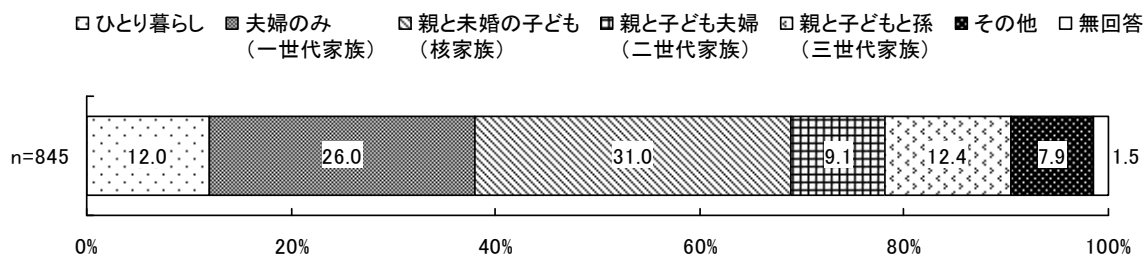
「自分だけ」または「配偶者・パートナーだけ」を合わせ、どちらかが働いているとの回答は25.9%を占めている。



⑤ 世帯構成

問5 あなたの世帯構成は次のうちどれですか。（○は1つ）

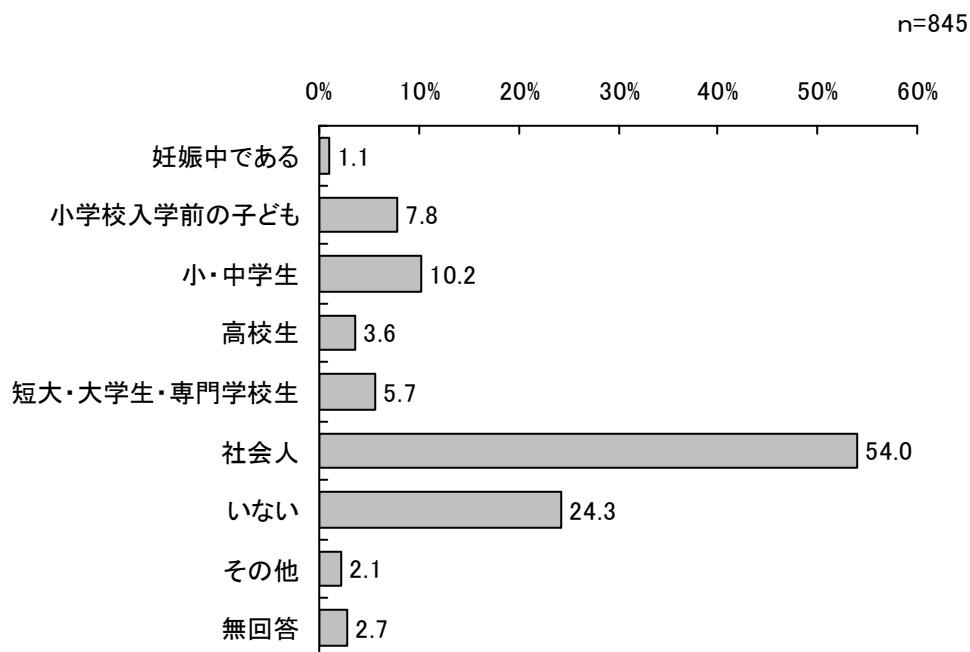
「親と未婚の子ども（核家族）」が31.0%と最も多く、次いで「夫婦のみ（一世代家族）」が26.0%となっている。



⑥ 子どもの状況

問6 あなたには子どもがいらっしゃいますか。（○はあてはまるものすべて）

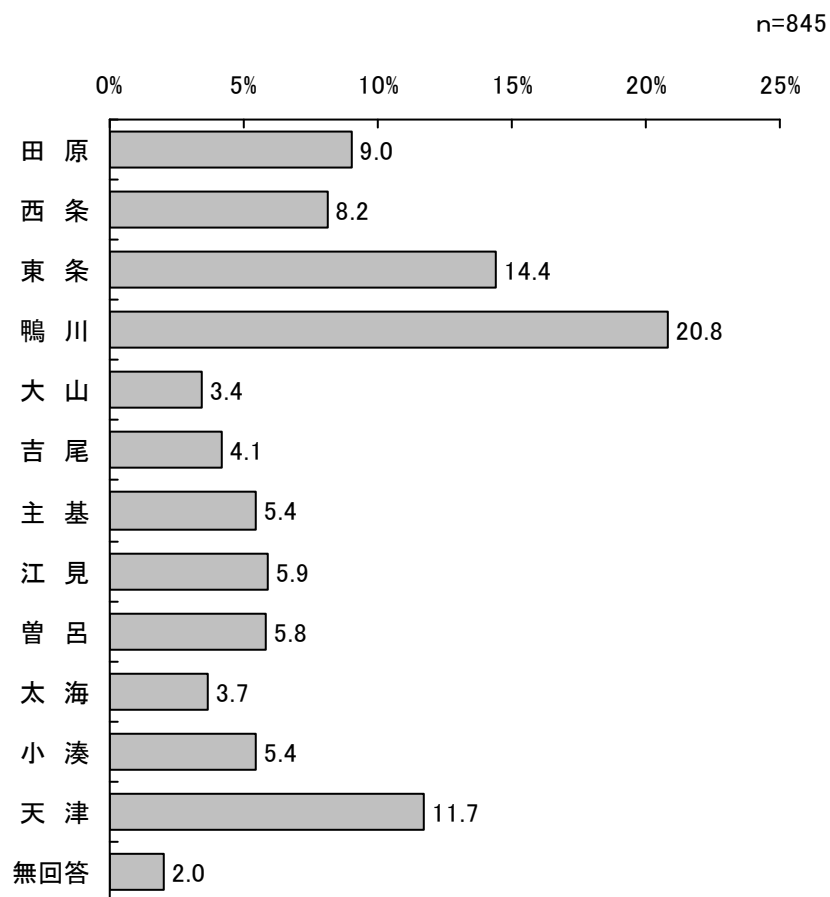
子どもの状況は、「社会人」が54.0%と最も多く、半数以上を占めている。



⑦ 居住地区

問7 あなたがお住まいの地域を教えてください。（〇は1つ）

居住地区は、「鴨川」が20.8%と最も多く、次いで「東条」14.4%、「天津」11.7%と続いている。



Ⅲ 調査結果

1. 男女平等と人権について

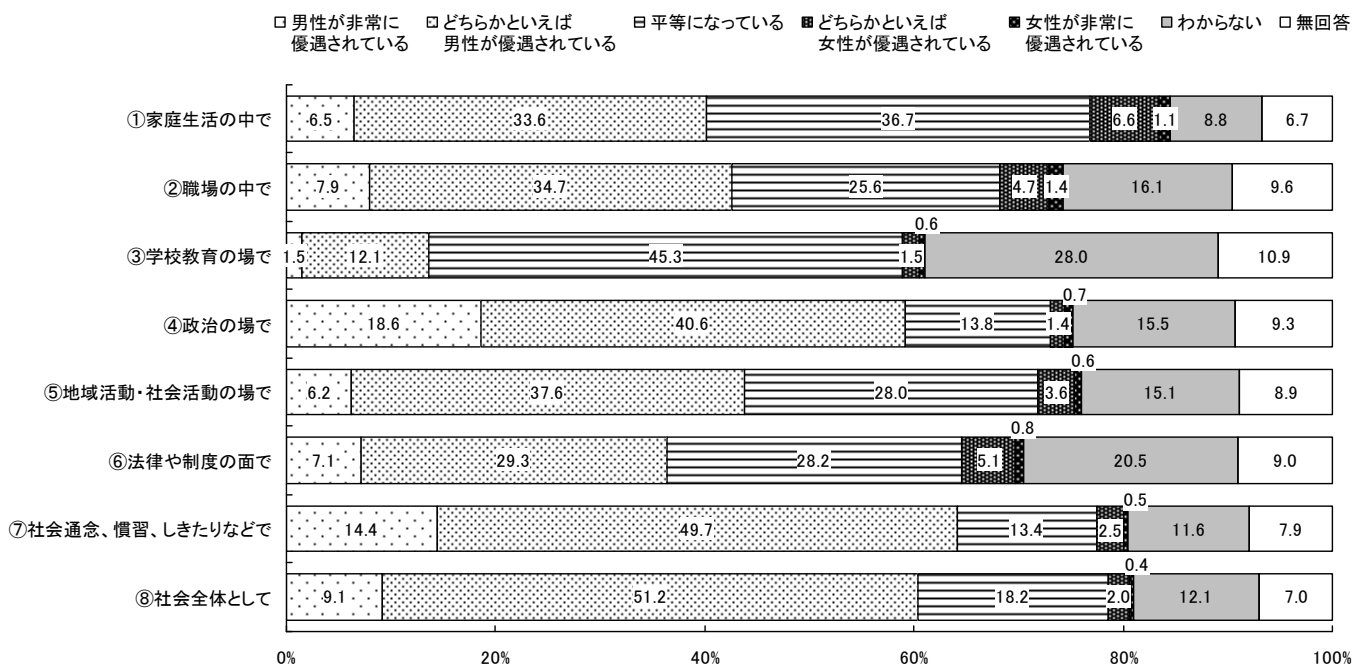
(1) 男女の平等感

問8 あなたは現在、次のような場面で男女が平等になっていると思いますか。①～⑧の項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。（〇は各項目に1つずつ）

社会における様々な場面において男女の平等感を伺うと、全体的に「男性が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせ「男性が優遇されている」との回答が多く、「女性が優遇されている」との回答場面は少ない。

特に、「男性が優遇されている」場面は、「社会通念、慣習、しきたりなどで」や「社会全体として」、「政治の場で」が多い。

「平等になっている」との回答場面は、「学校教育の場で」が45.3%と最も多く、次いで「家庭生活の中で」が36.7%と続いている。



■比較データ：性・年齢別

①家庭生活の中で

		合計	男性が非常に優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		845 100.0	55 6.5	284 33.6	310 36.7	56 6.6	9 1.1	74 8.8	57 6.7
性別	女性	487 100.0	44 9.0	171 35.1	153 31.4	30 6.2	7 1.4	45 9.2	37 7.6
	男性	347 100.0	11 3.2	110 31.7	152 43.8	26 7.5	2 0.6	28 8.1	18 5.2
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104 100.0	9 8.7	32 30.8	39 37.5	9 8.7	4 3.8	9 8.7	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	17 11.9	58 40.6	45 31.5	6 4.2	1 0.7	13 9.1	3 2.1
	女性 60歳以上	239 100.0	18 7.5	81 33.9	68 28.5	15 6.3	2 0.8	23 9.6	32 13.4
	男性 39歳以下	55 100.0	3 5.5	12 21.8	27 49.1	5 9.1	2 3.6	5 9.1	1 1.8
	男性 40～59歳	98 100.0	4 4.1	32 32.7	39 39.8	7 7.1	0 0.0	14 14.3	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	4 2.1	66 34.0	86 44.3	14 7.2	0 0.0	9 4.6	15 7.7

②職場の中で

		合計	男性が非常に優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		845 100.0	67 7.9	293 34.7	216 25.6	40 4.7	12 1.4	136 16.1	81 9.6
性別	女性	487 100.0	50 10.3	157 32.2	117 24.0	20 4.1	9 1.8	84 17.2	50 10.3
	男性	347 100.0	16 4.6	134 38.6	98 28.2	19 5.5	3 0.9	50 14.4	27 7.8
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104 100.0	10 9.6	29 27.9	38 36.5	12 11.5	4 3.8	10 9.6	1 1.0
	女性 40～59歳	143 100.0	23 16.1	54 37.8	36 25.2	6 4.2	2 1.4	19 13.3	3 2.1
	女性 60歳以上	239 100.0	17 7.1	73 30.5	43 18.0	2 0.8	3 1.3	55 23.0	46 19.2
	男性 39歳以下	55 100.0	2 3.6	17 30.9	20 36.4	5 9.1	1 1.8	8 14.5	2 3.6
	男性 40～59歳	98 100.0	4 4.1	35 35.7	30 30.6	9 9.2	2 2.0	17 17.3	1 1.0
	男性 60歳以上	194 100.0	10 5.2	82 42.3	48 24.7	5 2.6	0 0.0	25 12.9	24 12.4

③学校教育の場で

		合計	男性が非常に優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		845 100.0	13 1.5	102 12.1	383 45.3	13 1.5	5 0.6	237 28.0	92 10.9
性別	女性	487 100.0	10 2.1	69 14.2	215 44.1	4 0.8	2 0.4	134 27.5	53 10.9
	男性	347 100.0	3 0.9	32 9.2	164 47.3	9 2.6	3 0.9	101 29.1	35 10.1
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104 100.0	3 2.9	17 16.3	58 55.8	2 1.9	1 1.0	20 19.2	3 2.9
	女性 40～59歳	143 100.0	5 3.5	24 16.8	72 50.3	0 0.0	0 0.0	39 27.3	3 2.1
	女性 60歳以上	239 100.0	2 0.8	28 11.7	85 35.6	2 0.8	1 0.4	74 31.0	47 19.7
	男性 39歳以下	55 100.0	0 0.0	4 7.3	30 54.5	0 0.0	2 3.6	17 30.9	2 3.6
	男性 40～59歳	98 100.0	2 2.0	7 7.1	51 52.0	4 4.1	0 0.0	30 30.6	4 4.1
	男性 60歳以上	194 100.0	1 0.5	21 10.8	83 42.8	5 2.6	1 0.5	54 27.8	29 14.9

④政治の場で

		合計	男性が非常に優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		845 100.0	157 18.6	343 40.6	117 13.8	12 1.4	6 0.7	131 15.5	79 9.3
性別	女性	487 100.0	111 22.8	196 40.2	43 8.8	4 0.8	1 0.2	85 17.5	47 9.7
	男性	347 100.0	45 13.0	144 41.5	73 21.0	8 2.3	4 1.2	45 13.0	28 8.1
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104 100.0	28 26.9	48 46.2	6 5.8	1 1.0	1 1.0	19 18.3	1 1.0
	女性 40～59歳	143 100.0	48 33.6	64 44.8	9 6.3	0 0.0	0 0.0	20 14.0	2 1.4
	女性 60歳以上	239 100.0	35 14.6	84 35.1	28 11.7	3 1.3	0 0.0	45 18.8	44 18.4
	男性 39歳以下	55 100.0	5 9.1	26 47.3	13 23.6	2 3.6	1 1.8	6 10.9	2 3.6
	男性 40～59歳	98 100.0	12 12.2	39 39.8	25 25.5	1 1.0	2 2.0	17 17.3	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	28 14.4	79 40.7	35 18.0	5 2.6	1 0.5	22 11.3	24 12.4

⑤地域活動・社会活動の場で

		合計	男性が非常に優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		845 100.0	52 6.2	318 37.6	237 28.0	30 3.6	5 0.6	128 15.1	75 8.9
性別	女性	487 100.0	38 7.8	197 40.5	116 23.8	16 3.3	1 0.2	76 15.6	43 8.8
	男性	347 100.0	14 4.0	118 34.0	119 34.3	14 4.0	4 1.2	50 14.4	28 8.1
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104 100.0	5 4.8	46 44.2	31 29.8	3 2.9	0 0.0	18 17.3	1 1.0
	女性 40～59歳	143 100.0	23 16.1	68 47.6	21 14.7	5 3.5	0 0.0	22 15.4	4 2.8
	女性 60歳以上	239 100.0	10 4.2	83 34.7	64 26.8	8 3.3	1 0.4	35 14.6	38 15.9
	男性 39歳以下	55 100.0	2 3.6	12 21.8	25 45.5	2 3.6	1 1.8	10 18.2	3 5.5
	男性 40～59歳	98 100.0	4 4.1	35 35.7	31 31.6	6 6.1	2 2.0	18 18.4	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	8 4.1	71 36.6	63 32.5	6 3.1	1 0.5	22 11.3	23 11.9

⑥法律や制度の面で

		合計	男性が非常に優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		845 100.0	60 7.1	248 29.3	238 28.2	43 5.1	7 0.8	173 20.5	76 9.0
性別	女性	487 100.0	52 10.7	163 33.5	98 20.1	18 3.7	1 0.2	108 22.2	47 9.7
	男性	347 100.0	8 2.3	82 23.6	137 39.5	25 7.2	6 1.7	64 18.4	25 7.2
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104 100.0	5 4.8	44 42.3	21 20.2	9 8.7	0 0.0	23 22.1	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	28 19.6	48 33.6	31 21.7	5 3.5	1 0.7	25 17.5	5 3.5
	女性 60歳以上	239 100.0	19 7.9	71 29.7	46 19.2	4 1.7	0 0.0	59 24.7	40 16.7
	男性 39歳以下	55 100.0	0 0.0	10 18.2	27 49.1	7 12.7	2 3.6	7 12.7	2 3.6
	男性 40～59歳	98 100.0	2 2.0	24 24.5	40 40.8	9 9.2	2 2.0	20 20.4	1 1.0
	男性 60歳以上	194 100.0	6 3.1	48 24.7	70 36.1	9 4.6	2 1.0	37 19.1	22 11.3

⑦社会通念、慣習、しきたりなどで

		合計	男性が非 常に優遇さ れている	どちらかと いえば男 性が優遇さ れている	平等になっ ている	どちらかと いえば女 性が優遇さ れている	女性が非 常に優遇さ れている	わからない	無回答
全体		845 100.0	122 14.4	420 49.7	113 13.4	21 2.5	4 0.5	98 11.6	67 7.9
性別	女性	487 100.0	92 18.9	227 46.6	60 12.3	8 1.6	2 0.4	59 12.1	39 8.0
	男性	347 100.0	29 8.4	190 54.8	51 14.7	13 3.7	2 0.6	38 11.0	24 6.9
性 ／ 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	20 19.2	55 52.9	15 14.4	1 1.0	0 0.0	10 9.6	3 2.9
	女性 40～59歳	143 100.0	41 28.7	72 50.3	11 7.7	1 0.7	0 0.0	15 10.5	3 2.1
	女性 60歳以上	239 100.0	31 13.0	99 41.4	34 14.2	6 2.5	2 0.8	34 14.2	33 13.8
	男性 39歳以下	55 100.0	3 5.5	24 43.6	11 20.0	4 7.3	2 3.6	9 16.4	2 3.6
	男性 40～59歳	98 100.0	7 7.1	63 64.3	11 11.2	2 2.0	0 0.0	14 14.3	1 1.0
	男性 60歳以上	194 100.0	19 9.8	103 53.1	29 14.9	7 3.6	0 0.0	15 7.7	21 10.8

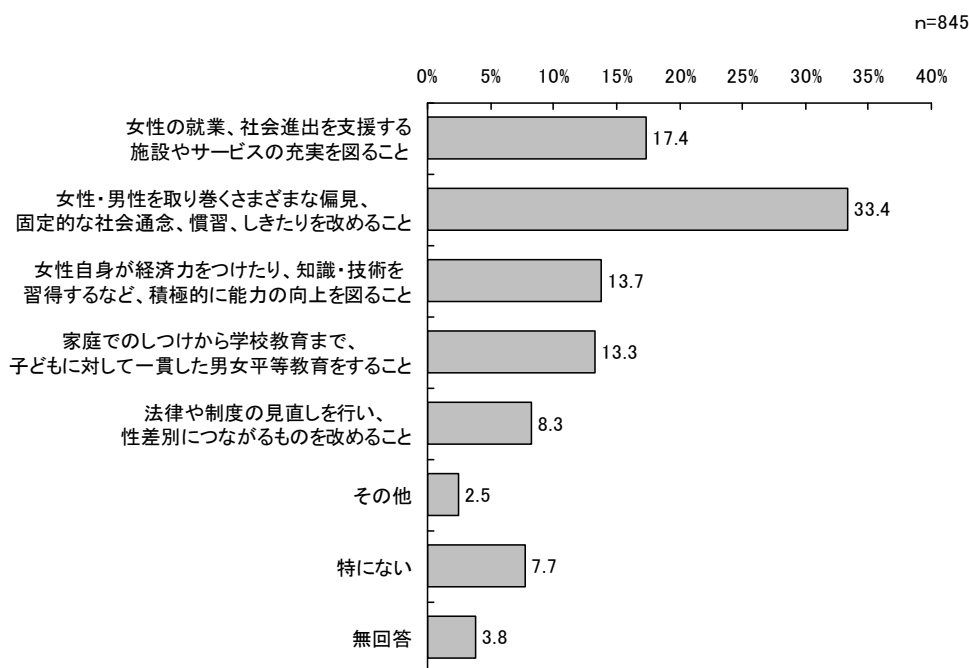
⑧社会全体として

		合計	男性が非 常に優遇さ れている	どちらかと いえば男 性が優遇さ れている	平等になっ ている	どちらかと いえば女 性が優遇さ れている	女性が非 常に優遇さ れている	わからない	無回答
全体		845 100.0	77 9.1	433 51.2	154 18.2	17 2.0	3 0.4	102 12.1	59 7.0
性別	女性	487 100.0	68 14.0	252 51.7	67 13.8	6 1.2	0 0.0	61 12.5	33 6.8
	男性	347 100.0	9 2.6	178 51.3	85 24.5	10 2.9	3 0.9	40 11.5	22 6.3
性 ／ 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	12 11.5	51 49.0	21 20.2	5 4.8	0 0.0	13 12.5	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	30 21.0	87 60.8	11 7.7	0 0.0	0 0.0	13 9.1	2 1.4
	女性 60歳以上	239 100.0	26 10.9	114 47.7	35 14.6	1 0.4	0 0.0	34 14.2	29 12.1
	男性 39歳以下	55 100.0	0 0.0	27 49.1	16 29.1	2 3.6	2 3.6	6 10.9	2 3.6
	男性 40～59歳	98 100.0	2 2.0	54 55.1	22 22.4	5 5.1	0 0.0	13 13.3	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	7 3.6	97 50.0	47 24.2	3 1.5	1 0.5	21 10.8	18 9.3

(2) 男女平等実現のために重要なこと

問9 今後、男女があらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うことは何ですか。
(○は1つ)

男女平等の実現に重要なことは、「女性・男性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」が33.4%と最も多く占めている。



■比較データ：性・年齢別

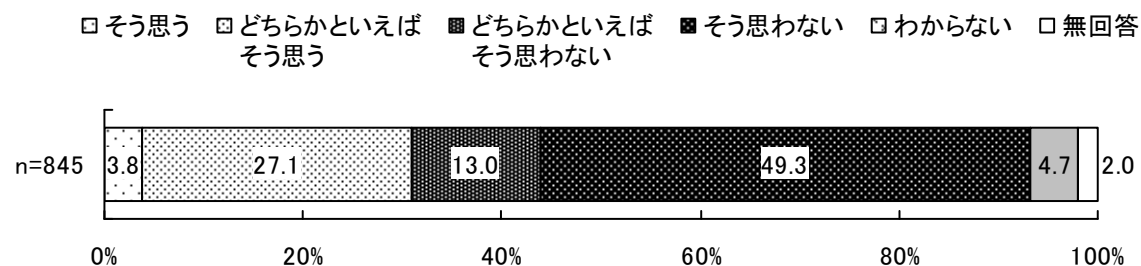
		合計	女性の就業、社会進出を支援する施設やサービスの充実を図ること	女性・男性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること	女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に能力の向上を図ること	家庭でのしつけから学校教育まで、子どもに対して一貫した男女平等教育をすること	法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改めること	その他	特にない	無回答
全体		845 100.0	147 17.4	282 33.4	116 13.7	112 13.3	70 8.3	21 2.5	65 7.7	32 3.8
性別	女性	487 100.0	93 19.1	156 32.0	72 14.8	62 12.7	37 7.6	8 1.6	37 7.6	22 4.5
	男性	347 100.0	53 15.3	125 36.0	41 11.8	49 14.1	33 9.5	13 3.7	25 7.2	8 2.3
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104 100.0	35 33.7	38 36.5	8 7.7	7 6.7	7 6.7	2 1.9	4 3.8	3 2.9
	女性 40～59歳	143 100.0	31 21.7	55 38.5	18 12.6	13 9.1	15 10.5	3 2.1	7 4.9	1 0.7
	女性 60歳以上	239 100.0	27 11.3	62 25.9	46 19.2	42 17.6	15 6.3	3 1.3	26 10.9	18 7.5
	男性 39歳以下	55 100.0	10 18.2	17 30.9	7 12.7	5 9.1	6 10.9	5 9.1	4 7.3	1 1.8
	男性 40～59歳	98 100.0	16 16.3	41 41.8	9 9.2	11 11.2	9 9.2	4 4.1	6 6.1	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	27 13.9	67 34.5	25 12.9	33 17.0	18 9.3	4 2.1	15 7.7	5 2.6

(3) 性別役割分担意識

問10 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。(〇は1つ)

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」が49.3%と最も多く、「どちらかといえばそう思わない」の13.0%と合わせ62.3%が否定的な回答を占めている。

「そう思う」3.8%及び「どちらかといえばそう思う」の27.1%を合わせた肯定的な回答は、30.9%となっている。



■比較データ：性・年齢別

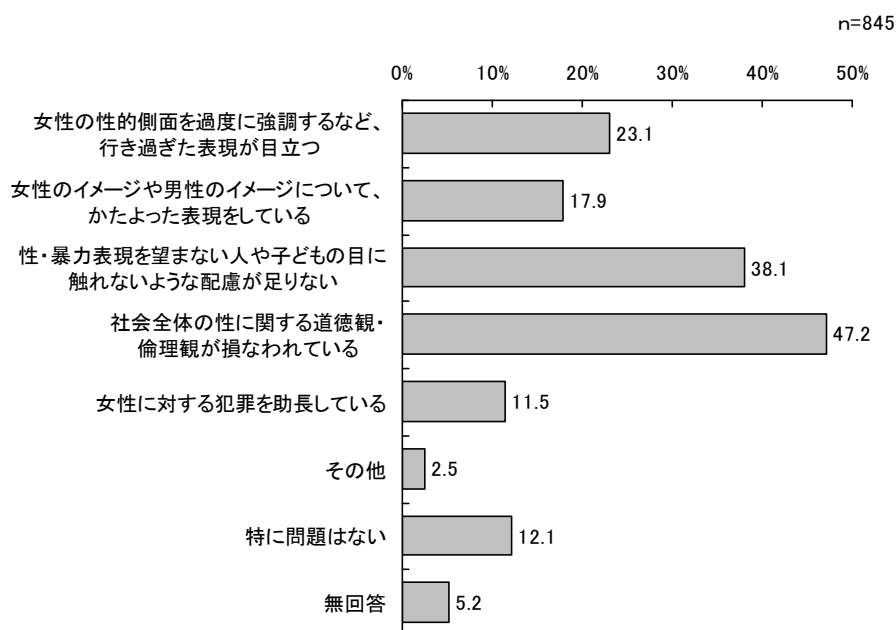
		合計	そう思う	どちらかとい えばそう 思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	わからない	無回答
全体		845 100.0	32 3.8	229 27.1	110 13.0	417 49.3	40 4.7	17 2.0
性別	女性	487 100.0	14 2.9	124 25.5	68 14.0	248 50.9	21 4.3	12 2.5
	男性	347 100.0	17 4.9	102 29.4	41 11.8	164 47.3	19 5.5	4 1.2
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104 100.0	5 4.8	26 25.0	14 13.5	53 51.0	5 4.8	1 1.0
	女性 40～59歳	143 100.0	2 1.4	44 30.8	18 12.6	72 50.3	7 4.9	0 0.0
	女性 60歳以上	239 100.0	7 2.9	54 22.6	36 15.1	122 51.0	9 3.8	11 4.6
	男性 39歳以下	55 100.0	4 7.3	8 14.5	6 10.9	36 65.5	1 1.8	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	2 2.0	26 26.5	11 11.2	48 49.0	10 10.2	1 1.0
	男性 60歳以上	194 100.0	11 5.7	68 35.1	24 12.4	80 41.2	8 4.1	3 1.5

(4) メディアにおける性・暴力表現について

問11 テレビや新聞、雑誌等における性・暴力表現についてどのようにお考えですか。(〇はあてはまるものすべて)

テレビや新聞、雑誌等における性・暴力表現については、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」とする人が47.2%と最も多く、半数近くを占めている。

次いで、「性・暴力表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない」とする人も38.1%と多くを占めている。



■比較データ：性・年齢別

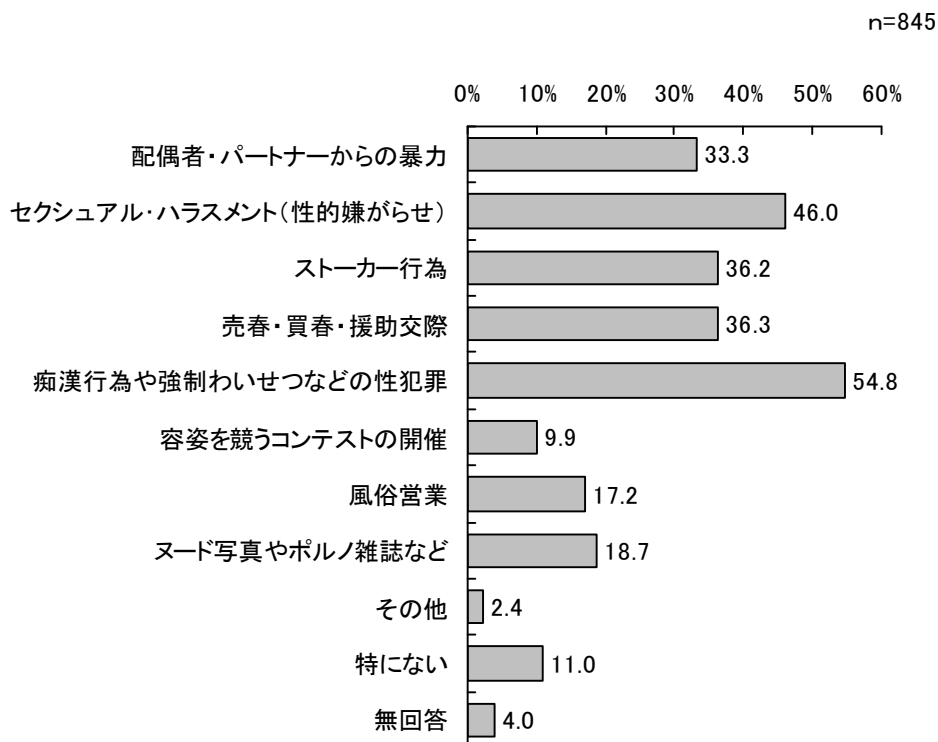
	合計	女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ	女性のイメージや男性のイメージについて、かたよった表現をしている	性・暴力表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない	社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている	女性に対する犯罪を助長している	その他	特に問題はない	無回答
全体	845 100.0	195 23.1	151 17.9	322 38.1	399 47.2	97 11.5	21 2.5	102 12.1	44 5.2
性別									
女性	487 100.0	117 24.0	89 18.3	198 40.7	229 47.0	59 12.1	13 2.7	52 10.7	30 6.2
男性	347 100.0	77 22.2	62 17.9	121 34.9	169 48.7	37 10.7	8 2.3	47 13.5	12 3.5
性 / 年齢別									
女性 39歳以下	104 100.0	20 19.2	31 29.8	39 37.5	35 33.7	15 14.4	3 2.9	13 12.5	3 2.9
女性 40～59歳	143 100.0	34 23.8	29 20.3	67 46.9	67 46.9	22 15.4	4 2.8	12 8.4	1 0.7
女性 60歳以上	239 100.0	63 26.4	29 12.1	91 38.1	126 52.7	21 8.8	6 2.5	27 11.3	26 10.9
男性 39歳以下	55 100.0	8 14.5	12 21.8	17 30.9	20 36.4	5 9.1	3 5.5	10 18.2	0 0.0
男性 40～59歳	98 100.0	17 17.3	26 26.5	28 28.6	37 37.8	13 13.3	2 2.0	16 16.3	4 4.1
男性 60歳以上	194 100.0	52 26.8	24 12.4	76 39.2	112 57.7	19 9.8	3 1.5	21 10.8	8 4.1

(5) 女性の人権が侵害されていると感じること

問12 あなたが女性の人権が侵害されていると感じるのは、どのようなことについてですか
(〇はあてはまるものすべて)

女性の人権が侵害されていると感じることとしては、「痴漢行為や強制わいせつなどの性犯罪」が54.8%と最も多く、次いで「セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」が46.0%となっている。

続いて、「売春・買春・援助交際」が36.3%、「ストーカー行為」36.2%、「配偶者・パートナーからの暴力」33.3%となっている。



■比較データ：性・年齢別

		合計	配偶者・ パートナー からの暴 力	セクシュア ル・ハラス メント(性 的嫌がら せ)	ストーカー 行為	売春・買 春・援助交 際	痴漢行為 や強制わ いせつな どの性犯 罪	容姿を競う コンテスト の開催	風俗営業	ヌード写真 やポルノ雑 誌など	その他	特にない	無回答
全体		845 100.0	281 33.3	389 46.0	306 36.2	307 36.3	463 54.8	84 9.9	145 17.2	158 18.7	20 2.4	93 11.0	34 4.0
性別	女性	487 100.0	164 33.7	224 46.0	171 35.1	208 42.7	266 54.6	48 9.9	96 19.7	104 21.4	12 2.5	47 9.7	23 4.7
	男性	347 100.0	114 32.9	162 46.7	133 38.3	98 28.2	194 55.9	35 10.1	49 14.1	53 15.3	8 2.3	43 12.4	9 2.6
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	43 41.3	64 61.5	35 33.7	45 43.3	69 66.3	14 13.5	16 15.4	18 17.3	4 3.8	7 6.7	1 1.0
	女性 40～59歳	143 100.0	60 42.0	78 54.5	62 43.4	71 49.7	93 65.0	15 10.5	31 21.7	26 18.2	4 2.8	7 4.9	1 0.7
	女性 60歳以上	239 100.0	61 25.5	82 34.3	73 30.5	91 38.1	103 43.1	19 7.9	49 20.5	60 25.1	4 1.7	33 13.8	21 8.8
	男性 39歳以下	55 100.0	21 38.2	33 60.0	23 41.8	18 32.7	34 61.8	4 7.3	6 10.9	5 9.1	4 7.3	4 7.3	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	32 32.7	42 42.9	32 32.7	20 20.4	44 44.9	9 9.2	8 8.2	11 11.2	3 3.1	19 19.4	3 3.1
	男性 60歳以上	194 100.0	61 31.4	87 44.8	78 40.2	60 30.9	116 59.8	22 11.3	35 18.0	37 19.1	1 0.5	20 10.3	6 3.1

2 家庭・子育て・介護について

(1) 家庭における役割意識

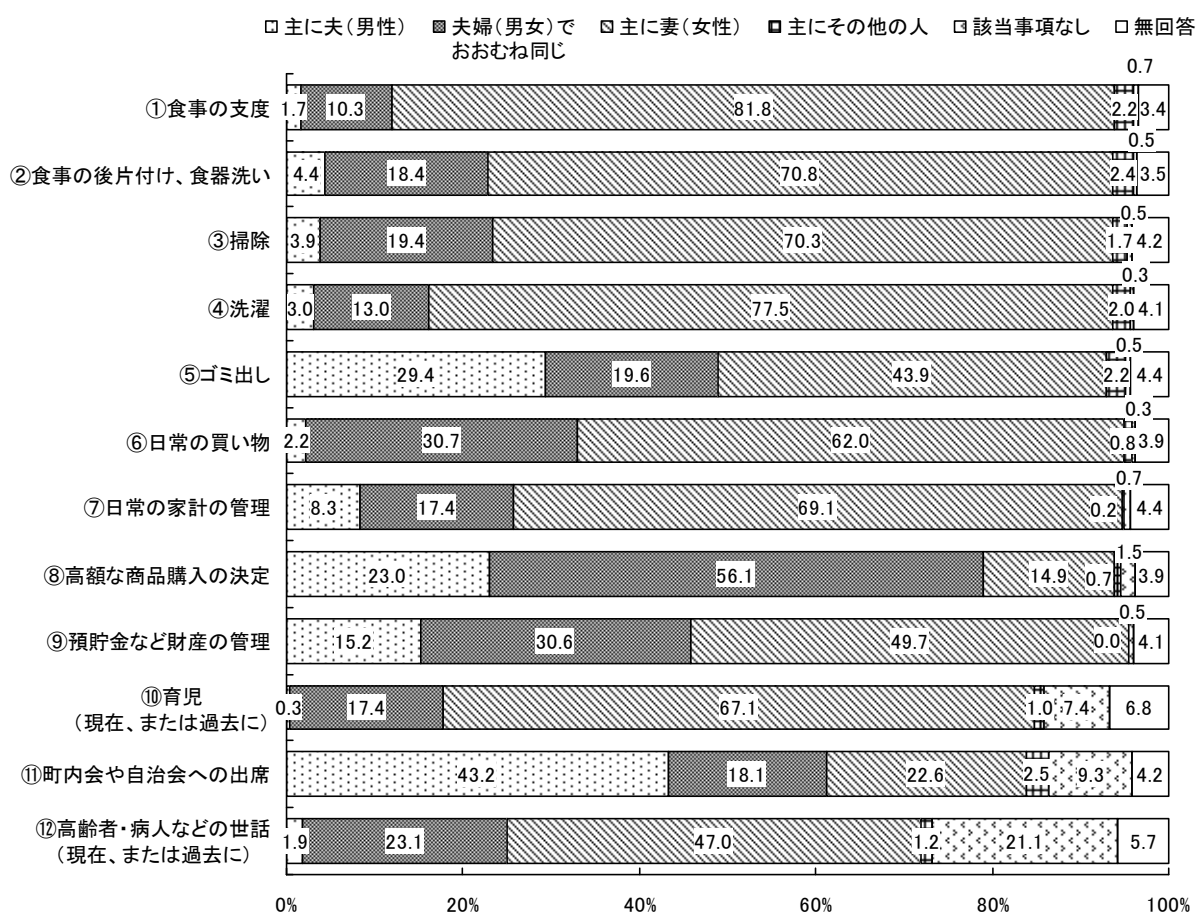
〔※問13は結婚している方、もしくは未婚だが同居のパートナーがいる方のみお答えください。〕

問13 実際にあなたの家庭では家事や育児、介護などは、夫婦（男女）のどちらが分担していますか。①～⑫の項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。（〇は各項目に1つずつ）

家庭での役割意識をみると、「主に夫（男性）」との回答が多いのは、「町内会や自治会への出席」で43.2%を占めている。

その他の項目については、基本的に「主に妻（女性）」との回答が多くなっている。

また、「夫婦（男女）でおおむね同じ」との回答が多いのは、「高額な商品購入の決定」となり56.1%を占めている。



■比較データ：性・年齢別

①食事の支度

		合計	主に夫(男性)	夫婦(男女)でおおむね同じ	主に妻(女性)	主にその他の人	該当事項なし	無回答
全体		592 100.0	10 1.7	61 10.3	484 81.8	13 2.2	4 0.7	20 3.4
性別	女性	327 100.0	5 1.5	30 9.2	272 83.2	8 2.4	3 0.9	9 2.8
	男性	254 100.0	5 2.0	29 11.4	205 80.7	5 2.0	1 0.4	9 3.5
性 / 年齢別	女性 39歳以下	52 100.0	1 1.9	7 13.5	39 75.0	5 9.6	0 0.0	0 0.0
	女性 40～59歳	107 100.0	2 1.9	9 8.4	92 86.0	2 1.9	2 1.9	0 0.0
	女性 60歳以上	167 100.0	2 1.2	14 8.4	140 83.8	1 0.6	1 0.6	9 5.4
	男性 39歳以下	23 100.0	1 4.3	2 8.7	19 82.6	1 4.3	0 0.0	0 0.0
	男性 40～59歳	73 100.0	2 2.7	9 12.3	60 82.2	0 0.0	1 1.4	1 1.4
	男性 60歳以上	158 100.0	2 1.3	18 11.4	126 79.7	4 2.5	0 0.0	8 5.1

②食事の後片付け、食器洗い

		合計	主に夫(男性)	夫婦(男女)でおおむね同じ	主に妻(女性)	主にその他の人	該当事項なし	無回答
全体		592 100.0	26 4.4	109 18.4	419 70.8	14 2.4	3 0.5	21 3.5
性別	女性	327 100.0	13 4.0	53 16.2	243 74.3	6 1.8	2 0.6	10 3.1
	男性	254 100.0	13 5.1	54 21.3	169 66.5	8 3.1	1 0.4	9 3.5
性 / 年齢別	女性 39歳以下	52 100.0	3 5.8	13 25.0	34 65.4	2 3.8	0 0.0	0 0.0
	女性 40～59歳	107 100.0	6 5.6	15 14.0	83 77.6	1 0.9	2 1.9	0 0.0
	女性 60歳以上	167 100.0	4 2.4	25 15.0	125 74.9	3 1.8	0 0.0	10 6.0
	男性 39歳以下	23 100.0	2 8.7	3 13.0	18 78.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	男性 40～59歳	73 100.0	4 5.5	14 19.2	52 71.2	2 2.7	0 0.0	1 1.4
	男性 60歳以上	158 100.0	7 4.4	37 23.4	99 62.7	6 3.8	1 0.6	8 5.1

③掃除

		合計	主に夫(男性)	夫婦(男女)でおおむね同じ	主に妻(女性)	主にその他の人	該当事項なし	無回答
全体		592 100.0	23 3.9	115 19.4	416 70.3	10 1.7	3 0.5	25 4.2
性別	女性	327 100.0	12 3.7	50 15.3	245 74.9	7 2.1	2 0.6	11 3.4
	男性	254 100.0	10 3.9	63 24.8	165 65.0	3 1.2	1 0.4	12 4.7
性 / 年齢別	女性 39歳以下	52 100.0	2 3.8	12 23.1	37 71.2	1 1.9	0 0.0	0 0.0
	女性 40～59歳	107 100.0	6 5.6	15 14.0	81 75.7	2 1.9	2 1.9	1 0.9
	女性 60歳以上	167 100.0	4 2.4	23 13.8	126 75.4	4 2.4	0 0.0	10 6.0
	男性 39歳以下	23 100.0	4 17.4	4 17.4	15 65.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	男性 40～59歳	73 100.0	0 0.0	23 31.5	48 65.8	0 0.0	1 1.4	1 1.4
	男性 60歳以上	158 100.0	6 3.8	36 22.8	102 64.6	3 1.9	0 0.0	11 7.0

④洗濯

		合計	主に夫(男性)	夫婦(男女)でおおむね同じ	主に妻(女性)	主にその他の人	該当事項なし	無回答
全体		592 100.0	18 3.0	77 13.0	459 77.5	12 2.0	2 0.3	24 4.1
性別	女性	327 100.0	6 1.8	34 10.4	264 80.7	8 2.4	2 0.6	13 4.0
	男性	254 100.0	12 4.7	41 16.1	188 74.0	4 1.6	0 0.0	9 3.5
性 / 年齢別	女性 39歳以下	52 100.0	3 5.8	9 17.3	38 73.1	2 3.8	0 0.0	0 0.0
	女性 40～59歳	107 100.0	1 0.9	9 8.4	93 86.9	2 1.9	2 1.9	0 0.0
	女性 60歳以上	167 100.0	2 1.2	16 9.6	132 79.0	4 2.4	0 0.0	13 7.8
	男性 39歳以下	23 100.0	2 8.7	2 8.7	18 78.3	1 4.3	0 0.0	0 0.0
	男性 40～59歳	73 100.0	2 2.7	14 19.2	55 75.3	1 1.4	0 0.0	1 1.4
	男性 60歳以上	158 100.0	8 5.1	25 15.8	115 72.8	2 1.3	0 0.0	8 5.1

⑤ゴミ出し

		合計	主に夫(男性)	夫婦(男女)でおおむね同じ	主に妻(女性)	主にその他の人	該当事項なし	無回答
全体		592 100.0	174 29.4	116 19.6	260 43.9	13 2.2	3 0.5	26 4.4
性別	女性	327 100.0	88 26.9	48 14.7	165 50.5	9 2.8	2 0.6	15 4.6
	男性	254 100.0	82 32.3	67 26.4	91 35.8	4 1.6	1 0.4	9 3.5
性 / 年齢別	女性 39歳以下	52 100.0	21 40.4	9 17.3	18 34.6	4 7.7	0 0.0	0 0.0
	女性 40～59歳	107 100.0	32 29.9	16 15.0	55 51.4	2 1.9	2 1.9	0 0.0
	女性 60歳以上	167 100.0	34 20.4	23 13.8	92 55.1	3 1.8	0 0.0	15 9.0
	男性 39歳以下	23 100.0	10 43.5	3 13.0	9 39.1	1 4.3	0 0.0	0 0.0
	男性 40～59歳	73 100.0	19 26.0	19 26.0	31 42.5	3 4.1	0 0.0	1 1.4
	男性 60歳以上	158 100.0	53 33.5	45 28.5	51 32.3	0 0.0	1 0.6	8 5.1

⑥日常の買い物

		合計	主に夫(男性)	夫婦(男女)でおおむね同じ	主に妻(女性)	主にその他の人	該当事項なし	無回答
全体		592 100.0	13 2.2	182 30.7	367 62.0	5 0.8	2 0.3	23 3.9
性別	女性	327 100.0	6 1.8	78 23.9	227 69.4	5 1.5	1 0.3	10 3.1
	男性	254 100.0	7 2.8	101 39.8	135 53.1	0 0.0	1 0.4	10 3.9
性 / 年齢別	女性 39歳以下	52 100.0	1 1.9	12 23.1	37 71.2	2 3.8	0 0.0	0 0.0
	女性 40～59歳	107 100.0	1 0.9	18 16.8	86 80.4	1 0.9	1 0.9	0 0.0
	女性 60歳以上	167 100.0	4 2.4	48 28.7	103 61.7	2 1.2	0 0.0	10 6.0
	男性 39歳以下	23 100.0	0 0.0	11 47.8	12 52.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	男性 40～59歳	73 100.0	2 2.7	28 38.4	42 57.5	0 0.0	0 0.0	1 1.4
	男性 60歳以上	158 100.0	5 3.2	62 39.2	81 51.3	0 0.0	1 0.6	9 5.7

⑦ 日常の家計の管理

		合計	主に夫(男性)	夫婦(男女)でおおむね同じ	主に妻(女性)	主にその他の人	該当事項なし	無回答
全体		592 100.0	49 8.3	103 17.4	409 69.1	1 0.2	4 0.7	26 4.4
性別	女性	327 100.0	31 9.5	52 15.9	230 70.3	1 0.3	2 0.6	11 3.4
	男性	254 100.0	18 7.1	51 20.1	171 67.3	0 0.0	2 0.8	12 4.7
性 / 年齢別	女性 39歳以下	52 100.0	4 7.7	13 25.0	35 67.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	女性 40～59歳	107 100.0	13 12.1	15 14.0	78 72.9	0 0.0	1 0.9	0 0.0
	女性 60歳以上	167 100.0	14 8.4	24 14.4	116 69.5	1 0.6	1 0.6	11 6.6
	男性 39歳以下	23 100.0	2 8.7	2 8.7	17 73.9	0 0.0	2 8.7	0 0.0
	男性 40～59歳	73 100.0	6 8.2	15 20.5	51 69.9	0 0.0	0 0.0	1 1.4
	男性 60歳以上	158 100.0	10 6.3	34 21.5	103 65.2	0 0.0	0 0.0	11 7.0

⑧ 高額な商品購入の決定

		合計	主に夫(男性)	夫婦(男女)でおおむね同じ	主に妻(女性)	主にその他の人	該当事項なし	無回答
全体		592 100.0	136 23.0	332 56.1	88 14.9	4 0.7	9 1.5	23 3.9
性別	女性	327 100.0	92 28.1	174 53.2	44 13.5	4 1.2	4 1.2	9 2.8
	男性	254 100.0	42 16.5	154 60.6	42 16.5	0 0.0	5 2.0	11 4.3
性 / 年齢別	女性 39歳以下	52 100.0	14 26.9	31 59.6	7 13.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	女性 40～59歳	107 100.0	40 37.4	49 45.8	14 13.1	2 1.9	2 1.9	0 0.0
	女性 60歳以上	167 100.0	37 22.2	94 56.3	23 13.8	2 1.2	2 1.2	9 5.4
	男性 39歳以下	23 100.0	2 8.7	15 65.2	6 26.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	男性 40～59歳	73 100.0	16 21.9	40 54.8	14 19.2	0 0.0	2 2.7	1 1.4
	男性 60歳以上	158 100.0	24 15.2	99 62.7	22 13.9	0 0.0	3 1.9	10 6.3

⑨ 預貯金など財産の管理

		合計	主に夫(男性)	夫婦(男女)でおおむね同じ	主に妻(女性)	主にその他の人	該当事項なし	無回答
全体		592 100.0	90 15.2	181 30.6	294 49.7	0 0.0	3 0.5	24 4.1
性別	女性	327 100.0	52 15.9	92 28.1	171 52.3	0 0.0	1 0.3	11 3.4
	男性	254 100.0	38 15.0	87 34.3	117 46.1	0 0.0	2 0.8	10 3.9
性 / 年齢別	女性 39歳以下	52 100.0	5 9.6	14 26.9	33 63.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	女性 40～59歳	107 100.0	20 18.7	29 27.1	57 53.3	0 0.0	1 0.9	0 0.0
	女性 60歳以上	167 100.0	26 15.6	49 29.3	81 48.5	0 0.0	0 0.0	11 6.6
	男性 39歳以下	23 100.0	4 17.4	5 21.7	14 60.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	男性 40～59歳	73 100.0	12 16.4	22 30.1	36 49.3	0 0.0	2 2.7	1 1.4
	男性 60歳以上	158 100.0	22 13.9	60 38.0	67 42.4	0 0.0	0 0.0	9 5.7

⑩ 育児（現在、または過去に）

		合計	主に夫(男性)	夫婦(男女)でおおむね同じ	主に妻(女性)	主にその他の人	該当事項なし	無回答
全体		592 100.0	2 0.3	103 17.4	397 67.1	6 1.0	44 7.4	40 6.8
性別	女性	327 100.0	1 0.3	56 17.1	227 69.4	4 1.2	22 6.7	17 5.2
	男性	254 100.0	1 0.4	46 18.1	165 65.0	2 0.8	21 8.3	19 7.5
性 / 年齢別	女性 39歳以下	52 100.0	1 1.9	11 21.2	31 59.6	0 0.0	8 15.4	1 1.9
	女性 40～59歳	107 100.0	0 0.0	20 18.7	76 71.0	1 0.9	10 9.3	0 0.0
	女性 60歳以上	167 100.0	0 0.0	25 15.0	119 71.3	3 1.8	4 2.4	16 9.6
	男性 39歳以下	23 100.0	0 0.0	4 17.4	16 69.6	0 0.0	3 13.0	0 0.0
	男性 40～59歳	73 100.0	0 0.0	16 21.9	48 65.8	0 0.0	6 8.2	3 4.1
	男性 60歳以上	158 100.0	1 0.6	26 16.5	101 63.9	2 1.3	12 7.6	16 10.1

⑪ 町内会や自治会への出席

		合計	主に夫(男性)	夫婦(男女)でおおむね同じ	主に妻(女性)	主にその他の人	該当事項なし	無回答
全体		592 100.0	256 43.2	107 18.1	134 22.6	15 2.5	55 9.3	25 4.2
性別	女性	327 100.0	120 36.7	60 18.3	90 27.5	10 3.1	35 10.7	12 3.7
	男性	254 100.0	131 51.6	46 18.1	43 16.9	5 2.0	19 7.5	10 3.9
性 / 年齢別	女性 39歳以下	52 100.0	16 30.8	4 7.7	14 26.9	3 5.8	14 26.9	1 1.9
	女性 40～59歳	107 100.0	34 31.8	25 23.4	33 30.8	5 4.7	10 9.3	0 0.0
	女性 60歳以上	167 100.0	69 41.3	31 18.6	43 25.7	2 1.2	11 6.6	11 6.6
	男性 39歳以下	23 100.0	10 43.5	3 13.0	4 17.4	0 0.0	6 26.1	0 0.0
	男性 40～59歳	73 100.0	37 50.7	12 16.4	13 17.8	3 4.1	7 9.6	1 1.4
	男性 60歳以上	158 100.0	84 53.2	31 19.6	26 16.5	2 1.3	6 3.8	9 5.7

⑫ 高齢者・病人などの世話（現在、または過去に）

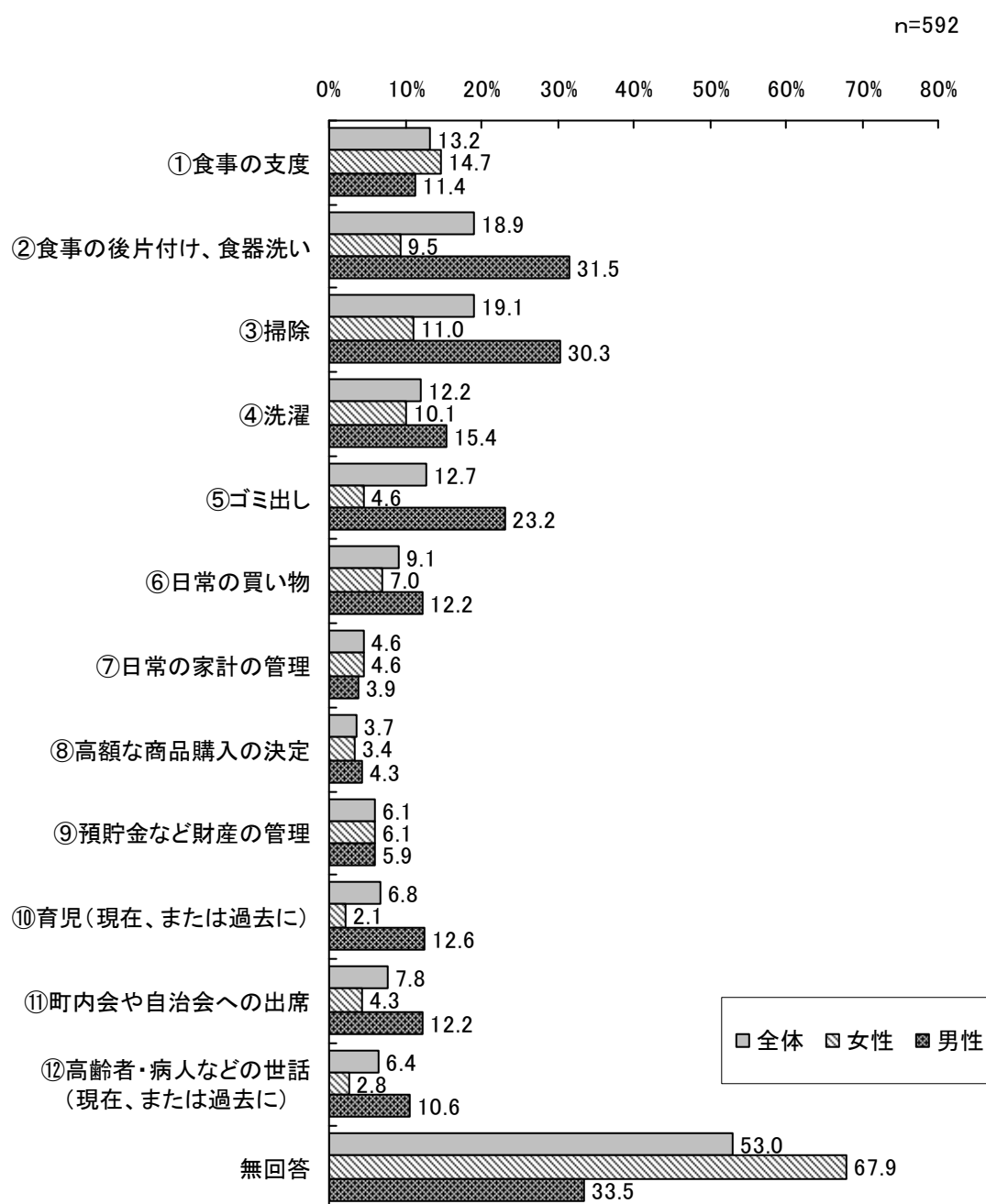
		合計	主に夫(男性)	夫婦(男女)でおおむね同じ	主に妻(女性)	主にその他の人	該当事項なし	無回答
全体		592 100.0	11 1.9	137 23.1	278 47.0	7 1.2	125 21.1	34 5.7
性別	女性	327 100.0	7 2.1	64 19.6	169 51.7	5 1.5	68 20.8	14 4.3
	男性	254 100.0	4 1.6	70 27.6	107 42.1	2 0.8	55 21.7	16 6.3
性 / 年齢別	女性 39歳以下	52 100.0	2 3.8	3 5.8	18 34.6	1 1.9	26 50.0	2 3.8
	女性 40～59歳	107 100.0	1 0.9	24 22.4	56 52.3	3 2.8	23 21.5	0 0.0
	女性 60歳以上	167 100.0	4 2.4	36 21.6	95 56.9	1 0.6	19 11.4	12 7.2
	男性 39歳以下	23 100.0	0 0.0	5 21.7	3 13.0	1 4.3	14 60.9	0 0.0
	男性 40～59歳	73 100.0	0 0.0	21 28.8	28 38.4	0 0.0	23 31.5	1 1.4
	男性 60歳以上	158 100.0	4 2.5	44 27.8	76 48.1	1 0.6	18 11.4	15 9.5

(2) 自分が分担してもよい家庭の仕事

問13-1 問13の①から⑫までの仕事のうち、もっと自分が分担してもよいと思うものがあれば、3つまで選んで、次の記入欄に数字をご記入ください。

自分が分担してもよいと思う家庭の仕事としては、全体でみると「掃除」19.1%、「食事の後片付け、食器洗い」18.9%、「食事の支度」13.2%、「ゴミ出し」12.7%、「洗濯」12.2%、「日常の買い物」9.1%の6つが上位にあげられている。

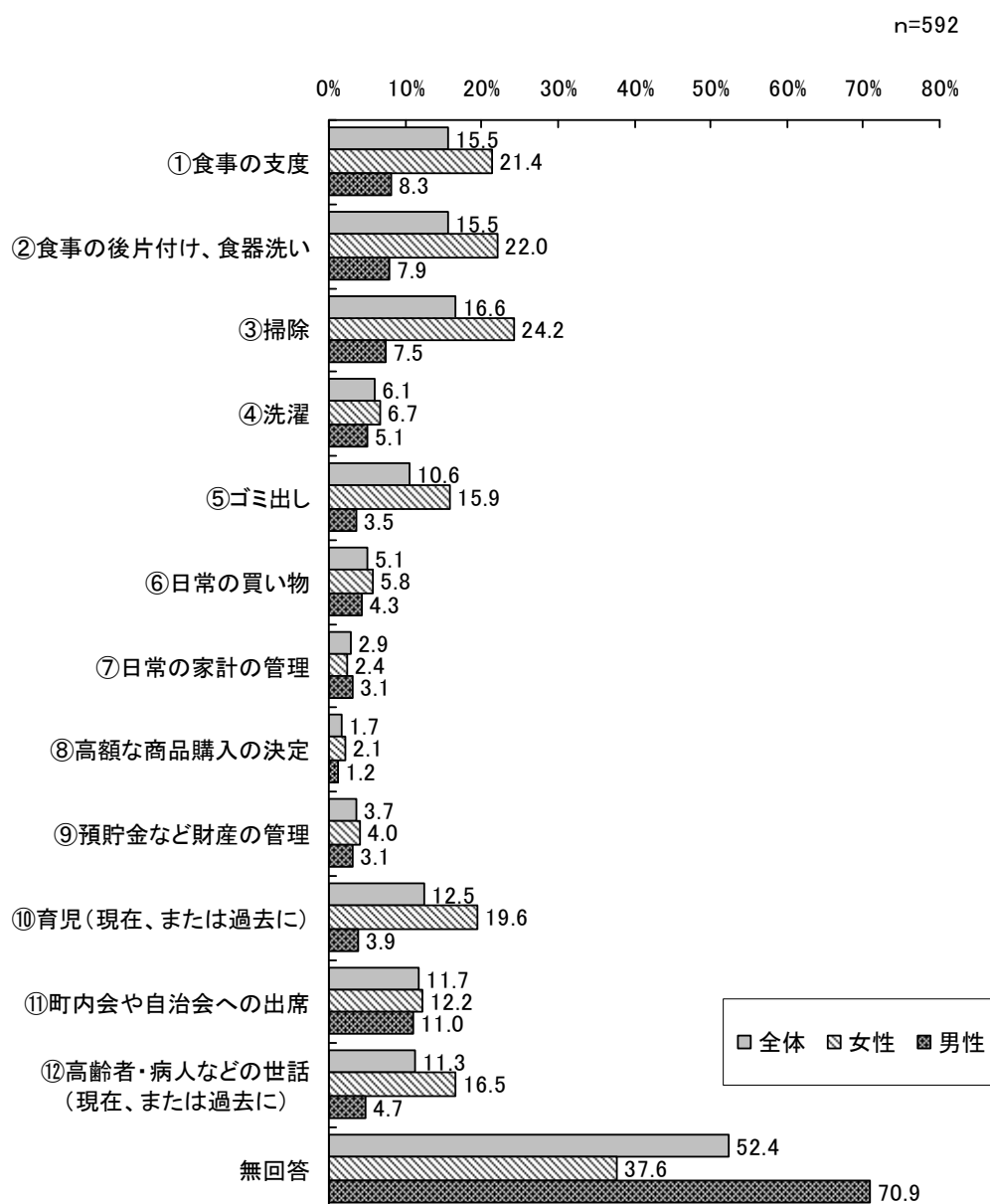
男性でみると、特に「食事の後片付け、食器洗い」が31.5%ともっとも多く、次いで「掃除」が30.3%、「ゴミ出し」23.2%と続いている。



(3) 配偶者・パートナーに分担してもらいたい家庭の仕事

問13-2 問13の①から⑫までの仕事のうち、もっと配偶者又はパートナーに分担して欲しいと思うものがあれば、3つまで選んで、次の記入欄に数字をご記入ください。

配偶者又はパートナーに分担して欲しい家庭の仕事として、全体では、「掃除」16.6%、「食事の後片付け、食器洗い」及び「食事の支度」が15.5%、「育児」12.5%、「町内会や自治会への出席」11.7%の5つが上位にあげられている。

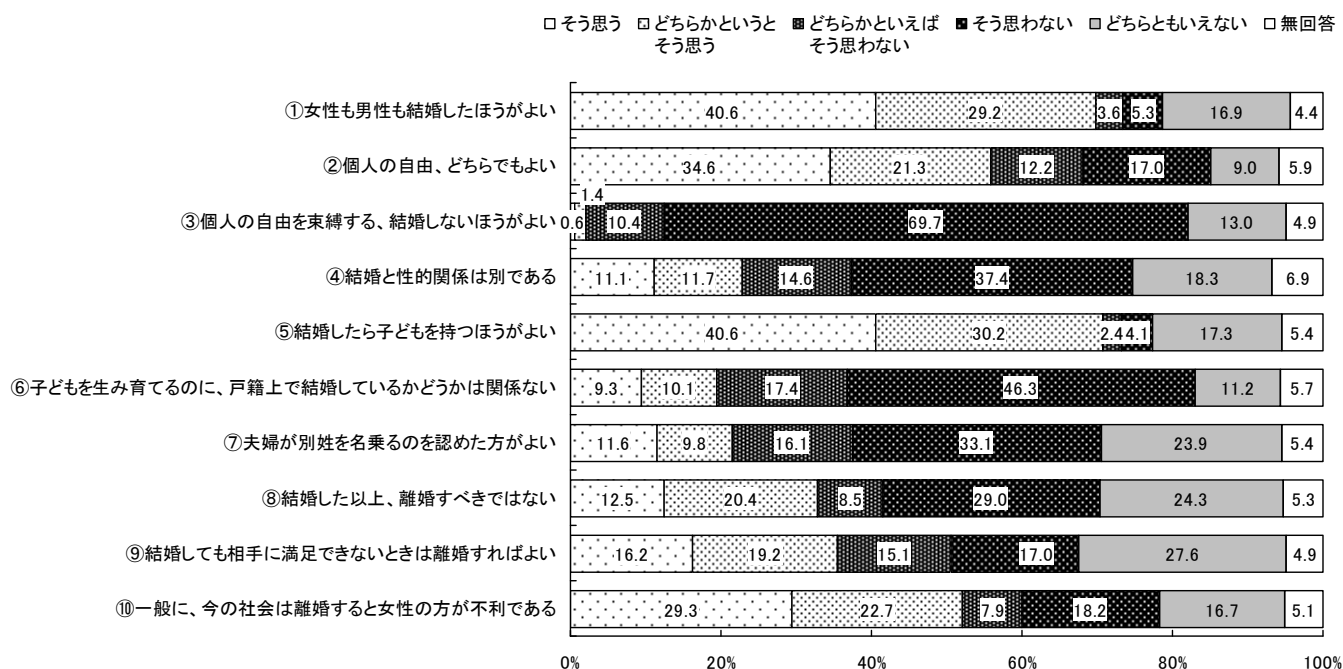


(4) 結婚観

問14 あなたは、結婚・離婚についてどのようにお考えですか。①～⑩の項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。（〇は各項目に1つずつ）

結婚観について“そう思う”（「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計比率）、あるいは“そう思わない”（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計比率）との回答比率が高い順からの5項目は以下のとおり。

- ③個人の自由を束縛するものだから、結婚しないほうがよい
（そう思わない：80.1%）
- ⑤結婚したら子どもを持つほうがよい
（そう思う：70.8%）
- ①女性も男性も結婚したほうがよい
（そう思う：69.8%）
- ⑥子どもを生み育てるのに、戸籍上で結婚しているかどうかは関係ない
（そう思わない：63.7%）
- ②個人の自由、どちらでもよい
（そう思う：55.9%）



市民の結婚観は、結婚はしたほうがよく、結婚したら子どもを持ったほうがよいし、育てるのに戸籍上で結婚した環境が望ましいとしている。

また、結婚することは個人の自由なので、どちらでもよいとの回答も半数以上を占めている。

■比較データ：性・年齢別

①女性も男性も結婚したほうがよい

		合計	そう思う	どちらかという とそう思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	どちらとも いえない	無回答
全体		845 100.0	343 40.6	247 29.2	30 3.6	45 5.3	143 16.9	37 4.4
性別	女性	487 100.0	168 34.5	147 30.2	15 3.1	31 6.4	105 21.6	21 4.3
	男性	347 100.0	169 48.7	98 28.2	14 4.0	14 4.0	38 11.0	14 4.0
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	30 28.8	31 29.8	5 4.8	9 8.7	27 26.0	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	34 23.8	56 39.2	6 4.2	9 6.3	36 25.2	2 1.4
	女性 60歳以上	239 100.0	104 43.5	60 25.1	4 1.7	13 5.4	41 17.2	17 7.1
	男性 39歳以下	55 100.0	23 41.8	15 27.3	3 5.5	5 9.1	9 16.4	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	41 41.8	33 33.7	5 5.1	5 5.1	12 12.2	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	105 54.1	50 25.8	6 3.1	4 2.1	17 8.8	12 6.2

②個人の自由、どちらでもよい

		合計	そう思う	どちらかという とそう思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	どちらとも いえない	無回答
全体		845 100.0	292 34.6	180 21.3	103 12.2	144 17.0	76 9.0	50 5.9
性別	女性	487 100.0	191 39.2	102 20.9	65 13.3	61 12.5	39 8.0	29 6.0
	男性	347 100.0	98 28.2	75 21.6	36 10.4	83 23.9	37 10.7	18 5.2
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	53 51.0	29 27.9	9 8.7	7 6.7	4 3.8	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	65 45.5	30 21.0	22 15.4	14 9.8	9 6.3	3 2.1
	女性 60歳以上	239 100.0	72 30.1	43 18.0	34 14.2	40 16.7	26 10.9	24 10.0
	男性 39歳以下	55 100.0	28 50.9	15 27.3	4 7.3	4 7.3	4 7.3	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	30 30.6	21 21.4	13 13.3	19 19.4	13 13.3	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	40 20.6	39 20.1	19 9.8	60 30.9	20 10.3	16 8.2

③個人の自由を束縛する、結婚しないほうがよい

		合計	そう思う	どちらかという とそう思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	どちらとも いえない	無回答
全体		845 100.0	5 0.6	12 1.4	88 10.4	589 69.7	110 13.0	41 4.9
性別	女性	487 100.0	3 0.6	6 1.2	58 11.9	326 66.9	71 14.6	23 4.7
	男性	347 100.0	2 0.6	6 1.7	28 8.1	258 74.4	38 11.0	15 4.3
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	1 1.0	2 1.9	11 10.6	75 72.1	13 12.5	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	1 0.7	1 0.7	24 16.8	91 63.6	24 16.8	2 1.4
	女性 60歳以上	239 100.0	1 0.4	3 1.3	23 9.6	160 66.9	33 13.8	19 7.9
	男性 39歳以下	55 100.0	1 1.8	1 1.8	5 9.1	37 67.3	11 20.0	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	0 0.0	2 2.0	7 7.1	75 76.5	13 13.3	1 1.0
	男性 60歳以上	194 100.0	1 0.5	3 1.5	16 8.2	146 75.3	14 7.2	14 7.2

④結婚と性的関係は別である

		合計	そう思う	どちらかという と思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	どちらとも いえない	無回答
全体		845 100.0	94 11.1	99 11.7	123 14.6	316 37.4	155 18.3	58 6.9
性別	女性	487 100.0	56 11.5	43 8.8	71 14.6	191 39.2	92 18.9	34 7.0
	男性	347 100.0	37 10.7	54 15.6	50 14.4	123 35.4	63 18.2	20 5.8
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	15 14.4	13 12.5	13 12.5	40 38.5	17 16.3	6 5.8
	女性 40～59歳	143 100.0	19 13.3	14 9.8	26 18.2	57 39.9	24 16.8	3 2.1
	女性 60歳以上	239 100.0	22 9.2	16 6.7	32 13.4	93 38.9	51 21.3	25 10.5
	男性 39歳以下	55 100.0	8 14.5	11 20.0	7 12.7	19 34.5	10 18.2	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	18 18.4	15 15.3	16 16.3	24 24.5	22 22.4	3 3.1
	男性 60歳以上	194 100.0	11 5.7	28 14.4	27 13.9	80 41.2	31 16.0	17 8.8

⑤結婚したら子どもを持つほうがよい

		合計	そう思う	どちらかという と思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	どちらとも いえない	無回答
全体		845 100.0	343 40.6	255 30.2	20 2.4	35 4.1	146 17.3	46 5.4
性別	女性	487 100.0	188 38.6	139 28.5	13 2.7	21 4.3	103 21.1	23 4.7
	男性	347 100.0	152 43.8	112 32.3	7 2.0	13 3.7	43 12.4	20 5.8
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	31 29.8	39 37.5	3 2.9	4 3.8	25 24.0	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	42 29.4	53 37.1	3 2.1	8 5.6	34 23.8	3 2.1
	女性 60歳以上	239 100.0	115 48.1	47 19.7	7 2.9	9 3.8	44 18.4	17 7.1
	男性 39歳以下	55 100.0	13 23.6	23 41.8	1 1.8	3 5.5	15 27.3	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	39 39.8	33 33.7	1 1.0	6 6.1	17 17.3	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	100 51.5	56 28.9	5 2.6	4 2.1	11 5.7	18 9.3

⑥子どもを生み育てるのに、戸籍上で結婚しているかどうかは関係ない

		合計	そう思う	どちらかという と思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	どちらとも いえない	無回答
全体		845 100.0	79 9.3	85 10.1	147 17.4	391 46.3	95 11.2	48 5.7
性別	女性	487 100.0	44 9.0	44 9.0	98 20.1	223 45.8	51 10.5	27 5.5
	男性	347 100.0	35 10.1	41 11.8	48 13.8	162 46.7	44 12.7	17 4.9
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	13 12.5	12 11.5	21 20.2	44 42.3	12 11.5	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	15 10.5	15 10.5	37 25.9	61 42.7	13 9.1	2 1.4
	女性 60歳以上	239 100.0	16 6.7	17 7.1	40 16.7	118 49.4	25 10.5	23 9.6
	男性 39歳以下	55 100.0	3 5.5	9 16.4	13 23.6	24 43.6	5 9.1	1 1.8
	男性 40～59歳	98 100.0	18 18.4	14 14.3	9 9.2	39 39.8	16 16.3	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	14 7.2	18 9.3	26 13.4	99 51.0	23 11.9	14 7.2

⑦夫婦が別姓を名乗るのを認めた方がよい

		合計	そう思う	どちらかという と思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	どちらとも いえない	無回答
全体		845 100.0	98 11.6	83 9.8	136 16.1	280 33.1	202 23.9	46 5.4
性別	女性	487 100.0	60 12.3	46 9.4	70 14.4	151 31.0	135 27.7	25 5.1
	男性	347 100.0	37 10.7	37 10.7	63 18.2	126 36.3	67 19.3	17 4.9
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	13 12.5	14 13.5	19 18.3	20 19.2	36 34.6	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	21 14.7	17 11.9	29 20.3	25 17.5	49 34.3	2 1.4
	女性 60歳以上	239 100.0	25 10.5	15 6.3	22 9.2	106 44.4	50 20.9	21 8.8
	男性 39歳以下	55 100.0	6 10.9	4 7.3	13 23.6	18 32.7	14 25.5	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	15 15.3	13 13.3	15 15.3	24 24.5	29 29.6	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	16 8.2	20 10.3	35 18.0	84 43.3	24 12.4	15 7.7

⑧結婚した以上、離婚すべきではない

		合計	そう思う	どちらかという と思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	どちらとも いえない	無回答
全体		845 100.0	106 12.5	172 20.4	72 8.5	245 29.0	205 24.3	45 5.3
性別	女性	487 100.0	49 10.1	91 18.7	41 8.4	149 30.6	134 27.5	23 4.7
	男性	347 100.0	55 15.9	77 22.2	31 8.9	95 27.4	71 20.5	18 5.2
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	12 11.5	23 22.1	11 10.6	32 30.8	24 23.1	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	10 7.0	21 14.7	14 9.8	56 39.2	40 28.0	2 1.4
	女性 60歳以上	239 100.0	27 11.3	47 19.7	16 6.7	60 25.1	70 29.3	19 7.9
	男性 39歳以下	55 100.0	10 18.2	10 18.2	8 14.5	19 34.5	8 14.5	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	9 9.2	26 26.5	8 8.2	26 26.5	24 24.5	5 5.1
	男性 60歳以上	194 100.0	36 18.6	41 21.1	15 7.7	50 25.8	39 20.1	13 6.7

⑨結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい

		合計	そう思う	どちらかという と思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わ ない	どちらとも いえない	無回答
全体		845 100.0	137 16.2	162 19.2	128 15.1	144 17.0	233 27.6	41 4.9
性別	女性	487 100.0	81 16.6	93 19.1	76 15.6	60 12.3	155 31.8	22 4.5
	男性	347 100.0	54 15.6	68 19.6	50 14.4	83 23.9	76 21.9	16 4.6
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	16 15.4	23 22.1	23 22.1	8 7.7	32 30.8	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	24 16.8	35 24.5	22 15.4	11 7.7	49 34.3	2 1.4
	女性 60歳以上	239 100.0	40 16.7	35 14.6	31 13.0	41 17.2	74 31.0	18 7.5
	男性 39歳以下	55 100.0	10 18.2	11 20.0	10 18.2	18 32.7	6 10.9	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	18 18.4	21 21.4	11 11.2	18 18.4	28 28.6	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	26 13.4	36 18.6	29 14.9	47 24.2	42 21.6	14 7.2

⑩一般に、今の社会は離婚すると女性の方が不利である

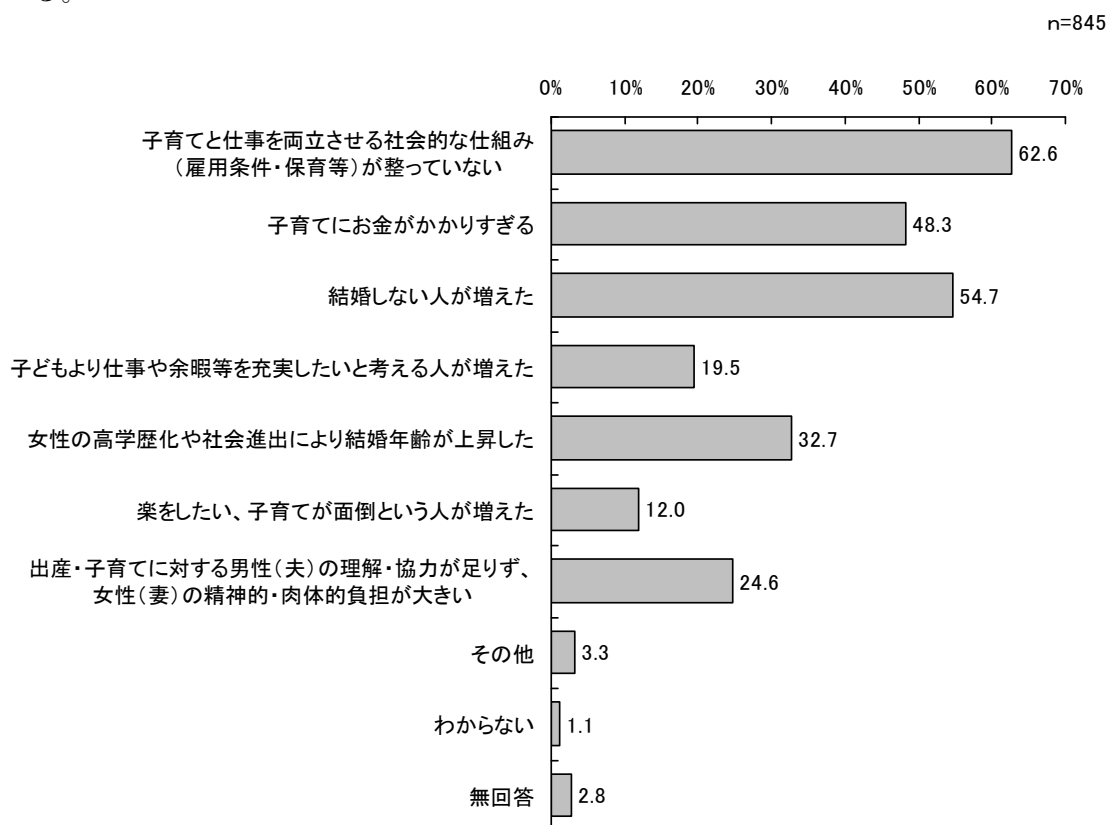
		合計	そう思う	どちらかという とそう思う	どちらかとい えばそう 思わない	そう思わな い	どちらとも いえない	無回答
全体		845 100.0	248 29.3	192 22.7	67 7.9	154 18.2	141 16.7	43 5.1
性別	女性	487 100.0	170 34.9	118 24.2	31 6.4	61 12.5	83 17.0	24 4.9
	男性	347 100.0	77 22.2	71 20.5	35 10.1	91 26.2	58 16.7	15 4.3
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	41 39.4	31 29.8	10 9.6	11 10.6	9 8.7	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	61 42.7	37 25.9	8 5.6	10 7.0	25 17.5	2 1.4
	女性 60歳以上	239 100.0	67 28.0	50 20.9	13 5.4	40 16.7	49 20.5	20 8.4
	男性 39歳以下	55 100.0	10 18.2	10 18.2	10 18.2	16 29.1	9 16.4	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	29 29.6	16 16.3	7 7.1	26 26.5	18 18.4	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	38 19.6	45 23.2	18 9.3	49 25.3	31 16.0	13 6.7

(5) 出生率低下の原因

問15 あなたは、出生率が低下している原因は何だと思いますか。次の中からあなたの考えに最も近いものをお選びください。（〇は3つまで）

出生率が低下している原因として考えられているのが、「子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み（雇用条件・保育等）が整っていない」が62.6%と最も多く、次いで「結婚しない人が増えた」が54.7%、「子育てにお金がかかりすぎる」48.3%と続き、それぞれ約半数の回答を占めている。

また、「女性の高学歴化や社会進出により結婚年齢が上昇した」32.7%との回答が続いている。



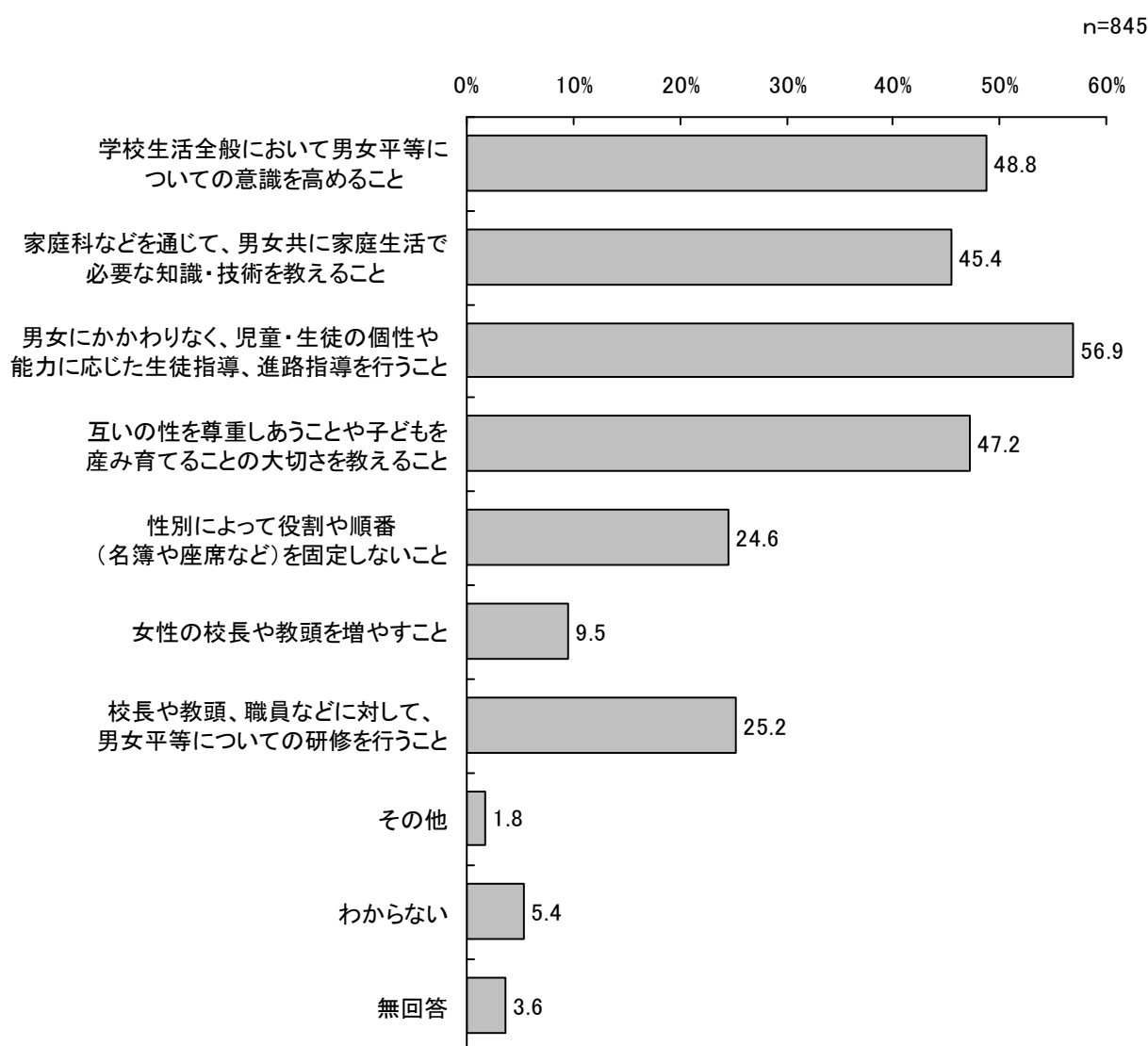
■比較データ：性・年齢別

		合計	子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み(雇用条件・保育等)が整っていない	子育てにお金がかかりすぎる	結婚しない人が増えた	子どもより仕事や余暇等を充実したいと考える人が増えた	女性の高学歴化や社会進出により結婚年齢が上昇した	楽をしたい、子育てが面倒という人が増えた	出産・子育てに対する男性(夫)の理解・協力が足りず、女性(妻)の精神的・肉体的負担が大きい	その他	わからない	無回答
全体		845 100.0	529 62.6	408 48.3	462 54.7	165 19.5	276 32.7	101 12.0	208 24.6	28 3.3	9 1.1	24 2.8
性別	女性	487 100.0	313 64.3	231 47.4	276 56.7	89 18.3	170 34.9	45 9.2	143 29.4	19 3.9	5 1.0	14 2.9
	男性	347 100.0	211 60.8	171 49.3	178 51.3	76 21.9	102 29.4	54 15.6	64 18.4	9 2.6	4 1.2	9 2.6
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	70 67.3	59 56.7	45 43.3	24 23.1	34 32.7	12 11.5	30 28.8	5 4.8	0 0.0	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	98 68.5	75 52.4	83 58.0	29 20.3	39 27.3	12 8.4	48 33.6	8 5.6	1 0.7	2 1.4
	女性 60歳以上	239 100.0	144 60.3	96 40.2	147 61.5	36 15.1	97 40.6	21 8.8	65 27.2	6 2.5	4 1.7	10 4.2
	男性 39歳以下	55 100.0	34 61.8	37 67.3	20 36.4	17 30.9	9 16.4	7 12.7	12 21.8	3 5.5	0 0.0	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	61 62.2	54 55.1	50 51.0	19 19.4	23 23.5	9 9.2	18 18.4	4 4.1	2 2.0	1 1.0
	男性 60歳以上	194 100.0	116 59.8	80 41.2	108 55.7	40 20.6	70 36.1	38 19.6	34 17.5	2 1.0	2 1.0	8 4.1

3. 学校教育について

問16 あなたは、学校教育の場で男女平等の意識を深めるために、どのようなことが大切だと思いますか。（〇はあてはまるものすべて）

学校教育の場において、男女平等の意識を深めるための回答から「男女にかかわらず、児童・生徒の個性や能力に応じた生徒指導、進路指導を行うこと」が56.9%と最も多く、次いで「学校生活全般において男女平等についての意識を高めること」が48.8%、「互いの性を尊重しあうことや子どもを生み育てることの大切さを教えること」47.2%、「家庭科などを通じて、男女共に家庭生活に必要な知識・技術を教えること」45.4%と続き、それぞれ半数近くを占めて多い。



■比較データ：性・年齢別

		合計	学校生活全般において男女平等についての意識を高めること	家庭科などを通じて、男女共に家庭生活に必要な知識・技術を教えること	男女にかかわらず、児童・生徒の個性や能力に応じた生徒指導、進路指導を行うこと	互いの性を尊重しあうことや子どもを産み育てることの大切さを教えること	性別によって役割や順番(名簿や座席など)を固定しないこと	女性の校長や教頭を増やすこと	校長や教頭、職員などに対して、男女平等についての研修を行うこと	その他	わからない	無回答
全体		845 100.0	412 48.8	384 45.4	481 56.9	399 47.2	208 24.6	80 9.5	213 25.2	15 1.8	46 5.4	30 3.6
性別	女性	487 100.0	217 44.6	236 48.5	293 60.2	235 48.3	113 23.2	51 10.5	117 24.0	6 1.2	23 4.7	23 4.7
	男性	347 100.0	191 55.0	145 41.8	184 53.0	161 46.4	94 27.1	29 8.4	95 27.4	9 2.6	22 6.3	5 1.4
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104 100.0	40 38.5	50 48.1	63 60.6	51 49.0	29 27.9	18 17.3	22 21.2	1 1.0	5 4.8	3 2.9
	女性 40～59歳	143 100.0	65 45.5	67 46.9	90 62.9	71 49.7	36 25.2	18 12.6	48 33.6	2 1.4	8 5.6	3 2.1
	女性 60歳以上	239 100.0	112 46.9	118 49.4	140 58.6	112 46.9	47 19.7	15 6.3	47 19.7	3 1.3	10 4.2	17 7.1
	男性 39歳以下	55 100.0	27 49.1	27 49.1	30 54.5	27 49.1	16 29.1	4 7.3	17 30.9	3 5.5	5 9.1	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	51 52.0	35 35.7	42 42.9	44 44.9	22 22.4	6 6.1	26 26.5	6 6.1	7 7.1	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	113 58.2	83 42.8	112 57.7	90 46.4	56 28.9	19 9.8	52 26.8	0 0.0	10 5.2	3 1.5

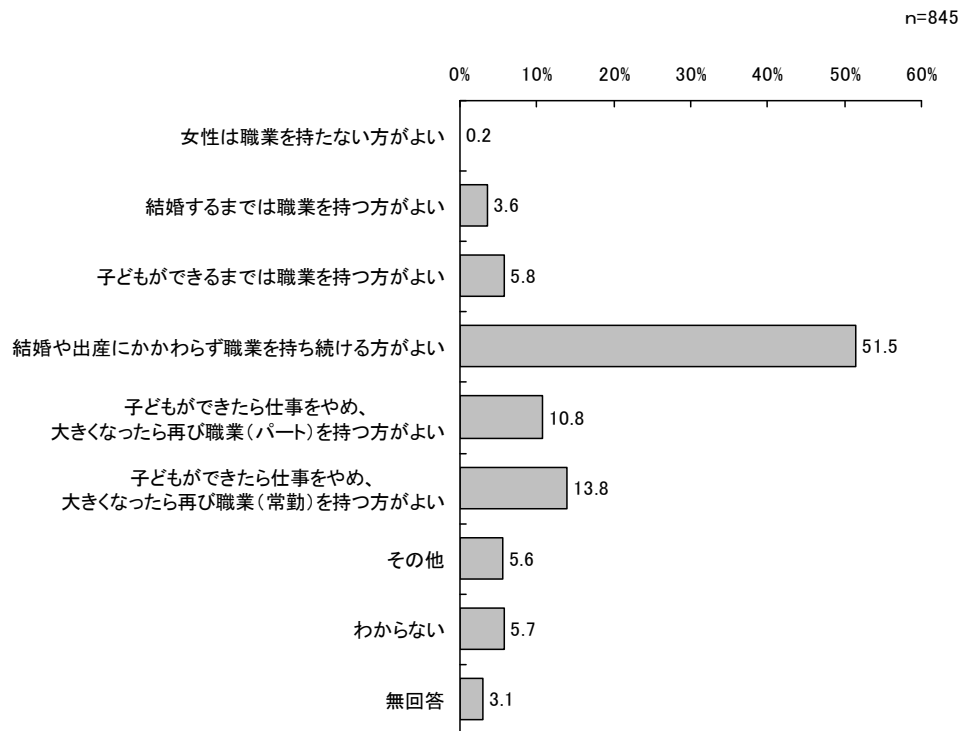
4. 就労について

(1) 女性が職業を持つことについての考え方

問17 あなたは女性が職業を持つことについてどのようにお考えですか。次の中からあなたの考えに最も近いものをお選びください。(〇は1つ)

女性が職業を持つことについて、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」が51.5%と最も多く半数以上を占めている。

次いで、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(常勤)を持つ方がよい」13.8%及び「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(パート)を持つ方がよい」10.8%との回答から、妊娠・出産を機に仕事をやめても、いずれは再び就労を希望していることがうかがえる。



■比較データ：性・年齢別

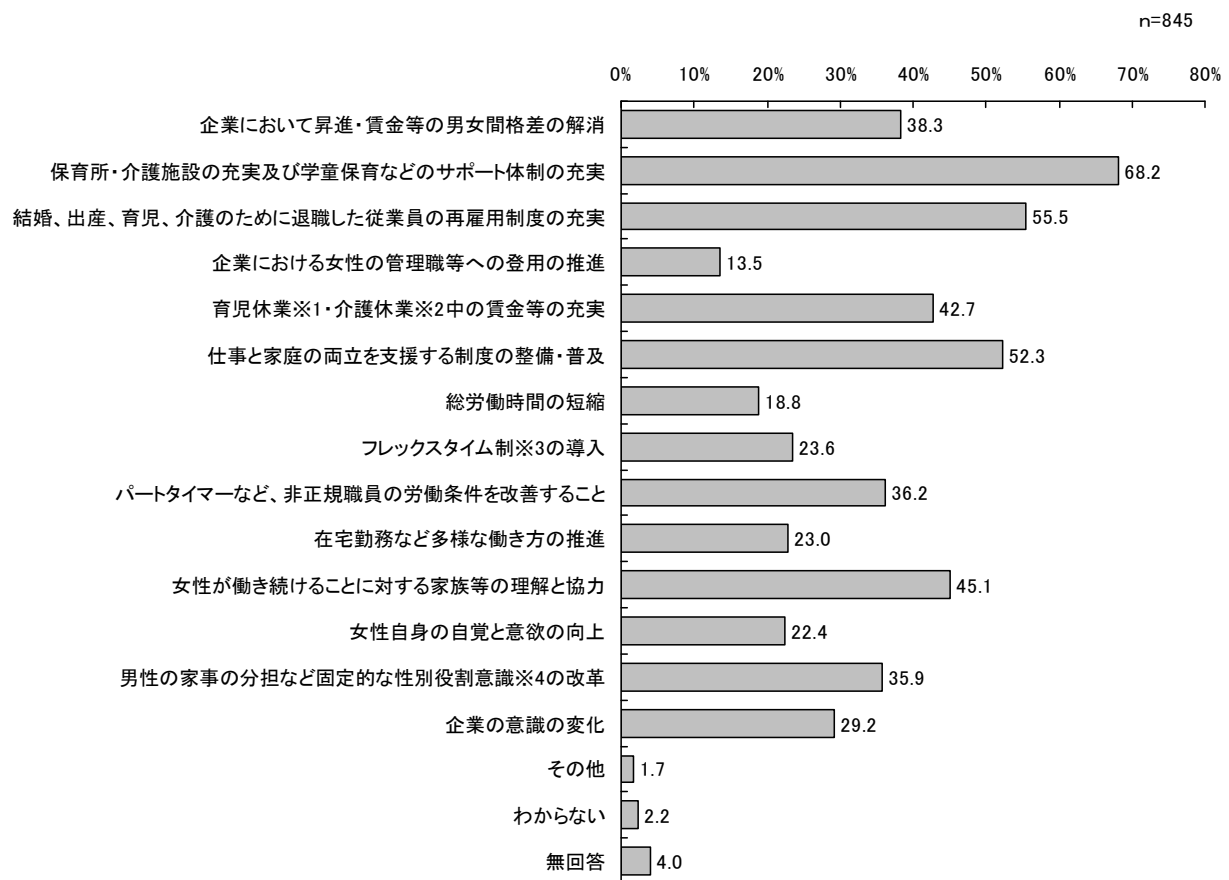
		合計	女性は職業を持たない方がよい	結婚するまでは職業を持つ方がよい	子どもができるまでは職業を持つ方がよい	結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい	子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(パート)を持つ方がよい	子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(常勤)を持つ方がよい	その他	わからない	無回答
性別	全体	845 100.0	2 0.2	30 3.6	49 5.8	435 51.5	91 10.8	117 13.8	47 5.6	48 5.7	26 3.1
	女性	487 100.0	2 0.4	14 2.9	26 5.3	249 51.1	53 10.9	69 14.2	30 6.2	24 4.9	20 4.1
	男性	347 100.0	0 0.0	15 4.3	23 6.6	184 53.0	34 9.8	47 13.5	17 4.9	22 6.3	5 1.4
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104 100.0	0 0.0	3 2.9	6 5.8	52 50.0	12 11.5	11 10.6	11 10.6	5 4.8	4 3.8
	女性 40～59歳	143 100.0	2 1.4	5 3.5	8 5.6	74 51.7	14 9.8	18 12.6	10 7.0	10 7.0	2 1.4
	女性 60歳以上	239 100.0	0 0.0	6 2.5	12 5.0	122 51.0	27 11.3	40 16.7	9 3.8	9 3.8	14 5.9
	男性 39歳以下	55 100.0	0 0.0	0 0.0	4 7.3	31 56.4	2 3.6	9 16.4	6 10.9	3 5.5	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	0 0.0	3 3.1	3 3.1	53 54.1	8 8.2	9 9.2	8 8.2	12 12.2	2 2.0
	男性 60歳以上	194 100.0	0 0.0	12 6.2	16 8.2	100 51.5	24 12.4	29 14.9	3 1.5	7 3.6	3 1.5

(2) 女性が職業を続けていくために必要なこと

問18 女性が働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。現在、働いていない方は、過去の経験やイメージでも結構ですのでお答えください。（○はあてはまるものすべて）

女性が働き続けるために必要なこととしては、「保育所・介護施設の充実及び学童保育などのサポート体制の充実」が68.2%と最も多く、次いで「結婚、出産、育児、介護のために退職した従業員の再雇用制度の充実」が55.5%、「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備・普及」52.3%と続き、各半数以上を占める多くの回答となっている。

その他、「女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力」が45.1%、「育児休業・介護休業中の賃金等の充実」42.7%などが続き、多岐にわたる要望がみられる。



■比較データ：性・年齢別

	合計	企業において昇進・賃金等の男女間格差の解消	保育所・介護施設の充実及び学童保育などのサポート体制の充実	結婚、出産、育児、介護のために退職した従業員の再雇用制度の充実	企業における女性の管理職等への登用の推進	育児休業※1・介護休業※2中の賃金等の充実	仕事と家庭の両立を支援する制度の整備・普及	総労働時間の短縮	フレックスタイム制※3の導入	パートタイマーなど、非正規職員の労働条件を改善すること	在宅勤務など多様な働き方の推進	女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力	女性自身の自覚と意欲の向上	男性の家事の分担など固定的な性別役割意識※4の改革	企業の意識の変化	その他	わからない	無回答
全体	845	324	576	469	114	361	442	159	199	306	194	381	189	303	247	14	19	34
	100.0	38.3	68.2	55.5	13.5	42.7	52.3	18.8	23.6	36.2	23.0	45.1	22.4	35.9	29.2	1.7	2.2	4.0
性別																		
女性	487	188	342	272	62	220	260	93	119	187	118	238	105	188	149	5	10	20
	100.0	38.6	70.2	55.9	12.7	45.2	53.4	19.1	24.4	38.4	24.2	48.9	21.6	38.6	30.6	1.0	2.1	4.1
男性	347	134	231	193	52	140	179	64	78	116	75	137	81	114	98	9	8	12
	100.0	38.6	66.6	55.6	15.0	40.3	51.6	18.4	22.5	33.4	21.6	39.5	23.3	32.9	28.2	2.6	2.3	3.5
性年齢別																		
女性 39歳以下	104	50	83	66	16	62	64	29	40	41	30	44	21	43	32	0	1	2
	100.0	48.1	79.8	63.5	15.4	59.6	61.5	27.9	38.5	39.4	28.8	42.3	20.2	41.3	30.8	0.0	1.0	1.9
女性 40～59歳	143	65	113	77	16	61	75	23	39	54	41	78	28	61	56	3	2	3
	100.0	45.5	79.0	53.8	11.2	42.7	52.4	16.1	27.3	37.8	28.7	54.5	19.6	42.7	39.2	2.1	1.4	2.1
女性 60歳以上	239	73	145	128	29	96	120	41	39	92	47	115	56	84	61	2	7	15
	100.0	30.5	60.7	53.6	12.1	40.2	50.2	17.2	16.3	38.5	19.7	48.1	23.4	35.1	25.5	0.8	2.9	6.3
男性 39歳以下	55	22	36	35	10	33	26	14	17	17	15	18	14	20	18	3	2	0
	100.0	40.0	65.5	63.6	18.2	60.0	47.3	25.5	30.9	30.9	27.3	32.7	25.5	36.4	32.7	5.5	3.6	0.0
男性 40～59歳	98	35	64	48	12	33	42	15	19	29	20	34	24	31	27	4	1	2
	100.0	35.7	65.3	49.0	12.2	33.7	42.9	15.3	19.4	29.6	20.4	34.7	24.5	31.6	27.6	4.1	1.0	2.0
男性 60歳以上	194	77	131	110	30	74	111	35	42	70	40	85	43	63	53	2	5	10
	100.0	39.7	67.5	56.7	15.5	38.1	57.2	18.0	21.6	36.1	20.6	43.8	22.2	32.5	27.3	1.0	2.6	5.2

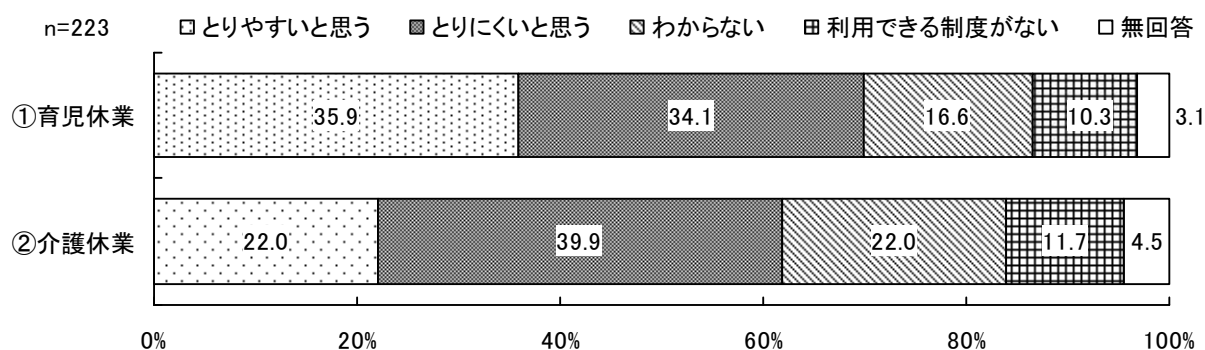
(3) 職場での育児休業・介護休業の取りやすさ

〔※ 問 19 は、会社などにお勤めの方にうかがいます。自営業、パート、アルバイト等は除きます〕

問 19 あなたの職場では、あなたが育児休業や介護休業をとる必要が生じた場合、休業をとりやすい環境にあると思いますか。（○は各項目に 1 つずつ）

介護休業は、「とりにくいと思う」が 39.9%と「とりやすいと思う」の 22.0%を上回っているが、育児休業は「とりにくいと思う」の 34.1%を「とりやすいと思う」が 35.9%と上回っている。

また、「利用できる制度がない」との回答が、育児休業で 10.3%、介護休業 11.7%を示している。

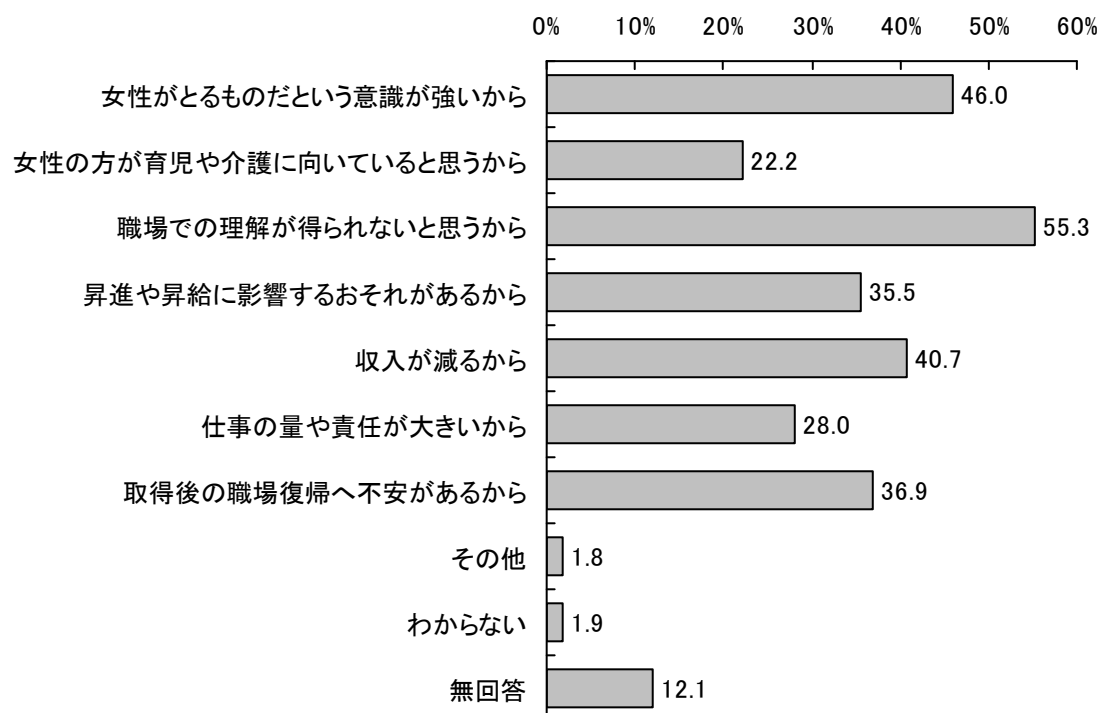


(4) 男性が育児休業・介護休業をとらない理由

問20 育児休業や介護休業をとる男性が少ない状況にあります、その理由は何だと思えますか。(〇はあてはまるものすべて)

男性が育児休業・介護休業をとらない理由は、「職場での理解が得られないと思うから」が55.3%と最も多く、次いで「女性がとるものだという意識が強いから」が46.0%、「収入が減るから」40.7%、「取得後の職場復帰へ不安があるから」36.9%と続いている。

n=845



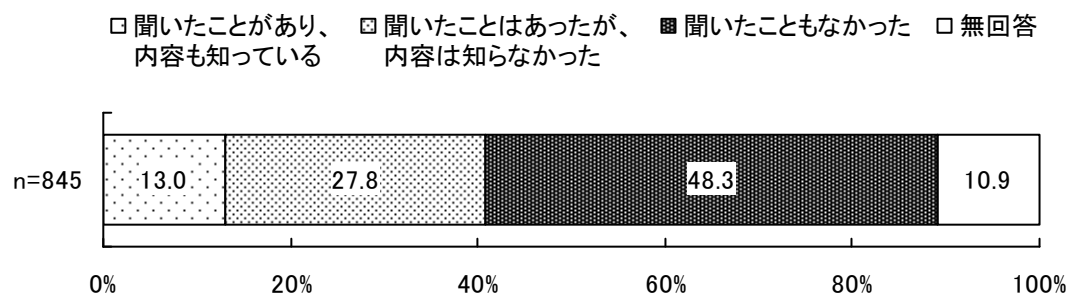
■比較データ：性・年齢別

		合計	女性がとるもの だという意識が 強いから	女性の方が 育児や介護 に向いている と思うから	職場での理 解が得られ ないと思う から	昇進や昇給 に影響する おそれがある から	収入が減る から	仕事の量や 責任が大き いから	取得後の職 場復帰へ不 安があるか ら	その他	わからない	無回答
全体		845 100.0	389 46.0	188 22.2	467 55.3	300 35.5	344 40.7	237 28.0	312 36.9	15 1.8	16 1.9	102 12.1
性別	女性	487 100.0	276 56.7	100 20.5	280 57.5	192 39.4	215 44.1	128 26.3	191 39.2	8 1.6	8 1.6	64 13.1
	男性	347 100.0	113 32.6	86 24.8	187 53.9	108 31.1	129 37.2	109 31.4	121 34.9	7 2.0	8 2.3	29 8.4
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	79 76.0	20 19.2	70 67.3	50 48.1	63 60.6	42 40.4	43 41.3	3 2.9	1 1.0	1 1.0
	女性 40～59歳	143 100.0	88 61.5	37 25.9	97 67.8	66 46.2	80 55.9	43 30.1	62 43.4	3 2.1	0 0.0	9 6.3
	女性 60歳以上	239 100.0	108 45.2	43 18.0	112 46.9	75 31.4	71 29.7	43 18.0	85 35.6	2 0.8	7 2.9	54 22.6
	男性 39歳以下	55 100.0	26 47.3	12 21.8	35 63.6	22 40.0	34 61.8	22 40.0	23 41.8	2 3.6	0 0.0	1 1.8
	男性 40～59歳	98 100.0	34 34.7	24 24.5	58 59.2	28 28.6	41 41.8	30 30.6	38 38.8	4 4.1	1 1.0	1 1.0
	男性 60歳以上	194 100.0	53 27.3	50 25.8	94 48.5	58 29.9	54 27.8	57 29.4	60 30.9	1 0.5	7 3.6	27 13.9

(5) ワーク・ライフ・バランスの認知状況

問21 あなたはワーク・ライフ・バランス（WLB）※1について知っていますか。（○は1つ）

ワーク・ライフ・バランスについて、「聞いたこともなかった」が48.3%と最も多く、「聞いたことはあったが、内容は知らなかった」27.8%及び「聞いたことがあり、内容も知っている」の13.0%と合わせ、“聞いたことがある”人は40.8%となり、前調査（平成24年12月）の約3割を上回る認知度を示している。



■比較データ：性・年齢別

		合計	聞いたことがあり、内容も知っている	聞いたことはあったが、内容は知らなかった	聞いたこともなかった	無回答
全体		845	110	235	408	92
		100.0	13.0	27.8	48.3	10.9
性別	女性	487	62	134	234	57
		100.0	12.7	27.5	48.0	11.7
	男性	347	48	99	173	27
		100.0	13.8	28.5	49.9	7.8
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104	20	19	63	2
		100.0	19.2	18.3	60.6	1.9
	女性 40～59歳	143	16	38	80	9
		100.0	11.2	26.6	55.9	6.3
	女性 60歳以上	239	26	76	91	46
		100.0	10.9	31.8	38.1	19.2
	男性 39歳以下	55	11	12	30	2
		100.0	20.0	21.8	54.5	3.6
	男性 40～59歳	98	17	30	50	1
		100.0	17.3	30.6	51.0	1.0
	男性 60歳以上	194	20	57	93	24
		100.0	10.3	29.4	47.9	12.4

※1 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発・趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開でき、多様な生き方が選択・実現できるようになることです。

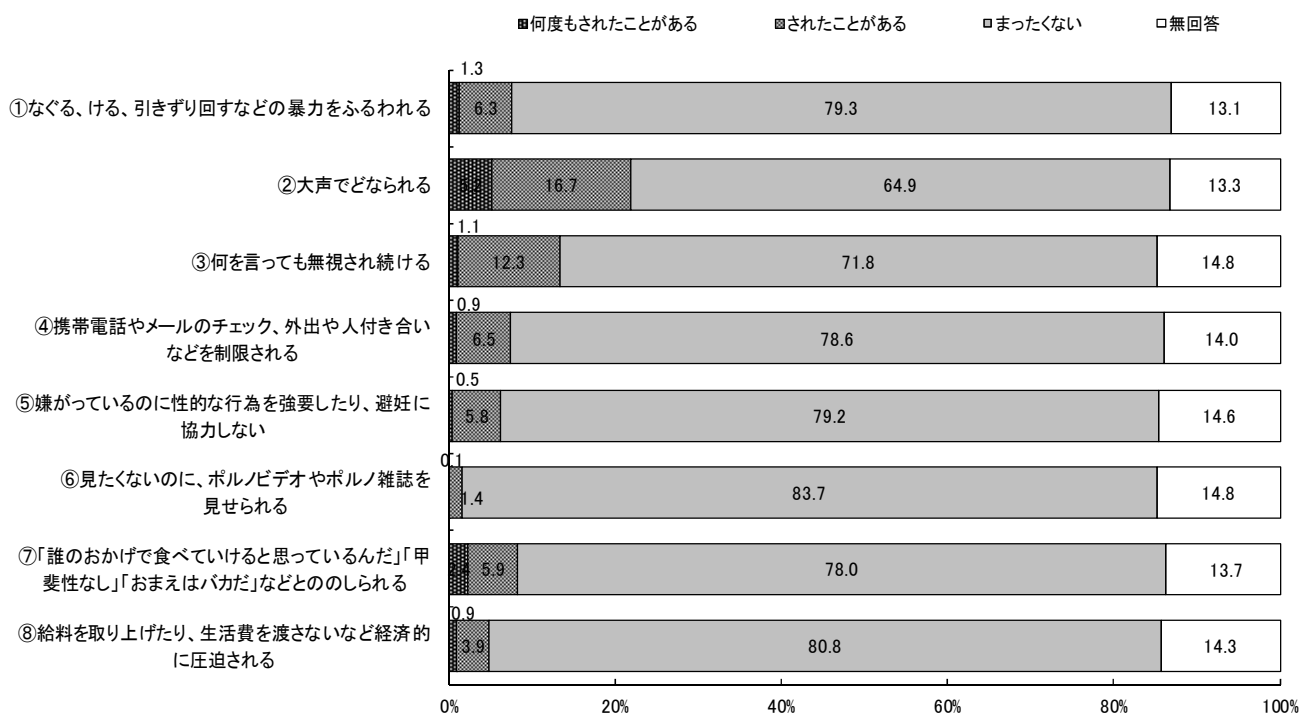
5. 男女間の暴力について

(1) 配偶者等からの暴力行為の有無

問22 配偶者や恋人などパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）※2、デートDV※3）が社会問題になっていますが、次の①～⑧の項目について、それぞれ当てはまる番号をお選びください。（○は各項目 1 つずつ）

配偶者や恋人などパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV）は、全ての項目において「まったくない」との回答が過半数を超えているが、「何度もされたことがある」と「されたことがある」との回答から経験のある人が顕在し、その内容で最も多い項目は「②大声でどなられる」の21.9%で、次に「③何を言っても無視され続ける」13.4%となっている。

他に「⑦「誰のおかげで食べていけると思っているんだ」「甲斐性なし」「おまえはバカだ」などとののしられる」が8.3%、「①なぐる、ける、引きずり回すなどの暴力をふるわれる」の7.6%などが続いている。



※2 ドメスティック・バイオレンス（DV）：主に配偶者など親密な関係にあるパートナー、又はあった者からの暴力のこと。その暴力とは、身体的、精神的、性的、経済的など、多面的な要素を含んでいる。

※3 デートDV：夫婦間での暴力行為（DV）と同じように、婚姻関係にない若い世代の恋人同士や交際相手からの暴力行為が低年齢化し、深刻な問題となっているため、夫婦間、家庭内暴力と区別する言葉として「デートDV」（日本における造語）が使用されている。

■比較データ：性・年齢別

①なぐる、ける、引きずり回すなどの暴力をふるわれる

		合計	何度もされたことがある	されたことがある	まったくない	無回答
全体		845 100.0	11 1.3	53 6.3	670 79.3	111 13.1
性別	女性	487 100.0	10 2.1	41 8.4	385 79.1	51 10.5
	男性	347 100.0	1 0.3	11 3.2	281 81.0	54 15.6

②大声でどなられる

		合計	何度もされたことがある	されたことがある	まったくない	無回答
全体		845 100.0	44 5.2	141 16.7	548 64.9	112 13.3
性別	女性	487 100.0	36 7.4	98 20.1	302 62.0	51 10.5
	男性	347 100.0	8 2.3	41 11.8	243 70.0	55 15.9

③何を言っても無視され続ける

		合計	何度もされたことがある	されたことがある	まったくない	無回答
全体		845 100.0	9 1.1	104 12.3	607 71.8	125 14.8
性別	女性	487 100.0	8 1.6	69 14.2	351 72.1	59 12.1
	男性	347 100.0	1 0.3	34 9.8	253 72.9	59 17.0

④携帯電話やメールのチェック、外出や人付き合いなどを制限される

		合計	何度もされたことがある	されたことがある	まったくない	無回答
全体		845 100.0	8 0.9	55 6.5	664 78.6	118 14.0
性別	女性	487 100.0	6 1.2	33 6.8	391 80.3	57 11.7
	男性	347 100.0	2 0.6	22 6.3	268 77.2	55 15.9

⑤嫌がっているのに性的な行為を強要したり、避妊に協力しない

		合計	何度もされたことがある	されたことがある	まったくない	無回答
全体		845 100.0	4 0.5	49 5.8	669 79.2	123 14.6
性別	女性	487 100.0	4 0.8	41 8.4	385 79.1	57 11.7
	男性	347 100.0	0 0.0	7 2.0	281 81.0	59 17.0

⑥見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる

		合計	何度もされたことがある	されたことがある	まったくない	無回答
全体		845 100.0	1 0.1	12 1.4	707 83.7	125 14.8
性別	女性	487 100.0	1 0.2	11 2.3	416 85.4	59 12.1
	男性	347 100.0	0 0.0	1 0.3	287 82.7	59 17.0

⑦「誰のおかげで食べていけると思っているんだ」「甲斐性なし」「おまえはバカだ」などとののしられる

		合計	何度もされたことがある	されたことがある	まったくない	無回答
全体		845 100.0	20 2.4	50 5.9	659 78.0	116 13.7
性別	女性	487 100.0	17 3.5	39 8.0	379 77.8	52 10.7
	男性	347 100.0	3 0.9	10 2.9	277 79.8	57 16.4

⑧給料を取り上げたり、生活費を渡さないなど経済的に圧迫される

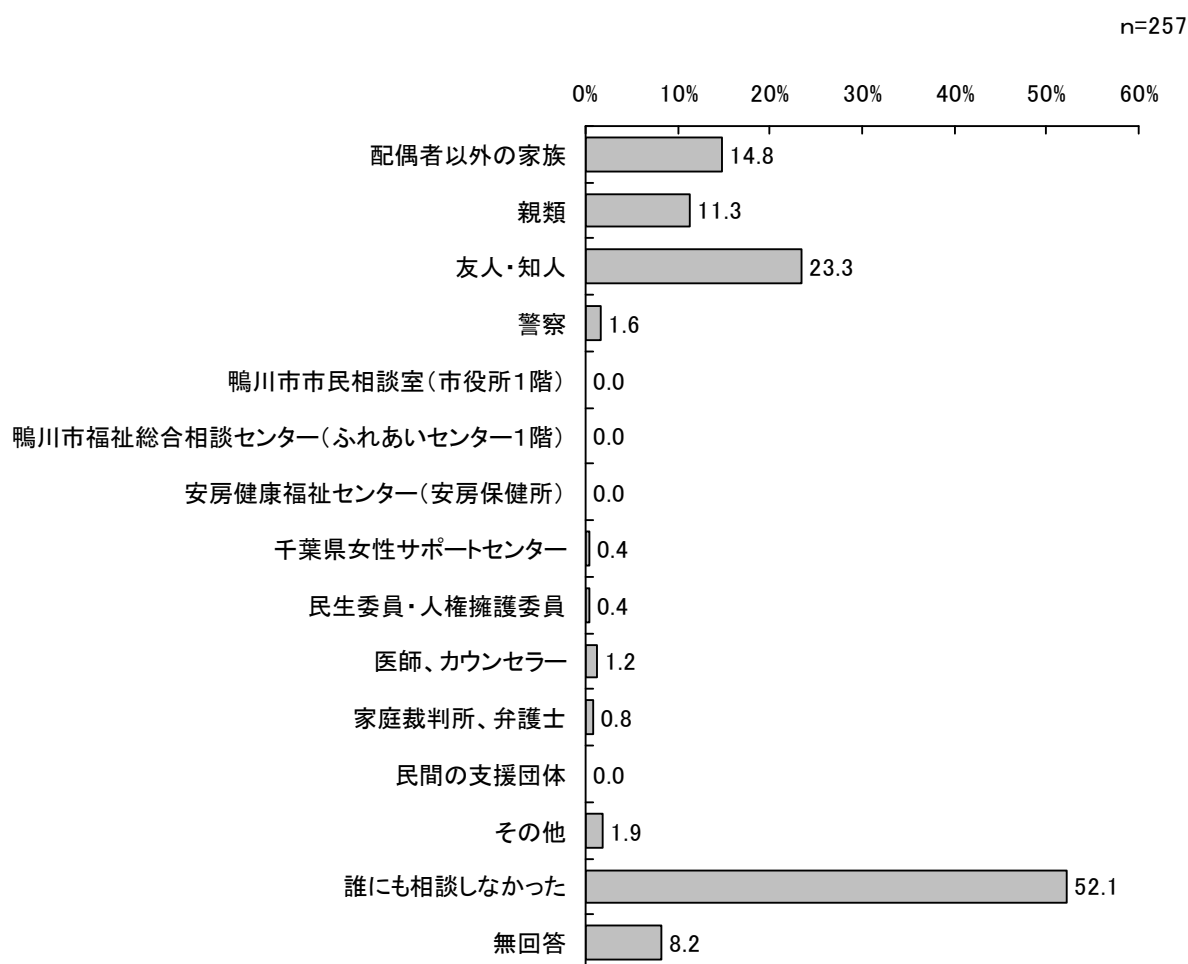
		合計	何度もされたことがある	されたことがある	まったくない	無回答
全体		845 100.0	8 0.9	33 3.9	683 80.8	121 14.3
性別	女性	487 100.0	8 1.6	26 5.3	398 81.7	55 11.3
	男性	347 100.0	0 0.0	7 2.0	282 81.3	58 16.7

(2) 暴力行為を受けた際の相談相手

問22-1 問22の①から⑧のいずれかで「1」もしくは「2」に○をつけた方にお伺いします。
そのとき、あなたは誰に相談しましたか。(○はあてはまるものすべて)

配偶者や恋人などパートナーからの暴力を受けたことがある人のうち、「誰にも相談しなかった」が52.1%を占めて最も多い。

相談した人の相談相手をみると、「友人・知人」が23.3%、「配偶者以外の家族」14.8%、「親類」の11.3%がほぼ上位を占めており、「警察」1.6%や専門機関等への相談は少ない状況となっている。



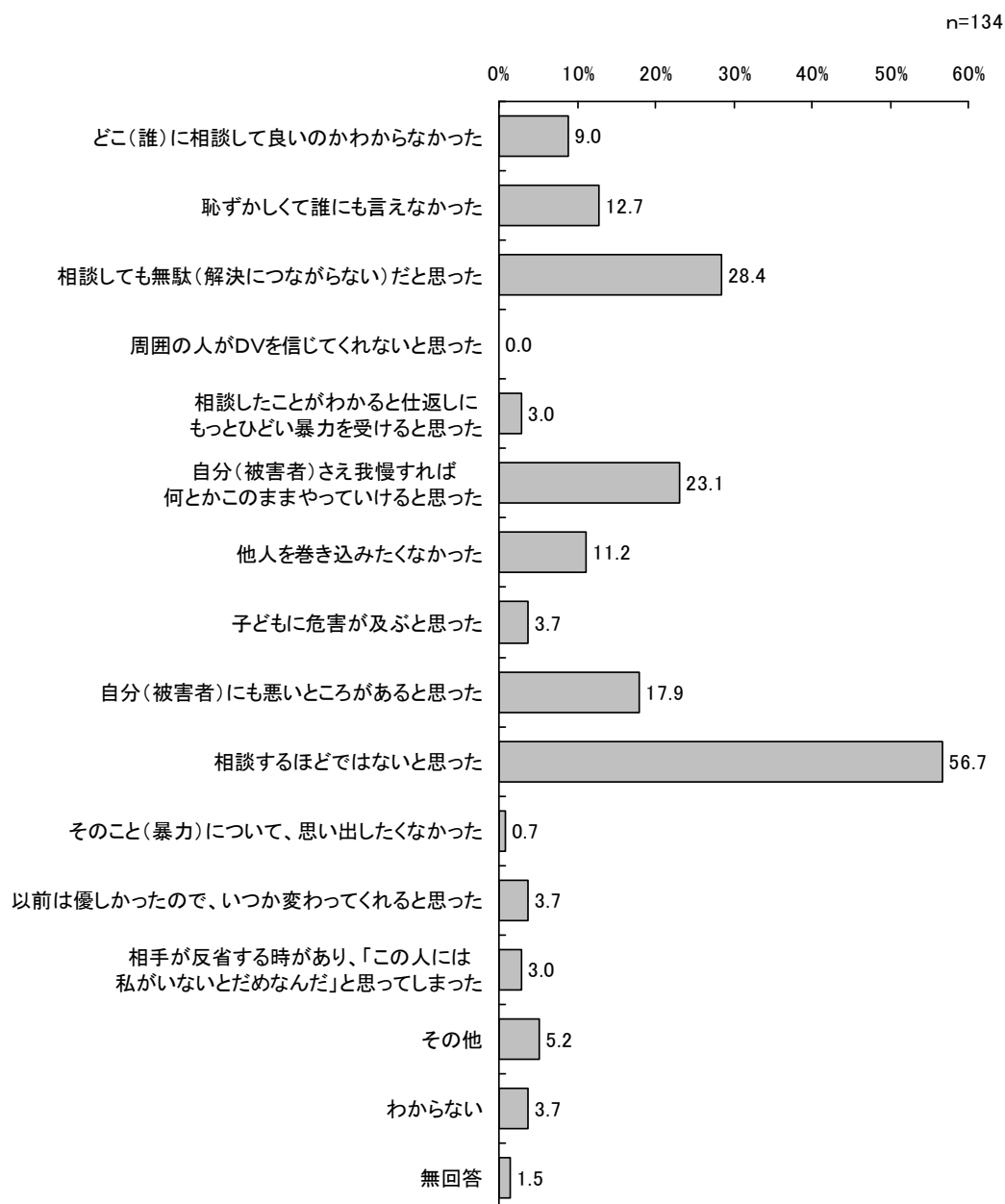
■比較データ：性・年齢別

	合計	配偶者以外の家族	親類	友人・知人	警察	鴨川市市民相談室(市役所1階)	鴨川市福祉総合相談センター(ふれあいセンター1階)	安房健康福祉センター(安房保健所)	千葉県女性サポートセンター	民生委員・人権擁護委員	医師、カウンセラー	家庭裁判所、弁護士	民間の支援団体	その他	誰にも相談しなかった	無回答
全体	257	38	29	60	4	0	0	0	1	1	3	2	0	5	134	21
	100.0	14.8	11.3	23.3	1.6	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	1.2	0.8	0.0	1.9	52.1	8.2
女性	182	32	25	45	3	0	0	0	0	0	2	2	0	2	91	13
	100.0	17.6	13.7	24.7	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.1	0.0	1.1	50.0	7.1
男性	73	6	4	14	1	0	0	0	1	1	1	0	0	3	43	7
	100.0	8.2	5.5	19.2	1.4	0.0	0.0	0.0	1.4	1.4	1.4	0.0	0.0	4.1	58.9	9.6

(3) 相談していない人の理由

問22-2 問22-1で「11 誰にも相談しなかった」とお答えの方にお伺いします。
相談しなかったのはなぜですか。(〇はあてはまるものすべて)

「誰にも相談しなかった」人の理由として、「相談するほどではないと思った」が56.7%と突出して最も多く、次いで「相談しても無駄(解決につながらない)だと思った」が28.4%、「自分(被害者)さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思った」の23.1%と続いている。

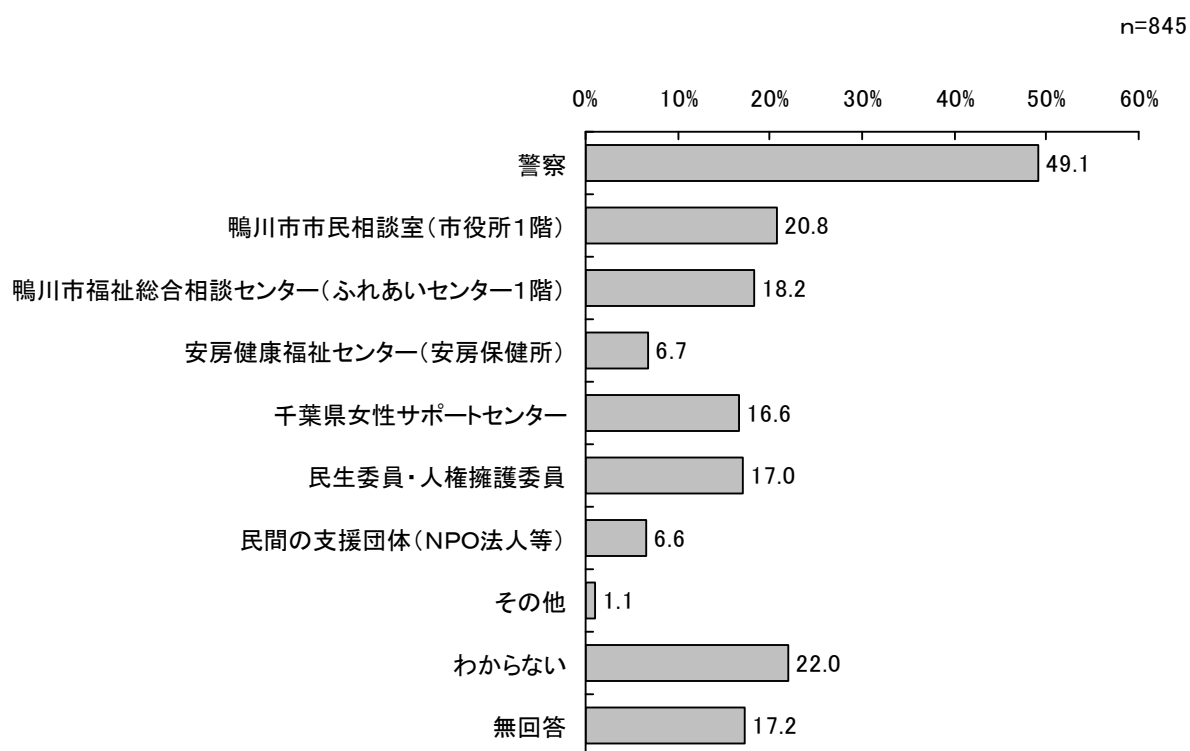


(4) 相談窓口の認知状況

問23 配偶者や恋人などパートナーからの暴力に関する相談窓口を知っていますか。(○はあてはまるものすべて)

配偶者や恋人などパートナーからの暴力に関する相談窓口について、「警察」が49.1%と最も多く半数近くを占め、次いで「わからない」が22.0%となっている。

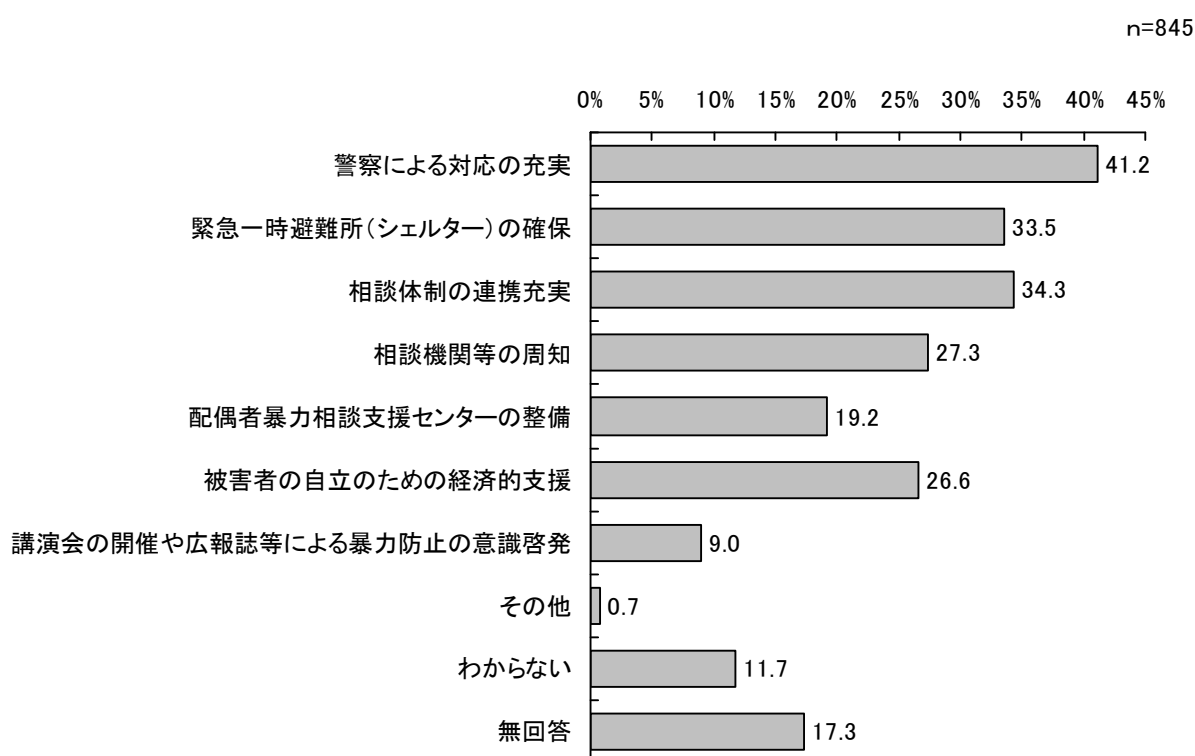
以下、「鴨川市市民相談室(市役所1階)」が20.8%、「鴨川市福祉総合相談センター」18.2%、「民生委員・人権擁護委員」17.0%、「千葉県女性サポートセンター」の16.6%と続いている。



（５）暴力行為等に対する行政への希望

問２４ 配偶者や恋人などパートナーからの暴力について、今後行政に対してどのような対応を望みますか。（〇はあてはまるものすべて）

配偶者や恋人などパートナーからの暴力に対し、行政に望むこととして、「警察による対応の充実」が41.2%と最も多く、相談先の最も多い認知と一致している。次いで、「相談体制の連携充実」が34.3%、「緊急一時避難所（シェルター）の確保」33.5%、「相談機関等の周知」27.3%、「被害者の自立のための経済的支援」の26.6%が希望する主な行政対応として上位を占めている。

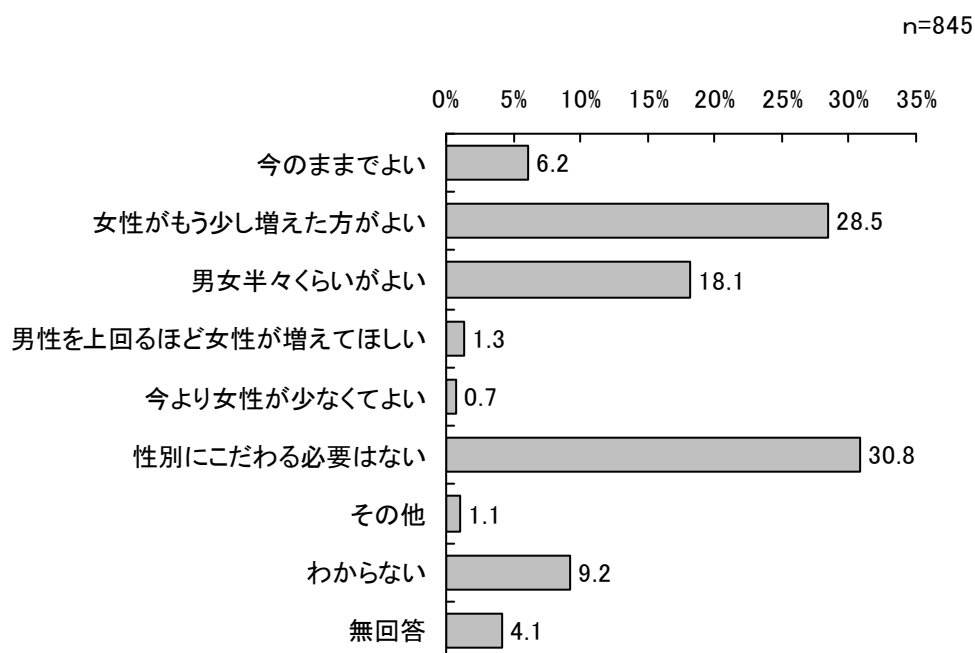


6. 政策決定の場における男女共同参画について

(1) 政策決定過程における女性参画について

問25 鴨川市では、平成26年4月1日現在、審議会等における女性委員の比率は22.2%です。今後の鴨川市における政策方針を決定する過程への女性の参画について、あなたはどのようなになっていくことがよいと思いますか。(〇は1つ)

市における政策方針を決定する過程への女性の参画について、「性別にこだわる必要はない」が30.8%と最も多く、次いで「女性がもう少し増えた方がよい」が28.5%、「男女半々くらいがよい」の18.1%と続いている。



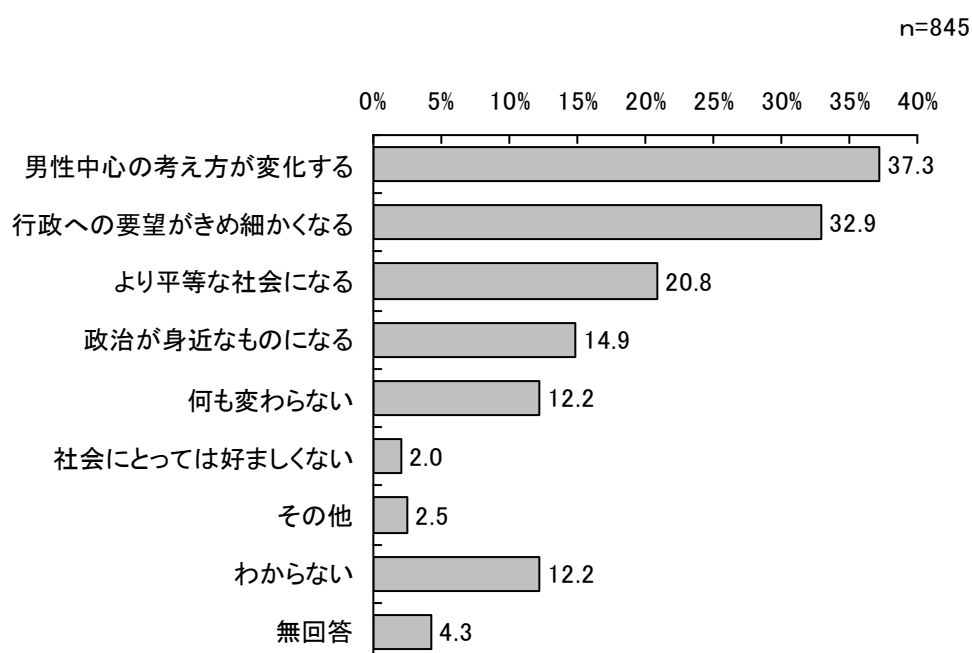
■比較データ：性・年齢別

		合計	今のままでよい	女性がもう少し増えた方がよい	男女半々くらいがよい	男性を上回るほど女性が増えてほしい	今より女性が少なくてよい	性別にこだわる必要はない	その他	わからない	無回答
全体		845	52	241	153	11	6	260	9	78	35
		100.0	6.2	28.5	18.1	1.3	0.7	30.8	1.1	9.2	4.1
性別	女性	487	17	140	91	6	3	150	3	52	25
		100.0	3.5	28.7	18.7	1.2	0.6	30.8	0.6	10.7	5.1
	男性	347	31	100	59	5	3	108	6	26	9
		100.0	8.9	28.8	17.0	1.4	0.9	31.1	1.7	7.5	2.6
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104	0	31	21	1	1	33	1	16	0
		100.0	0.0	29.8	20.2	1.0	1.0	31.7	1.0	15.4	0.0
	女性 40～59歳	143	1	42	34	2	0	46	1	12	5
		100.0	0.7	29.4	23.8	1.4	0.0	32.2	0.7	8.4	3.5
	女性 60歳以上	239	16	67	36	3	2	70	1	24	20
		100.0	6.7	28.0	15.1	1.3	0.8	29.3	0.4	10.0	8.4
	男性 39歳以下	55	7	7	10	0	0	26	1	4	0
		100.0	12.7	12.7	18.2	0.0	0.0	47.3	1.8	7.3	0.0
	男性 40～59歳	98	4	33	16	2	0	32	3	7	1
		100.0	4.1	33.7	16.3	2.0	0.0	32.7	3.1	7.1	1.0
	男性 60歳以上	194	20	60	33	3	3	50	2	15	8
		100.0	10.3	30.9	17.0	1.5	1.5	25.8	1.0	7.7	4.1

(2) 政策決定過程における女性参画の社会的影響

問26 女性の議員や審議会委員が増加し、政策方針等を決定する過程への女性の参画が増えると、社会はどのように変わるとおもいますか。（〇は2つまで）

女性が政策方針を決定する過程への参画が増えた場合、社会への影響は「男性中心の考え方が変化する」が37.3%と最も多く、次いで「行政への要望がきめ細くなる」の36.2%となり、この2つの回答が特に多くなっている。



■比較データ：性・年齢別

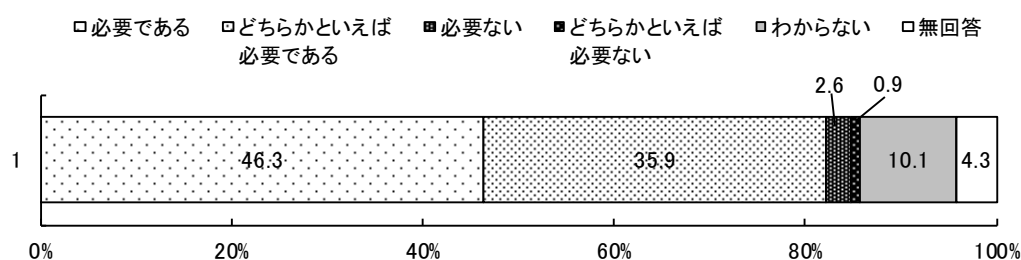
		合計	男性中心 の考え方が 変化する	行政への 要望がき め細くなる	より平等な 社会になる	政治が身 近なものに なる	何も変わら ない	社会にとっ ては好まし くない	その他	わからない	無回答
全体		845 100.0	315 37.3	278 32.9	176 20.8	126 14.9	103 12.2	17 2.0	21 2.5	103 12.2	36 4.3
性別	女性	487 100.0	190 39.0	165 33.9	93 19.1	97 19.9	52 10.7	6 1.2	9 1.8	61 12.5	25 5.1
	男性	347 100.0	121 34.9	111 32.0	81 23.3	28 8.1	50 14.4	11 3.2	12 3.5	40 11.5	10 2.9
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	48 46.2	29 27.9	24 23.1	13 12.5	14 13.5	1 1.0	3 2.9	14 13.5	0 0.0
	女性 40～59歳	143 100.0	61 42.7	46 32.2	29 20.3	32 22.4	18 12.6	1 0.7	2 1.4	14 9.8	6 4.2
	女性 60歳以上	239 100.0	80 33.5	90 37.7	40 16.7	52 21.8	20 8.4	4 1.7	4 1.7	33 13.8	19 7.9
	男性 39歳以下	55 100.0	17 30.9	8 14.5	13 23.6	3 5.5	19 34.5	3 5.5	4 7.3	4 7.3	0 0.0
	男性 40～59歳	98 100.0	27 27.6	31 31.6	20 20.4	7 7.1	11 11.2	1 1.0	6 6.1	16 16.3	1 1.0
	男性 60歳以上	194 100.0	77 39.7	72 37.1	48 24.7	18 9.3	20 10.3	7 3.6	2 1.0	20 10.3	9 4.6

7. 防災・災害対策について

(1) 防災・災害対策において女性に配慮した対応の必要性

問27 あなたは、防災・災害復興対策に、女性の視点に配慮した対応が必要だと思いますか。
(○は1つ)

防災・災害対策において、女性の視点に配慮した対応の必要性について「必要である」が46.3%と最も多く、次いで「どちらかといえば必要である」の35.9%と合わせて82.2%を占め、多くの人が“必要である”としている。



■比較データ：性・年齢別

		合計	必要である	どちらかといえば必要である	必要ない	どちらかといえば必要ない	わからない	無回答
全体		845	391	303	22	8	85	36
		100.0	46.3	35.9	2.6	0.9	10.1	4.3
性別	女性	487	233	168	10	4	48	24
		100.0	47.8	34.5	2.1	0.8	9.9	4.9
性別	男性	347	154	131	11	4	36	11
		100.0	44.4	37.8	3.2	1.2	10.4	3.2
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104	59	33	2	0	10	0
		100.0	56.7	31.7	1.9	0.0	9.6	0.0
	女性 40～59歳	143	72	47	3	4	14	3
		100.0	50.3	32.9	2.1	2.8	9.8	2.1
	女性 60歳以上	239	101	88	5	0	24	21
		100.0	42.3	36.8	2.1	0.0	10.0	8.8
	男性 39歳以下	55	30	16	1	1	6	1
		100.0	54.5	29.1	1.8	1.8	10.9	1.8
性別	男性 40～59歳	98	47	39	1	0	9	2
		100.0	48.0	39.8	1.0	0.0	9.2	2.0
性別	男性 60歳以上	194	77	76	9	3	21	8
		100.0	39.7	39.2	4.6	1.5	10.8	4.1

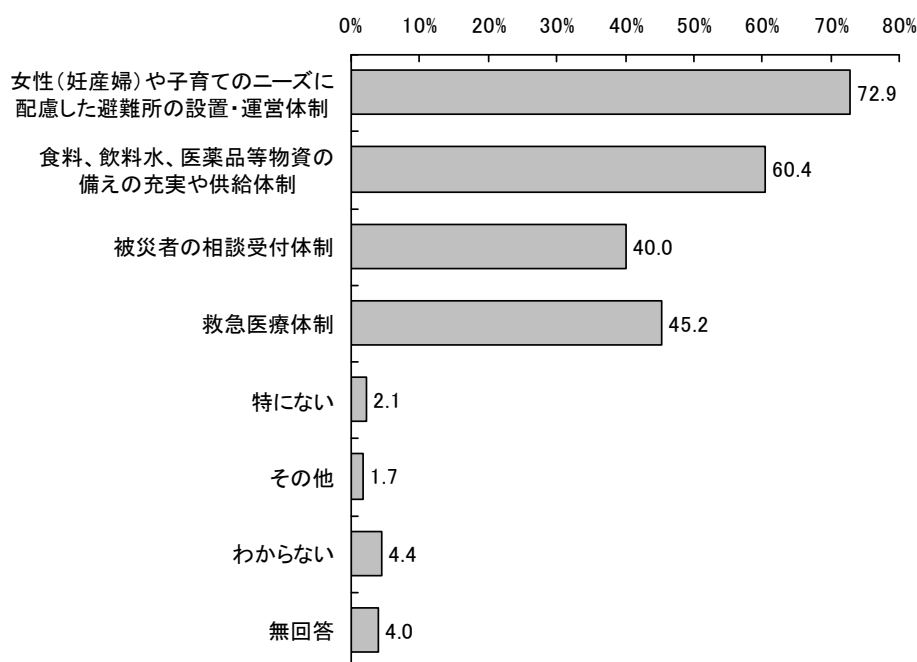
(2) 防災・災害対策における女性の視点での配慮が必要なこと

問28 防災・災害復興対策（災害発生時における避難場所での生活を想定）で女性の視点に配慮して取り組む必要があると思うものは何ですか。（○はあてはまるものすべて）

防災・災害復興対策で、女性の視点に配慮して取り組む必要のあることは、「女性（妊産婦）や子育てのニーズに配慮した避難所の設置・運営体制」が72.9%と最も多く、次いで「食料、飲料水、医薬品等物資の備えの充実や供給体制」の60.4%となり、この2つの回答が特に多く必要な取り組みとしてみられる。

一方、「特にない」が2.1%と少ないことから、女性の視点に配慮した取り組みの必要性があるものと認識されていることがわかる。

n=845



■比較データ：性・年齢別

	合計	女性(妊産婦)や子育てのニーズに配慮した避難所の設置・運営体制	食料、飲料水、医薬品等物資の備えの充実や供給体制	被災者の相談受付体制	救急医療体制	特にない	その他	わからない	無回答
全体	845	616	510	338	382	18	14	37	34
	100.0	72.9	60.4	40.0	45.2	2.1	1.7	4.4	4.0
性別	女性	487	365	204	226	5	8	20	23
		100.0	74.9	63.7	41.9	1.0	1.6	4.1	4.7
性別	男性	347	247	194	129	152	11	6	17
		100.0	71.2	55.9	37.2	43.8	3.2	1.7	4.9
性 / 年齢別	女性 39歳以下	104	96	62	39	49	2	0	2
		100.0	92.3	59.6	37.5	47.1	1.9	0.0	1.9
	女性 40～59歳	143	115	94	58	63	0	4	6
		100.0	80.4	65.7	40.6	44.1	0.0	2.8	4.2
	女性 60歳以上	239	153	154	107	114	3	4	12
		100.0	64.0	64.4	44.8	47.7	1.3	1.7	5.0
	男性 39歳以下	55	44	32	18	25	2	3	2
		100.0	80.0	58.2	32.7	45.5	3.6	5.5	3.6
性 / 年齢別	男性 40～59歳	98	81	43	37	40	2	1	3
		100.0	82.7	43.9	37.8	40.8	2.0	1.0	3.1
性 / 年齢別	男性 60歳以上	194	122	119	74	87	7	2	12
		100.0	62.9	61.3	38.1	44.8	3.6	1.0	6.2

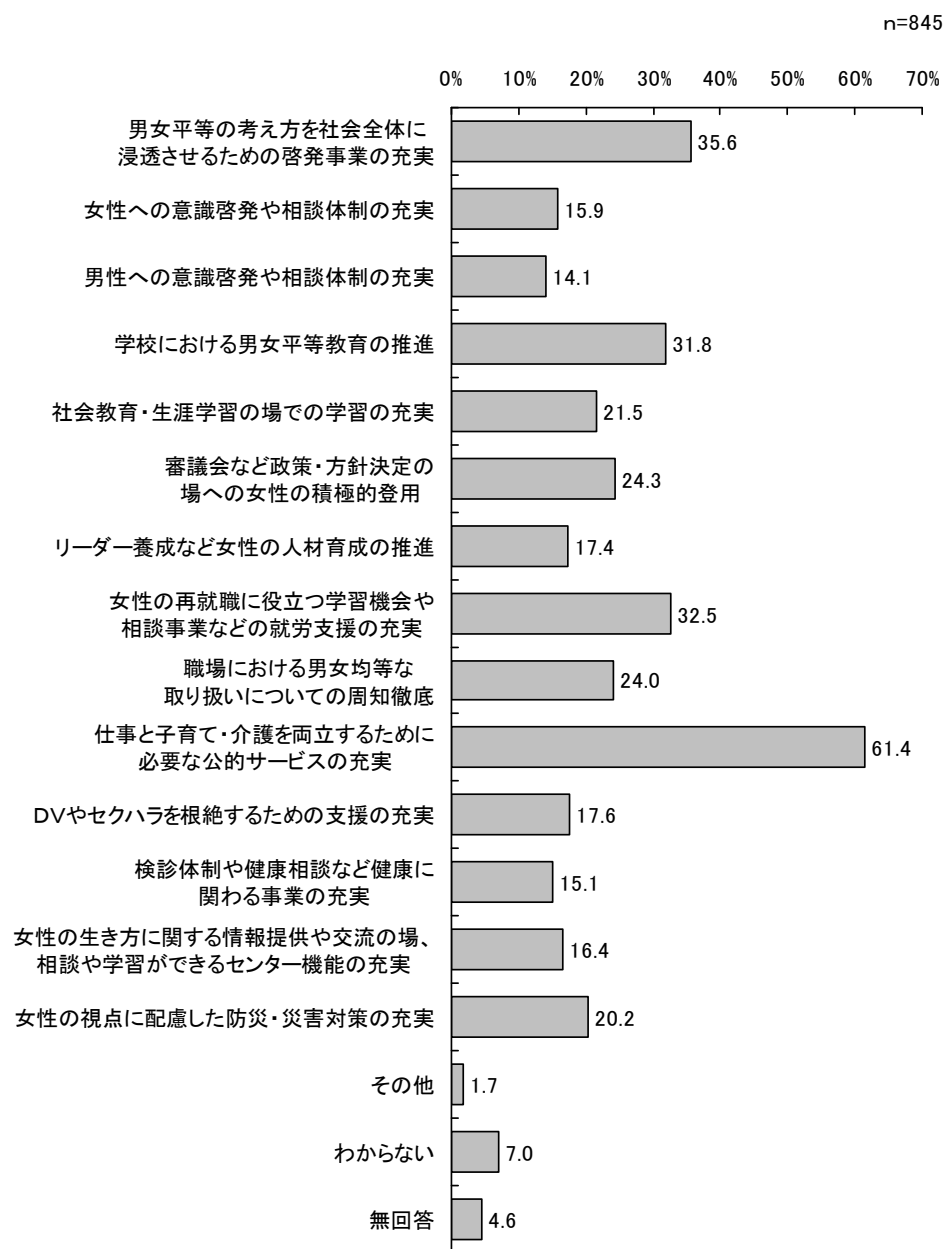
8. 市の取り組みについて

(1) 男女共同参画社会の実現にむけて市が取り組むべきこと

問29 男女共同参画社会を実現していくために、今後鴨川市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（〇はあてはまるものすべて）

男女共同参画社会を実現していくために、今後、市が力を入れていくべきことは、「仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実」が61.4%と他の項目より突出して多く、取り組みへの要望が顕著となっている。

次いで「男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発事業の充実」が35.6%、「女性の再就職に役立つ学習機会や相談事業などの就労支援の充実」32.5%、「学校における男女平等教育の推進」の31.8%が比較的高い割合で続いている。



■比較データ：性・年齢別

		合計	男女平等の 考え方を社 会全体に浸 透させるため の啓発事業 の充実	女性への意 識啓発や相 談体制の充 実	男性への意 識啓発や相 談体制の充 実	学校におけ る男女平等 教育の推進	社会教育・ 生涯学習の 場での学習 の充実	審議会など 政策・方針 決定の場へ の女性の積 極的登用	リーダー養 成など女性 の人材育成 の推進	女性の再就 職に役立つ 学習機会や 相談事業な どの就労支 援の充実	職場におけ る男女均等 な取り扱い についての 周知徹底	仕事と子育て・ 介護を両 立するため に必要な公 的サービスの 充実	DVやセクハ ラを根絶す るための支援 の充実	検診体制や 健康相談に 関する事業 の充実	女性の生き 方に関する 情報提供や 交流の場、 相談や学習 ができるセン ター機能の 充実	女性の視点 に配慮した 防災・災害 対策の充実	その他	わからない	無回答
全体		845 100.0	301 35.6	134 15.9	119 14.1	269 31.8	182 21.5	205 24.3	147 17.4	275 32.5	203 24.0	519 61.4	149 17.6	128 15.1	139 16.4	171 20.2	14 1.7	59 7.0	39 4.6
性別	女性	487 100.0	143 29.4	75 15.4	62 12.7	132 27.1	105 21.6	108 22.2	87 17.9	173 35.5	113 23.2	313 64.3	79 16.2	77 15.8	94 19.3	104 21.4	4 0.8	39 8.0	22 4.5
	男性	347 100.0	155 44.7	59 17.0	57 16.4	135 38.9	77 22.2	95 27.4	60 17.3	100 28.8	90 25.9	202 58.2	67 19.3	51 14.7	45 13.0	67 19.3	10 2.9	19 5.5	13 3.7
性 / 年 齢 別	女性 39歳以下	104 100.0	26 25.0	17 16.3	16 15.4	28 26.9	18 17.3	23 22.1	20 19.2	45 43.3	33 31.7	75 72.1	25 24.0	22 21.2	14 13.5	25 24.0	2 1.9	11 10.6	2 1.9
	女性 40～59歳	143 100.0	39 27.3	27 18.9	20 14.0	38 26.6	30 21.0	33 23.1	28 19.6	57 39.9	28 19.6	95 66.4	25 17.5	17 11.9	31 21.7	26 18.2	1 0.7	8 5.6	6 4.2
	女性 60歳以上	239 100.0	77 32.2	31 13.0	26 10.9	66 27.6	56 23.4	52 21.8	39 16.3	70 29.3	52 21.8	142 59.4	29 12.1	38 15.9	49 20.5	53 22.2	1 0.4	20 8.4	14 5.9
	男性 39歳以下	55 100.0	18 32.7	13 23.6	16 29.1	24 43.6	11 20.0	9 16.4	12 21.8	20 36.4	18 32.7	29 52.7	20 36.4	15 27.3	7 12.7	15 27.3	3 5.5	2 3.6	1 1.8
	男性 40～59歳	98 100.0	40 40.8	16 16.3	15 15.3	31 31.6	22 22.4	27 27.6	17 17.3	28 28.6	26 26.5	56 57.1	16 16.3	13 13.3	11 11.2	19 19.4	4 4.1	5 5.1	3 3.1
	男性 60歳以上	194 100.0	97 50.0	30 15.5	26 13.4	80 41.2	44 22.7	59 30.4	31 16.0	52 26.8	46 23.7	117 60.3	31 16.0	23 11.9	27 13.9	33 17.0	3 1.5	12 6.2	9 4.6

(2) 自由意見

問30 男女共同参画社会を実現していくまちづくりについて、ご意見・ご要望、あなたが経験されたこと、感じていることなど、何でも結構ですので自由に記入してください。

自由意見として136件の回答が寄せられ、このうち、男女共同参画に関わる126件の意見等がありました。それぞれ前回調査と同様に以下のとおり区分しました。

1件の意見が複数の分野にわたる場合は、全体の傾向を勘案して区分してあります。

回答の中には、男女平等へ反対意見等がありますが、概ね誤解などに基づく考えや意見等であることから、男女共同参画の趣旨や内容がまだ浸透していない状況がうかがえます。

この結果を踏まえ、今後とも男女共同参画計画の実施及び周知広報に努める必要があります。

■7分野に区分

分 野	意見 (件)
A 人権の尊重と社会意識の醸成に関すること	19
B 政策・方針決定過程への女性の参画に関すること	9
C 家庭や地域社会に関すること	7
D 就業環境に関すること	19
E 子育て及び介護・看護に関すること	15
F 男女共同参画全般に関すること	40
G その他市政全般に関すること	17
合 計	126

■主な意見等 (126 件の意見等から抜粋し、以下に掲載)

A 人権の尊重と社会意識の醸成に関すること

性別	年齢	回 答
男	20 代	鴨川市は地域的に田舎なので、まだまだ男女の格差が大きいと思う。今の時代は女性で能力の高い人も多いので発揮できる場があると良いと思う。
女	60 代	学校における男女平等教育の推進(小学校からスタートして)。男女平等の意識を高め、男女ともに家族生活に必要な知識・技術を教えていくこと(家庭科を通して)が大切だと思います。
男	50 代	田舎に住んでいるとその地域の慣習が多方面であり、大変束縛される。男女の平等もなく男なんだから女性ならばの発想が根強く残る。
女	50 代	学校教育の場で男女平等について意識して指導されているおかげで若い世代には家事分担など行われている家庭が多くなったと思います。40 代後半からの世代に男女平等の考え方の浸透ができていないと感じます。
男	60 代	男性の意識変化がなくてはなんにも変わらないので、小さな単位でのセミナー等を多く開いて少しでも発展させていく。
男	30 代	昔からの考えで「女は家庭」という意識は未だに根強く、出産や育児の為に仕事を休めば出世できなくなる等、まだまだ女性にきびしい社会だと思う。しかし男性の育児取得も増えていけば子育てで女性だけが休むという考えがなくなり平等感が増す気がする。
男	20 代	小学校、中学校、高校などでもっと男女平等な社会を目指していくことを指導教育すればいいと思う。
男	20 代	男何%、女何%と考えている時点で差別に感じ、割合が50%となってもそれが男女平等とは言えない。昔からの”男が上”という考え方をなくしていけば、自然と平等に感じる人が増え、男女関係なく生活しやすくなると思う。ただそれを行うに

		は男性側の意識を一人一人変えなければならないので大変である。
女	60代	男女両性あつての社会であると思いますが、世界では宗教上など女性に対する差別があまりにも目に余ります。一日も早く男女区別のない、性別を問われない社会であってほしいと願うとともに、女性の社会参加および意識の向上の啓発を行政にさらに望みます。
女	60代	男が女に優ることはまず何もなく、腕力、暴力ぐらいだと思います。子も産めず、自分の身の回りの事もできないし、やる気もない男を甘やかしている女も悪いが、産む性としての女を大事にすることが必要で、社会全体の意識改革が必要。
女	40代	子どもの学校へ参観などで行くと、自分の時と比べ教育のあり方が男女平等になったなど感心することが多く思っており、先生方の努力のおかげだと思います。
男	60代	男女平等の意識付けが第一であり、日常の行動から常に平等を頭に入れ実行しなければならない。
女	50代	家族全員が嫁がやるべき事を決めつけており、子育て、介護等は全て女性がすべきとの意識が農村地域ではいまだにあるので、社会的な意識を変えなくてはいけないと思う！
男	60代	啓発事業の充実は良しとするが、過度の推進は逆差別を生む要因にもなりかねないと思われるので、徐々に進める方が良いと思われる。
女	60代	社会的にまだまだ男性優位とする感がありますが、基本的に男女の性別の特徴（役割）があり、致し方ない事もあると思う。男性側も「女だから」という見方や、女性側も平等と言いつつ都合の悪い事は女性の特権を振りかざす等が無いよう、意識改革が必要。お互いの特徴を認めつつ協力し合って努力していくべきと思う。
男	30代	仕事を続けながら子育てができる社会、職場の意識改革が必要で、ヨーロッパ諸国並みに女性の社会進出が当たり前という風潮を日本でも作るべきだと思います。

B 政策・方針決定過程への女性の参画に関すること

性別	年齢	回 答
女	50代	女性が男性と同様に社会に進出するためには女性自身が参画(仕事につく)することに強い責任感を持ち、強い志を持っていることが条件と思います。環境と自身の志が整えば男女共同参画社会は意味があるでしょう。女性が強い志を持ち続ける教育は必要でしょう。
男	40代	男女共同参画の実現は良いことだと思います。最終的には政治、リーダーや上司になる人により、なってから偏見にかたよる人も見てきました。上に立つ人がしっかりと平等意識を持ち一人一人を尊重できるか、だと考えます。
女	70歳以上	女性進出に異論があるわけではないが、参加する前にもっと政治を勉強してほしい。有名人というだけであらゆる場に参画してほしい。
男	60代	市長や議員に女性がもっともとなるべきである。
男	70歳以上	定年後鴨川に移住してきましたが、鴨川の住民は保守的で発展的な考え（アイデア、提案、改善他）方があまりにも不足している。真の男女共同参画社会を作るためにはまず、市議会議員に女性をもっと増やす環境作りが必要。
男	50代	一律（数的）に女性を登用する、増やすという考え方はまずい。冷静で知的な判断ができる人材がいたら、男女という性別にこだわらずにどんどん採用していくという考え方で進むべきである。

C 家庭や地域社会に関すること

性別	年齢	回 答
男	40代	行政として社会と家庭の男女平等を別に考えてほしい。社会としては法の下平等を進めるのは良いが、家庭の中は役割を互いに決める場であり、他人が干渉する所で

		はない（ただし DV のように法に触れる場合は除くが）。
女	50 代	何故女性が家事をするものだと決め付けられているのか。仕事・子育て・家事全ては無理。
女	50 代	男性の公民館などの調理研修には男性の講師が良い。 また、行事にも男性、女性各々に年何回等義務付ける（男性は行かないのか、行けないのか、職場の理解がないのか参加する行事が偏っている）。
女	30 代	孤立している人を減らす必要があり、交流の場を増やすために社会教育、生涯教育の場を増やす。
女	40 代	他県から移住してきた核家族世帯で、隣組役員などにも参加してきましたが、地域のしきたりや慣例も知らないことが多く、地域の輪の中に入りづらいことを痛感しています。男女共同参画社会への考え方には賛同しますが、この市でこの町でそれが実現されるのは難しいのではないかと実感しており、正直あまり期待していません。
女	60 代	女性の社会進出も大事かもしれませんが、子育ての時期とかは家庭の事情が許すのであれば家にいてあげるのが良いのではないかと思います。高齢になると家事ができなくなる女性が多く、男性が家事をやっている方が多くみられるので、一生の間平均すると男女の差はあまりないのではないかと。

D 職場環境に関すること

性別	年齢	回 答
女	40 代	職場での男女差別があるので、なくしていけば良い。女性は結婚するからではなく、昇格等女性向けに。結婚後 3 年で退職。子育て家事をきちんと労働として認めること。 家事の社会的地位を確立。こどもが大きくなったらパートタイマーの改善をし、賃金上げたりサブ正社員化（1 日 4 h）とする。 子育てにおいては男性は夜話をしたり、休日遊んであげたりする。
女	60 代	女性が働くための環境作りが大切だと思う。
女	30 代	職場でマタニティハラスメントを受けました。つわりにより仕事に行けなくなり「なんでその位で休むの？」など、妊娠してはいけないものなのか本当につらい思いをしました。そんなことでとかわれてしまう女性の妊娠や生理痛など、本当に悩んでいる人、つらくて仕方ない人、ハラスメントなどに対し、もう少し休みを増やしたりハラスメントをなくす方法を考えてほしいと思いました。
女	30 代	仕事と家庭を両立させていくには子供の育児、病児などによる急な有休取得などの取得をスムーズにできればいつも思います。今の時代、同居や近くに祖父母がいっても働いていたりして、病児が預けられません。その都度仕事を休むと出勤しづらく社員からパートになってしまい、パートは時間短縮など金銭が大変になり、家計を圧迫します。もっと女性が安心して働け、もっと男性が有休取得（急な有休、欠勤）を認めてくれたらと心から願います。
女	60 代	女性は職に就いてから出産があり、職場復帰してからも子供が小さいと熱を出したり、母親でなければならない事が多くあると思います。その時ちょっと働きやすい職場だとうれしいし、長続きすると思います。
女	60 代	育休など、補完体制を充実させる必要があると思います。体制の不備、人員不足等により不平不満が生まれ、しわ寄せが誰の肩にかかるか考える必要がある。
女	40 代	女性の就労で公的サービスが充実することばかり考えられていますが、子育てをしているときはできるだけ子どものそばにいたいと考えていると思います。働いている中でワークシェアをしながら子どもとたくさん関われる仕事の仕方をまわりの人が理解してほしいです。
女	50 代	男女がともに活躍する組織作りを推進し、女性が働きやすい職場環境を整備すると

		少しはよくなると思います。
男	60代	子どもができたら仕事を辞め、手がかからなくなったら以前の職場で正社員として再就職（トレーニングは必要だが）できるよう社会全体で考えるべきだと思う。
男	50代	都会より高齢男性（50歳以上）の方の雇用が少ないように思える。60歳以上の女性のパートやアルバイトはありますが、男性は非常に少なく、高齢者の雇用は女性の方が優遇されているように思います。
男	50代	シルバー人材を活用し、夫婦のどちらかが安心して休業できる職場をつくる。ただし安易に保育所、幼稚園に預けるのではなく、基本は「家庭で子育て」を支援できる仕組みを大切にしていなければありがたいです。
女	60代	男性の働く場所がもっとほしいですね。
女	40代	長年、就職状況は改善されず人口は減り続けているが、若い人が住んでこそ市の発展だと思う。若年層の就業相談機関や子育て世代の収入を上げ将来の生活設計や老後に安心して暮らせる環境をつくらないと、教育費や税金ばかり上がり仕事が必要れば市外へ出て行ってしまい、ご老人の悩み対策だけで若い人が犠牲になっている。
女	60代	働きながら子育てをしている自分の娘をみていると、小さい子どもの場合は休みや早退をせざるを得ないことが多いが、正社員では休みづらく、辞めるかバイトに下げてもらうかを迫られるようである。国が少子化対策をいくら叫んでも企業側の現場がどうしても改善できないことを全く分かっていないと思う。
女	70歳以上	いかに若い人たちを市内から流出させず、雇用の場を拡大することが第一だと思います。若い人たちが留まらない事には、男女平等社会も実現しにくいのではないかな。

E 子育て及び介護・看護に関すること

性別	年齢	回 答
女	50代	出生率の低下は晩婚化により子どもを望んだときには卵子も老化し、妊娠しにくい状態が重なっていることもある。「卵子も老化する」ということを知らず、仕事をしてきた人が多い。早い時期に、遅くなると妊娠する確立が下がるという教育を知識として若い人に知らせてほしいと思います。例えば成人式の時などに。
女	30代	女性が安心して働けるように、子供を預ける場所の確保の充実を希望します。
女	30代	共働きの家庭でも、女性が仕事から帰ってきて家事をするというのが当たり前になっています。仕事、家事、子育て、介護といった当たり前にこなさなければいけない部分に男性がどう協力していくか。社会がどこまで助けてくれるかというのが大きな課題なのではないかと思いますが、昔から変わらないと残念に感じます。
女	50代	子育ての時、短時間（夕方や夜間も）でも、病気の子どもでも預け見てもらえる施設があれば良かった。
女	30代	子育てしていくのに鴨川は施設が少なすぎて不便である。交通事故も多いため、道路整備により歩道を作り安全に出かけられるよう、また、雨の日など子どもが遊べる場所があれば母も疲れない。
女	20代	仕事が見つかって子どもを預けられず、仕事復帰できないことによって、育児や家事は家にいる妻がやる、仕事は夫がやってくるという考えが、夫（男）の中で自然とできあがってしまう。
男	30代	子どもを預けるのに必要なお金と仕事で得られるお金がほぼ同等の為、就労をあきらめており、本気で女性の社会進出を考えるのであれば、保育所の無償化であり、鴨川市ができれば画期的かつ貴重な若者の労働力を損失することなく高齢社会の扶助となると思う。（高齢者の多い地域ほど導入すべき）
女	60代	0歳児保育の充実を検討してください。なかなか入所できず仕事に支障をきたすという話を聞きますが、核家族が増えている現在、小さいうちは自宅で見るといふ考え方はどうでしょうか。

男	70 歳以上	一般には平等ではないかと思えるが、昔と違い家族一所の共同生活ではなく、子育てなど先輩から教わるという事が少ないのではないかと。市では子育て支援などやっているようですが、高齢者と子育て家族の交流などが必要と思われる。
女	30 代	しっかり子育てをしたいので、女性の社会進出をそこまで賛同できません。育児休暇を1年から幼稚園に入るまでの4年にしていただけたら安心して出産できると思います。

F 男女共同参画全般に関すること

性別	年齢	回 答
男	60 代	現代ではある程度意識の中では男女平等になっていると思う。女性の意識の問題だと思う。女性のほうが男性よりもある意味強いと思う。騒ぎすぎの態。
男	30 代	みんなが暮らしやすくなる事を考えるのはよいですが、男女がどうの、性別がどうのって事自体が歪みを生み、自然な人としての営みを侵害しかねないことを頭に入れて、何が平等なのかを冷静に考え判断すべき。
女	60 代	男女共同参画社会の実現といわれても、まずどんな事かピンとこない人が多いのではないかと。審議会に出られる女性とは決まった人など、一般市民はあまり出られず、何を審議しているのかもあまりわからない所があるのではないかと。または興味がないのか疑問です。
男	30 代	女性が重視されがちだが男女平等と謳うなら男性が軽視されないよう、同時に対策を取るべきであると強く感じる。
女	50 代	男女ともにリーダー的人材が必要だと思います。鴨川市全体が活気あふれた市になるように。職場も限られていて若い男女が鴨川で働きたくなるようになると良いです。
女	50 代	男女共同参画社会の実現とあわせて、若者の登用人材育成に力を入れていくことが必要だと思います。いつまでも同じ人たちで事を行っては何も変わらないと思います。能力のある人たちが活躍できる鴨川市となる事を望みます。
男	50 代	所詮子供を産むという行為から、もともと脳が違うので同じにするなんて無理。同じにするという考えがおかしい。違うことを理解して共存していくことを考えてほしい。お互いの、個性を尊重したうえで協働する。
女	30 代	男女平等と言っている限り本当の男女平等は無理だと思う。そもそも男女は平等ではない。女性の社会進出や社会での平等により、少子化にも影響がある中で、世の中は女性を働かせようみたいな感じで本当にいいのかと思う。女性の管理職を増やして、その人が産休等を取れば他の人の負担になってしまうし難しい。それなのに権利ばかり主張してもそれはそれでどうかと思うし、人には役割があって男女それぞれ役割を果たせばいいと思う。
女	50 代	「男女共同参画社会」作りはまず人と人の共同参画から始まると思う。
男	50 代	この調査を含め、gender と sex を混同して、あるいは両者の違いを理解しないままに調査しているケースが多いのではないかと思います。今は、とりわけ女性の経済的格差（同性間の）が課題となりそうな気がします。女性にとっては「同じ女性なのに」というような意識が強まるのではないかと思います。
男	60 代	男女平等にはならない。
女	20 代	夫婦どちらかが働けば家族が生活していけるような給料がほしい。差別ではなく役割分担してどちらかが仕事、どちらかが家事を行えばよいと思う。子供を他人に預けてまでお金を稼ごうとは思わない。男女別で考えるのではなく、1 個人 1 家族として考えるのが良いのではないかと。
女	60 代	都会から離れた地方ほど男女の差別があり、慣習しきたり等を重んじ、男女の役割がはっきりしすぎている。男性のほうが優遇されているように感じます。

女	70 歳以上	世界中で男女の差、命の差別が無くなってほしいと思います。
男	40 代	人によるので、男女平等の考え方が古すぎる。
女	70 歳以上	男女問わず助け合っていける町づくりであってほしい。
男	50 代	男と女は別な者。人として協同社会で平等であればいい。
男	70 歳以上	千葉県は全国でただ一つの男女共同参画に関する条例が出来ていない県だが、なぜそうなのか理由を知りたい。
女	40 代	都会と比べると昔からの風習などが残る地域だと思いますので、男女共同というのはまだまだ難しいと思いますが、次の世代がもっと住みやすく働きやすい地域になれることを望みます。
女	50 代	男女共同参画は必要ですが、それぞれの感じ方や役割は違っているので同じ舞台ではなく女性が得意な部をつくり活躍する方が良いと思います。市民の食生活や介護の改善等には必ず男性をチームに入れることが必要で、女性だけでは統制が取れないことが多いが、女性の意見は細かくアイデアもあるので、両性生かした社会に改革してほしいです。
男	60 代	基本的には男女平等の考えですが、男・女の特性や個人の考え方等を考慮した方が良いと思います。
男	50 代	家庭、職域、学校、地域、市全体、その他の社会のあらゆる分野において均等に機会が確保され利益を享受できるものを目指す、共に責任を担うという点も欠けてはならないと思う。男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法を元に各施策に目標値を設定し、PDCA をまわしていくことが大事だと思う。
女	60 代	弱者も声を出して手をつなげるようになると良いです。
男	60 代	近年では男女共同になりつつあるように思いますが、女性の意識改革の遅れを強く感じます。男性も家事を分担することが多くなってきている分、女性の社会での役割を拡大することが大切かと思えます。夫婦間にあっては、どのように分担するかを決めればよいことであるし、分担の仕方まで社会が関わらなくてもよいのではないかな。現状でも決して男性が楽をしているわけではなく、女性のやらないことを分担していることが多いのではないのでしょうか。
男	60 代	男女の体の構造や体力的に異なるので一口に平等にはなり得ない。男性に対する質問が少なく、これ以上女性を優遇する必要はない。
女	40 代	より良い社会作りを目的とした男女平等でありたい。一家の中心であるお父さんや、両親に対する感謝、尊敬のもと男女がそれぞれの使命感を自ら持ち、責任を果たしていくことが大切だと思います。思いやりや相手のやさしさ、支え合う心なくして男女の平等（男女共同参画のチャンスの平等）はあり得ないと思います。理想的な社会は男女それぞれの立場を尊重し合いその持ち味を活かし、能力を研いでいくチャンスが得られることにあると思います。
女	50 代	30 代～40 代の仕事をしている子育て中の母親は本当に頑張りパワーがあり、仕事や子育ての両立を支援して社会にもっと参加してほしい。だが子どもは母親が保育するもので、子どもがかわいそうというまわりの目が厳しい現実がある。子育てが終わった 50 歳代後半～60 歳代はパワーの半減を感じるため、女性の一番動ける時が子育てだけで終わるのはもったいないと思います。昔は祖父母がいたが今は社会が祖父母の代わりをし、一緒に育てる意識をもっとほしいと思います。
男	70 歳以上	隣国のことわざで天の半分は女性が支えていると言われ全くそのおりだと思うが、女性も自覚し甘えることなく人生、社会生活に真剣に力強く参画すべき。また学校での教育も小学校から教育すべきで、将来につながるものだと思う。社会制度、法制度も男女平等に向け整備すべし。

女	30 代	男女平等というよりは、それぞれ個々人が活躍できる社会となるように強く望みます。
女	40 代	いろいろなタイプの人があるので、まとまって共同・仲良くするのは大変だとは思いますが、向いている・できる人は参加し、できない人もいて良いと思います。世の中何でもありの十人十色で、絶対に～しなくてはいけない事もないかと思っています。
男	30 代	物事には向き不向き、考え方や身体の違いがある。男女平等は活躍したいと思う人が性別に関係なく挑戦できる環境が整っていることであり、男女が全ての分野で半数を占めるよう目指す事は誤っている。この調査も、女性は弱く差別されているからもっと優遇して男性と同じ結果を得られるべきとの前提に立っていると思われるが、男女個々それぞれがそれぞれ得意な分野で活躍していけば良いと思う。
男	30 代	戸籍上、戸籍主が男性となることが多く、妻が資金を出しても様々な書類全て夫の名前を先を書くように求められ、生まれた時からの姓名への愛着から辛い思いをして夫婦同姓がいまだに納得できず、夫婦別姓が認められる事を強く望む。
女	40 代	男女平等と言ってるけど今女性はかなりいろいろな所で活躍しているし、また女性は強くなっているのでもあまり興味がありません。女性が働く事ばかり考えていると子どもはもっと減少するし、また子育てもきちんとできなくなってしまうのではないのでしょうか。
女	20 代	女性の社会進出の増加は、少子化をさらに助長すると思うので、ほどほどが良いと思う。

G その他市政全般に関すること

性別	年齢	回 答
女	30 代	子育て中ですが、子どもをつれて遊びにいける公園などが少なすぎて交流のチャンスがない。インフラの整備がされていないせいで徒歩での移動が危険であり、子どもやお年寄りには暮らしにくいと思います。観光ばかり集客を頑張っているのにインフラの整備が追いついていないくていつも渋滞しているし、とても不便。
男	30 代	このアンケート自体に男女のイメージに対する偏見があるように思えます。
女	50 代	転入してきてアンケートが届き、はじめてこのような計画がある事を知りました。H22 年 3 月～という長い中で市としてどのような事が出来ているのかを、市民に今一度知ってもらいたいのではないのでしょうか。来年度になって”このように施策されました”という一歩前の鴨川市としての案が、少しでも市民にわかれば良いかと思っています。
女	30 代	仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実が、とても大切だと感じています。
男	50 代	男女共同参画社会を実現するためのモデル事業として、自治体中心の高齢者住宅(高齢者～介護まで)を若者が仕事として支援し、この地で子どもを育てるために必要な学校やコミュニティ等とともに若者定住ハウスをつくるなど、施設だけではなくタウンづくりを実施する。
女	40 代	DV の件で保健所に相談に行っても何の解決もしなかったため、自分で解決するしかなかった。今は心配ないが、相談しなければ良かったと感じた。
女	50 代	DV、セクハラやストーカーの被害者が男性という事もあり、設問は女性が被害者ということしか想定していないが「男女の平等」なのだから片寄らない調査をしてほしい。

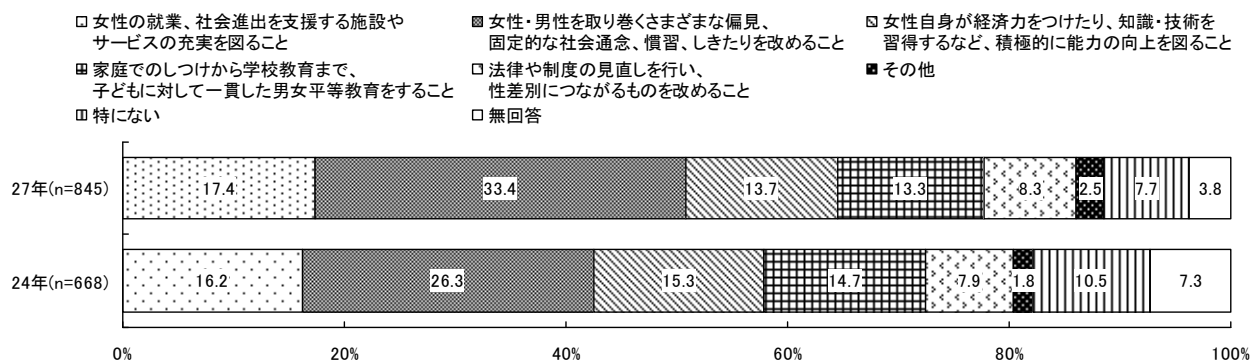
Ⅳ 調査結果からの課題

課題 1 男女平等と人権の意識づくり（男女共同参画社会の実現に向けて）

男女の平等感の調査について、様々な社会の場面では、男性が優遇されている場面が多く、「社会通念、慣習、しきたりなどで」や「社会全体として」、「政治の場で」が多い。このような状況に対し、男女平等の実現に必要なこととして「女性・男性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」が最も多く打破を求める結果となっている。

【前回調査結果から】

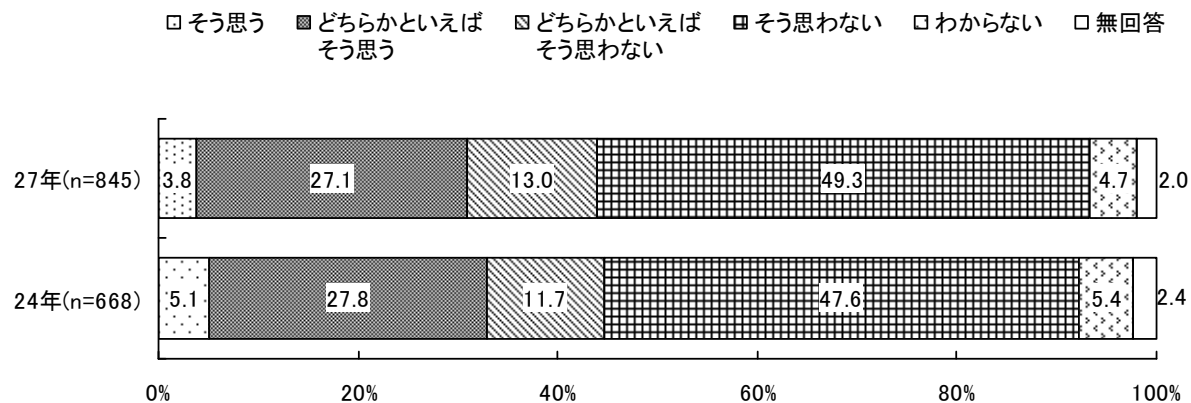
前回調査（平成 24 年）と比べ、男女平等の実現に必要なことの順位はほとんど変わらないが、最も多い「女性・男性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」が今回の調査で特に大きくなっている。



性別による役割分担の意識から「男は仕事、女は家庭」との考えについて、「そう思わない」が約半数を超えているが、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の肯定的意見が約 3 割と根強く顕在している。今後、社会制度、慣行意識・知識等の啓発を図ることで、男女平等の意識を深めるとともに、これまでの意識を見直す機会が必要になっている。

【前回調査結果から】

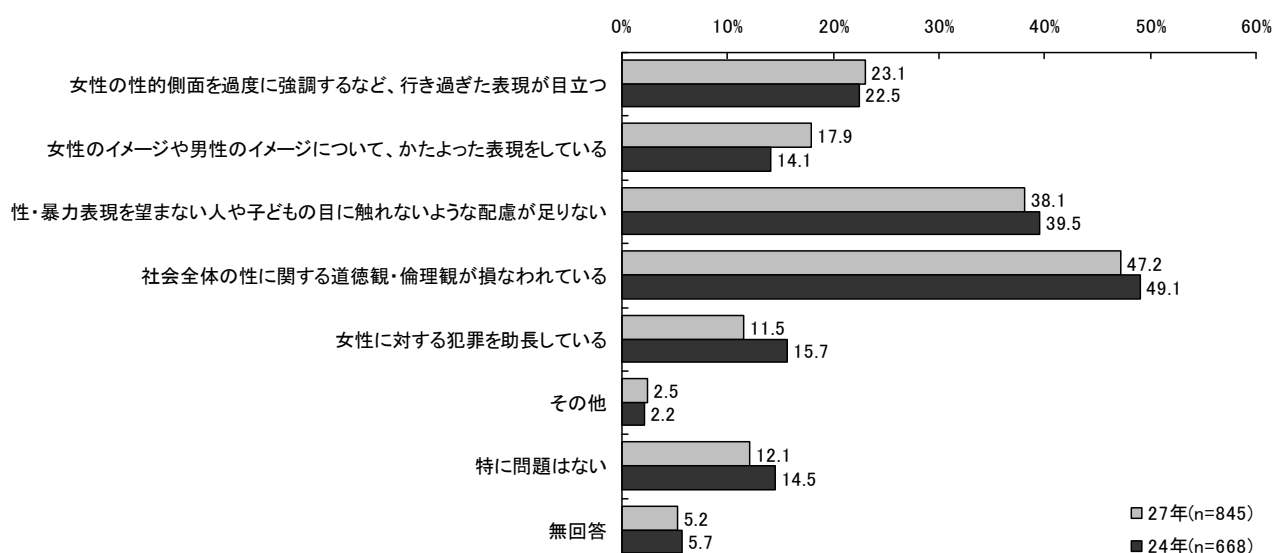
前回までの調査と比べると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」が減少傾向となり、「そう思わない」とする回答が増加を示しており、「男は仕事、女は家庭」との役割分担の意識が低下していることが伺える。



また、メディアにおける女性の人権尊重に配慮することも重要であり、調査から「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」とする人がほぼ半数を占めており、「女性の性の商品化」や「女性に対する暴力を助長する表現」等の防止の取組みが意識づくりに必要となっている。

【前回調査結果から】

前回調査のメディアに対する配慮は、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」が最も多く、今回の調査の回答とほぼ一致していることが伺える。



課題2 家庭・子育て・介護における固定的性別役割分業意識の是正

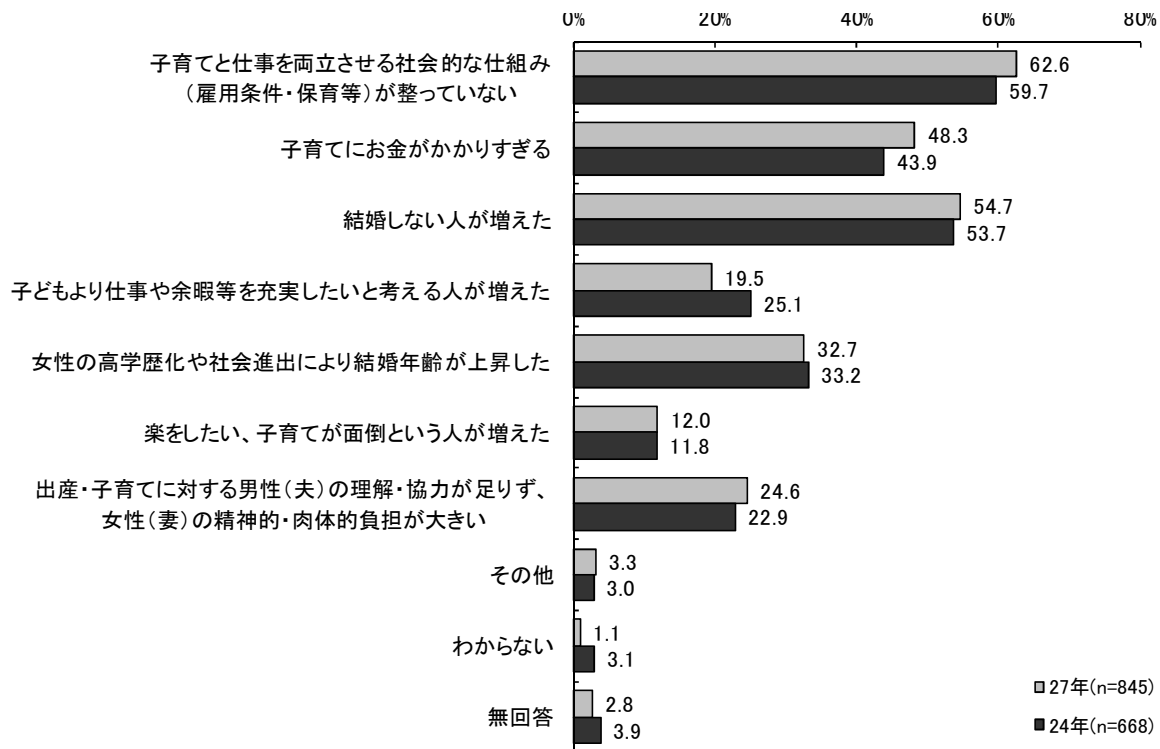
家庭での役割意識をみると、基本的に「主に妻（女性）」との回答が多くなっており、配偶者又はパートナーに分担して欲しい家庭の仕事として、全体では「掃除」、「食事の後片付け、食器洗い」、「食事の支度」、「育児」等が上位にあげられ、女性と男性が家庭生活において共同参画が求められており、女性が仕事を持つことが常識となってきている社会情勢において、特に男性の自立を促す意識改革と家事能力の向上を図ることが重要となっている。

家庭生活における男女参画が求められる一方、結婚観については概ね結婚した方がよく、結婚したら子どもを持つほうがよいとの意見が占められていることとともに、出生率の低下原因を考えたとき、「子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み（雇用条件・保育等）が整っていない」、「結婚しない人が増えた」、「子育てにお金がかかりすぎる」等の意見が多く、結婚及び子育てしやすい環境づくりを整えることが必要となっている。

【前回調査結果から】

前回調査の項目とほぼ一致しているが、最も多い「子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み（雇用条件・保育等）が整っていない」の割合が今回の調査でさらに大きくなっている。

また、「出産・子育てに対する男性〈夫〉の理解・協力が足りず、女性（妻）の精神的・肉体的負担が大きい」が増加しており、「男は仕事、女は家庭」の役割意識の低下に反した結果から、家庭・子育てにおける男女平等の実態としての課題が伺える。



課題3 学校教育における男女平等教育

学校教育の場で男女平等意識を深めるのに大切なことは、調査結果から「男女にかかわりなく、児童・生徒の個性や能力に応じた生徒指導、進路指導を行うこと」が最も多く、「学校生活全般において男女平等についての意識を高めること」、「互いの性を尊重しあうことや子どもを生み育てることの大切さを教えること」、「家庭科などを通じて、男女共に家庭生活に必要な知識・技術を教えること」が半数近くを占めており、ジェンダー意識を醸成させる男女平等教育の推進が求められている。

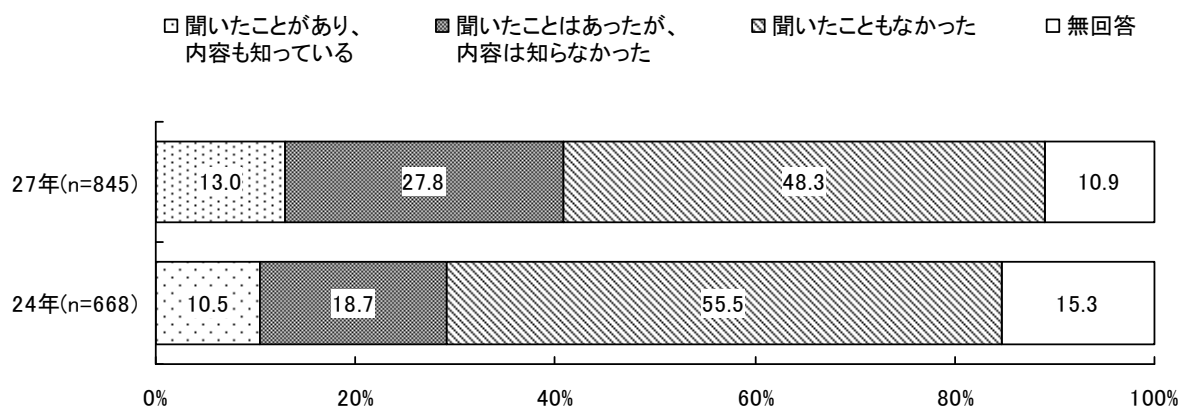
課題4 就労及びワーク・ライフ・バランスについて

女性が働き続けるために必要なことは、「保育所・介護施設の充実及び学童保育などのサポート体制の充実」が最も多く、「結婚、出産、育児、介護のために退職した従業員の再雇用制度の充実」、「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備・普及」などの意見が多く、その他、「女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力」、「育児休業・介護休業中の賃金等の充実」などが40%以上で続き、多岐にわたる要望がみられる。

男女ともに仕事を充実させたい一方で、家庭や地域活動などの仕事以外の生活を大切にしたいとする「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を持つ人が増えているが、まだ「ワーク・ライフ・バランス」の言葉を知らない回答も多い。

【前回調査結果から】

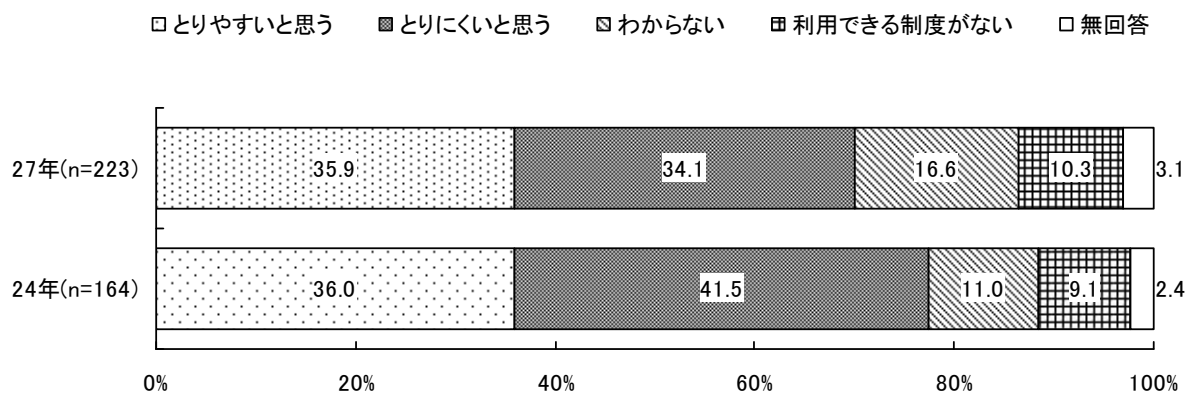
前調査（平成 24 年 12 月）から「ワーク・ライフ・バランス」の認知度が増加していることを踏まえ、今後とも社会制度の充実や職場環境の見直しなどを含めた周知を図り、認知を高めることが必要である。



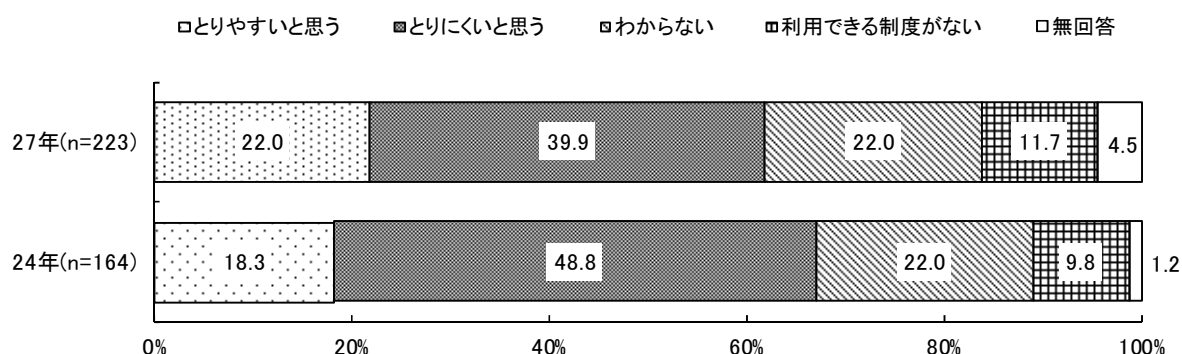
職場における環境としては、介護休業は「とりにくいと思う」が「とりやすいと思う」を上回り、育児休業は「とりやすいと思う」がわずかに上回っているが、男性が育児休業・介護休業をとらない理由が「職場での理解が得られないと思うから」、「女性がとるものだという意識が強いから」、「収入が減るから」、「取得後の職場復帰へ不安があるから」とあり、職場における男女共同参画を図ることが求められているため、事業所への意識改革の啓発・関係機関との連携推進により、男女が互いに協力して働き続けられる様々な環境整備が必要となっている。

【前回調査結果から】

育児休業について前回調査と比べ、「とりやすいと思う」と「とりにくいと思う」の相反する回答の割合がどちらも減少しており、「わからない」及び「利用できる制度がない」との回答が増加していることから、事業所の対応に課題があるように伺える。



介護休業に関しては、「とりやすいと思う」が増加し、「とりにくいと思う」が減少していることから、社会的な理解が深まっていることが伺える一方、「利用できる制度がない」との回答が増えていることから、まだ課題として継続的な取組が必要となっている。



課題5 男女間等あらゆる暴力の根絶について

配偶者や恋人などパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV）は、全ての項目において「まったくない」との回答が過半数を超えているが、「何度もされたことがある」と「されたことがある」との経験のある人が顕在しており、DV防止法により犯罪と明記されているように見過ごされない行為であることから、男女とも人権尊重の意識を醸成し、特に被害の多い女性に対するあらゆる暴力の防止対策を継続的に進めることが求められる。

早急な対策としては、DVを受けたことがある人のうち「誰にも相談しなかった」が約半数を占め、また相談窓口の認知状況が「警察」以外に「わからない」との回答が多いことから、相談窓口の周知広報をきめ細かに図り、「警察」や専門機関等への相談がしやすい環境を整備するとともに、被害者へ充分な対応ができるように努めることが重要である。

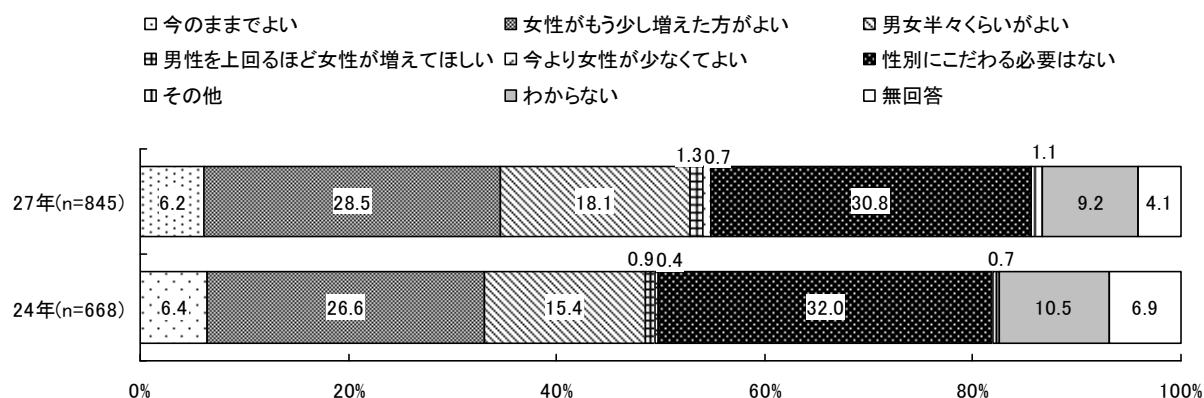
課題6 政策決定の場における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女とも積極的な社会活動の参加が必要となり、政策や方針決定の場にも参画することが重要である。

女性の参画についての意識について調査結果から、市における政策方針を決定する過程への女性の参画について「性別にこだわる必要はない」の回答が最も多く女性の参画を求める意見は特に突出していないが、「女性がもう少し増えた方がよい」や「男女半々くらいがよい」との意見があり、女性が政策方針を決定する過程への参画が増えた場合の社会への影響として「男性中心の考え方が変化する」、「行政への要望がきめ細くなる」との回答を踏まえ、男女比のバランスが整い性別にこだわらない参画社会が形成されることが望ましいと考えられる。

【前回調査結果から】

今後とも、政策決定の場における男女共同参画をいっそう推進するため、当面その先駆けとして市庁、議員等における女性登用の比率向上を図ることが求められている。



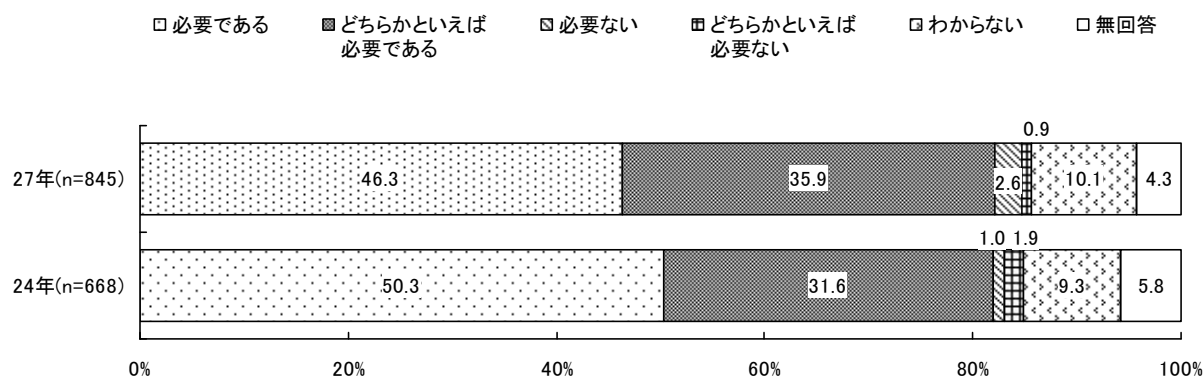
課題7 防災・災害対策の男女共同参画

防災・災害対策において、女性の視点に配慮した対応の必要性について「必要である」が最も多く、「どちらかといえば必要である」と合わせ8割を超えて多くの人が“必要である”としている。

女性の視点で取り組むことは、「女性（妊産婦）や子育てのニーズに配慮した避難所の設置・運営体制」、「食料、飲料水、医薬品等物資の備えの充実や供給体制」の2点が特に必要なこととして多く望まれており、防災・災害対策に女性への配慮が求められる

【前回調査結果から】

前回調査から今回の調査において、女性の視点に配慮した対応が「必要である」と「どちらかといえば必要である」を合わせ8割を超える回答から、防災・災害対策における女性ニーズの認識が高いことが伺える。

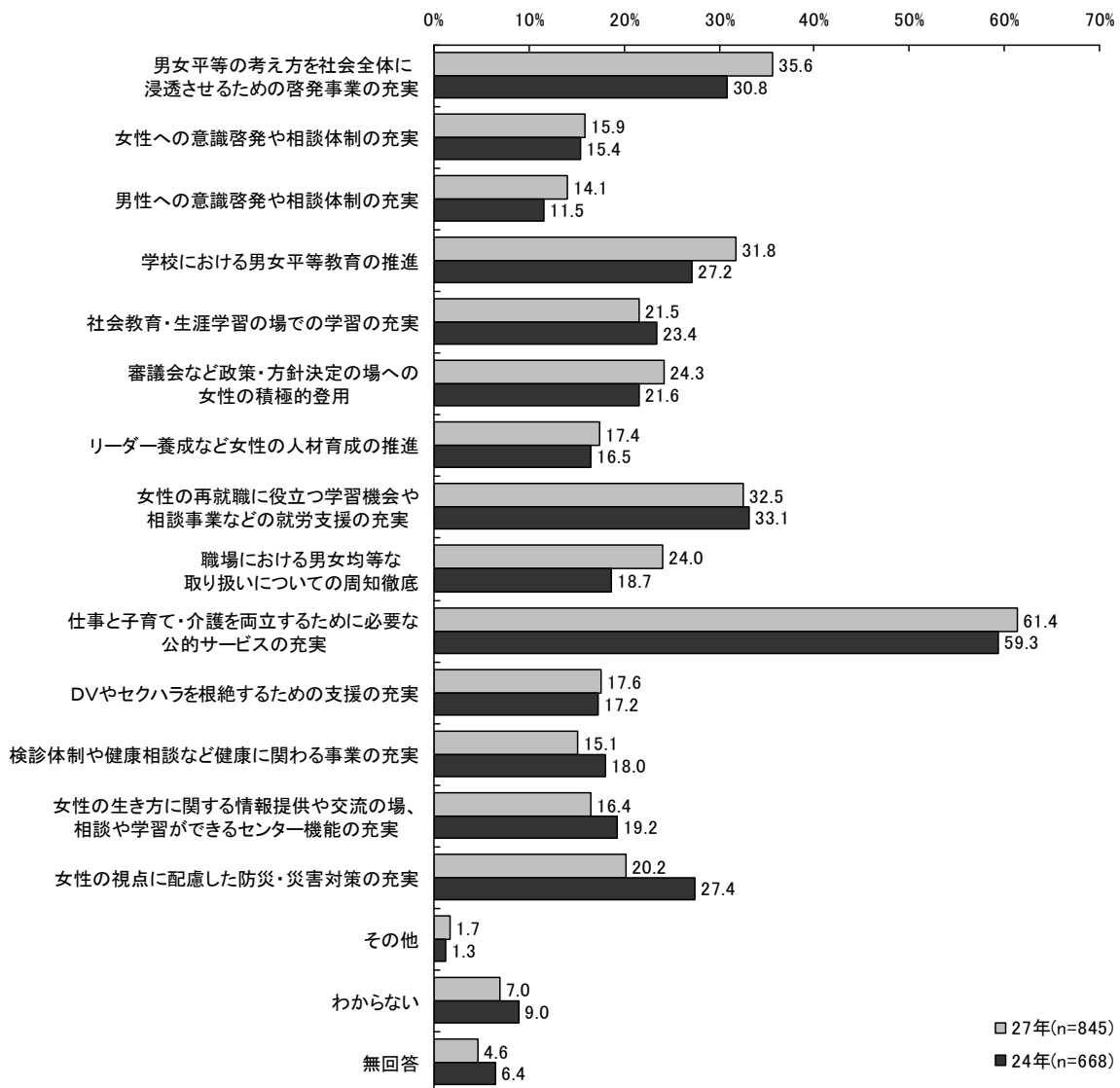


課題 8 市の取組

今後、男女共同参画社会を実現していくために、市が力を入れていくべきことは「仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実」との意見が突出して多く、仕事と家庭の両立に対する取り組み要望が顕著となっており、社会情勢の変化とともに地域にあった支援サービスを検討することが求められている。

その他、「男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発事業の充実」、「女性の再就職に役立つ学習機会や相談事業などの就労支援の充実」、「学校における男女平等教育の推進」の意見が多く、公的支援とともに社会全体の支援が得られるよう、あらゆる場での男女平等の意識改革が必要である。

【前回調査結果から】



資料 調査票

あなたの声をお聞かせください

「男女共同参画に関する市民意識調査」 ご協力をお願い

※調査票の記入は 20 分程度です。

市民の皆様には、日ごろより市政に対しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

鴨川市は、平成 22 年 3 月に「鴨川市男女共同参画計画～男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現に向けて～」を策定し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しているところでございます。

本年は、この計画の最終年度となりますことから、平成 28 年度を初年度とする新たな計画を策定するため、市内の実状や市民の皆様のご意見などをお聞かせいただきたく、調査を実施いたします。

市内にお住まいの 18 歳以上の男女 2,000 人を住民基本台帳より無作為に抽出し、調査票を送付させていただきました。ご記入は無記名で行っていただき、調査結果は統計的に処理をするため、個人の名前が公表されることはございません。

ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 5 月

鴨川市長 長 谷 川 孝 夫

ご記入にあたってのお願い

1. 調査票は、封筒のあて名のご本人がご記入ください。（ご本人が記入できない場合は、ご家族の方などがご本人の意見を代筆していただいても結構です。）
2. 回答は、当てはまる項目の番号を○印で囲んでください。（複数選んでいただく設問もありますので、ご注意ください。）なお、回答の中で、「その他」を選ばれた場合には、（ ）内に具体的な内容を記入してください。
3. 調査票は、平成 27 年 5 月 15 日現在で記入してください。
4. ご記入が済みました調査票は、記入もれがないかをご確認のうえ、お手数ですが同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、**6 月 5 日（金）まで**に投函ください。

【この調査に関する問い合わせ先】

鴨川市 企画政策課 政策推進係

〒296-8601 鴨川市横渚1450番地

電 話：04-7093-7828 FAX：04-7093-7851

E-Mail：kikakuseisaku@city.kamogawa.lg.jp

はじめに、ご自身・ご家族のことについてお伺いします

問 1 あなたの性別を教えてください。（○は 1 つ）

1 女性	2 男性
------	------

問 2 あなたの年齢を教えてください。（○は 1 つ）

1 18 歳～29 歳	4 50 歳～59 歳
2 30 歳～39 歳	5 60 歳～69 歳
3 40 歳～49 歳	6 70 歳以上

問 3 あなたの就業形態を教えてください。勤め先での一時休業や産前・産後の休暇、育児休業、介護休業などで仕事を一時的に休んでいる方は、休業・休暇前の就業形態をお答えください。（○は 1 つ）

1 事業主（農林漁業・商工サービス業など）
2 家族従業者（農林漁業・商工サービス業など）
3 自由業（開業医・弁護士・芸術家など）
4 管理職（民間会社、団体、官公庁の課長級以上・大学の講師以上・学校の教頭以上）
5 管理職以外の一般社員・職員（勤務医・看護師、教員など）
6 パートタイマー、アルバイト（フリーターを含む）、内職
7 派遣・契約社員
8 専業主婦・専業主夫
9 学生
10 無職（年金生活者など）
11 その他（具体的に： ）

問 4 あなたは結婚されていますか。（○は 1 つ）

1 結婚している	3 未婚
2 未婚だが同居のパートナーがいる	4 離別・死別

問 4-1 問 4 で「1」「2」のいずれかに○をつけた方にお伺いします。
共働きの状況を教えてください。（○は 1 つ）

1 自分だけが働いている	3 共働きをしている
2 配偶者・パートナーだけが働いている	4 夫婦とも働いていない

問 5 あなたの世帯構成は次のうちどれですか。（○は 1 つ）

1 ひとり暮らし	4 親と子ども夫婦（二世帯家族）
2 夫婦のみ（一世帯家族）	5 親と子どもと孫（三世帯家族）
3 親と未婚の子ども（核家族）	6 その他（ ）

問 6 あなたには子どもがいらっしゃいますか。（○はあてはまるものすべて）

1 妊娠中である	5 短大・大学生・専門学校生
2 小学校入学前の子ども	6 社会人
3 小・中学生	7 いない
4 高校生	8 その他（ ）

問 7 あなたがお住まいの地域を教えてください。（○は 1 つ）

1 田 原	5 大 山	9 曾 呂
2 西 条	6 吉 尾	10 太 海
3 東 条	7 主 基	11 小 湊
4 鴨 川	8 江 見	12 天 津

男女平等と人権についてお伺いします

問 8 あなたは現在、次のような場面で男女が平等になっていると思いますか。①～⑧の項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。（○は各項目に 1 つずつ）

	1 優 男性が 遇 非常に さ れて る いる	2 ば ど ら ち か ら か と い え る ば 男 性 が 優 遇 さ れ て い る	3 い 平 る 等 に な っ て い る	4 れ ば ど ち ら か と い え る ば 女 性 が 優 遇 さ れ て い る	5 優 女性 遇 が非 さ れ常 てに い る	6 わ 女 か 性 ら が非 ない 常 に
①家庭生活の中で	1	2	3	4	5	6
②職場の中で	1	2	3	4	5	6
③学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
④政治の場で	1	2	3	4	5	6
⑤地域活動・社会活動の場で	1	2	3	4	5	6
⑥法律や制度の面で	1	2	3	4	5	6
⑦社会通念、慣習、しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
⑧社会全体として	1	2	3	4	5	6

問9 今後、男女があらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うことは何ですか。（○は1つ）

- | | |
|---|---|
| 1 | 女性の就業、社会進出を支援する施設やサービスの充実を図ること |
| 2 | 女性・男性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること |
| 3 | 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に能力の向上を図ること |
| 4 | 家庭でのしつけから学校教育まで、子どもに対して一貫した男女平等教育をすること |
| 5 | 法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改めること |
| 6 | その他（ ） |
| 7 | 特にない |

問10 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。（○は1つ）

- | | | | |
|---|----------------|---|--------|
| 1 | そう思う | 4 | そう思わない |
| 2 | どちらかといえばそう思う | 5 | わからない |
| 3 | どちらかといえばそう思わない | | |

問11 テレビや新聞、雑誌等における性・暴力表現についてどのようにお考えですか。（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ |
| 2 | 女性のイメージや男性のイメージについて、かたよった表現をしている |
| 3 | 性・暴力表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない |
| 4 | 社会全体の性に関する道德観・倫理観が損なわれている |
| 5 | 女性に対する犯罪を助長している |
| 6 | その他（ ） |
| 7 | 特に問題はない |

問12 あなたが女性の人権が侵害されていると感じるのは、どのようなことについてですか（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|----|-----------------------|
| 1 | 配偶者・パートナーからの暴力 |
| 2 | セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ） |
| 3 | ストーカー行為 |
| 4 | 売春・買春・援助交際 |
| 5 | 痴漢行為や強制わいせつなどの性犯罪 |
| 6 | 容姿を競うコンテストの開催 |
| 7 | 風俗営業 |
| 8 | ヌード写真やポルノ雑誌など |
| 9 | その他（ ） |
| 10 | 特にない |

家庭・子育て・介護についてお伺いします

〔※問13は結婚している方、もしくは未婚だが同居のパートナーがいる方のみお答えください。〕

問 13 実際¹にあなたの家庭では家事や育児、介護などは、夫婦（男女）のどちらが分担していますか。①～⑫の項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。（○は各項目に1つずつ）

	1 主に夫 （男性）	2 夫婦（男女） がおおむね 同じ	3 主に妻 （女性）	4 主にその 他の人	5 該 当 事 項 な し
①食事の支度	1	2	3	4	5
②食事の後片付け、食器洗い	1	2	3	4	5
③掃除	1	2	3	4	5
④洗濯	1	2	3	4	5
⑤ゴミ出し	1	2	3	4	5
⑥日常の買い物	1	2	3	4	5
⑦日常の家計の管理	1	2	3	4	5
⑧高額な商品購入の決定	1	2	3	4	5
⑨預貯金など財産の管理	1	2	3	4	5
⑩育児（現在、または過去に）	1	2	3	4	5
⑪町内会や自治会への出席	1	2	3	4	5
⑫高齢者・病人などの世話（現在、または過去に）	1	2	3	4	5

問 13－1 問 13 の①から⑫までの仕事のうち、もっと自分が分担してもよいと思うものがあれば、3つまで選んで、次の記入欄に数字をご記入ください。

記 入 欄			
-------	--	--	--

問 13－2 問 13 の①から⑫までの仕事のうち、もっと配偶者又はパートナーに分担して欲しいと思うものがあれば、3つまで選んで、次の記入欄に数字をご記入ください。

記 入 欄			
-------	--	--	--

問 14 あなたは、結婚・離婚についてどのようにお考えですか。①～⑩の項目について、それぞれあてはまる番号をお選びください。（○は各項目に1つずつ）

	1 そう 思う	2 ど ち ら か と い う と そ う 思 う	3 ど ち ら か と い え ば そ う 思 わ な い	4 そ う 思 わ な い	5 ど ち ら と も い え な い
①女性も男性も結婚した方がよい	1	2	3	4	5
②結婚する、しないは、個人の自由であるから、どちらでもよい	1	2	3	4	5
③結婚は個人の自由を束縛するものだから、一生結婚しない方がよい	1	2	3	4	5
④結婚と性的関係は別である	1	2	3	4	5
⑤結婚したら子どもを持つ方がよい	1	2	3	4	5
⑥子どもを産み育てるのに、戸籍の上で結婚しているかどうかは関係ない	1	2	3	4	5
⑦夫婦が別姓を名乗るのを認めた方がよい	1	2	3	4	5
⑧結婚をした以上、離婚すべきではない	1	2	3	4	5
⑨結婚しても、相手に満足できないときは離婚すればよい	1	2	3	4	5
⑩一般に、今の社会では離婚すると女性の方が不利である	1	2	3	4	5

問 15 あなたは、出生率が低下している原因は何だと思いますか。次の中からあなたの考えに最も近いものをお選びください。（○は3つまで）

1	子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み（雇用条件・保育等）が整っていない
2	子育てにお金がかかりすぎる
3	結婚しない人が増えた
4	子どもより仕事や余暇等を充実したいと考える人が増えた
5	女性の高学歴化や社会進出により結婚年齢が上昇した
6	楽をしたい、子育てが面倒という人が増えた
7	出産・子育てに対する男性（夫）の理解・協力が足りず、女性（妻）の精神的・肉体的負担が大きい
8	その他（ ）
9	わからない

学校教育についてお伺いします

問 16 あなたは、学校教育の場で男女平等の意識を深めるために、どのようなことが大切だと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 学校生活全般において男女平等についての意識を高めること | |
| 2 | 家庭科などを通じて、男女共に家庭生活に必要な知識・技術を教えること | |
| 3 | 男女にかかわりなく、児童・生徒の個性や能力に応じた生徒指導、進路指導を行うこと | |
| 4 | 互いの性を尊重しあうことや子どもを産み育てることの大切さを教えること | |
| 5 | 性別によって役割や順番（名簿や座席など）を固定しないこと | |
| 6 | 女性の校長や教頭を増やすこと | |
| 7 | 校長や教頭、職員などに対して、男女平等についての研修を行うこと | |
| 8 | その他（ | ） |
| 9 | わからない | |

就労についてお伺いします

問 17 あなたは女性が職業を持つことについてどのようにお考えですか。次の中からあなたの考えに最も近いものをお選びください。（○は 1 つ）

- | | | |
|---|---------------------------------------|---|
| 1 | 女性は職業を持たない方がよい | |
| 2 | 結婚するまでは職業を持つ方がよい | |
| 3 | 子どもができるまでは職業を持つ方がよい | |
| 4 | 結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい | |
| 5 | 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業（パート）を持つ方がよい | |
| 6 | 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業（常勤）を持つ方がよい | |
| 7 | その他（ | ） |
| 8 | わからない | |

問 18 女性が働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。現在、働いていない方は、過去の経験やイメージでも結構ですのでお答えください。（○はあてはまるものすべて）

- | | | |
|----|---|---|
| 1 | 企業において昇進・賃金等の男女間格差の解消 | |
| 2 | 保育所・介護施設の充実及び学童保育などのサポート体制の充実 | |
| 3 | 結婚、出産、育児、介護のために退職した従業員の再雇用制度の充実 | |
| 4 | 企業における女性の管理職等への登用の推進 | |
| 5 | 育児休業 ^{※1} ・介護休業 ^{※2} 中の賃金等の充実 | |
| 6 | 仕事と家庭の両立を支援する制度の整備・普及 | |
| 7 | 総労働時間の短縮 | |
| 8 | フレックスタイム制 ^{※3} の導入 | |
| 9 | パートタイマーなど、非正規職員の労働条件を改善すること | |
| 10 | 在宅勤務など多様な働き方の推進 | |
| 11 | 女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力 | |
| 12 | 女性自身の自覚と意欲の向上 | |
| 13 | 男性の家事の分担など固定的な性別役割意識 ^{※4} の改革 | |
| 14 | 企業の意識の変化 | |
| 15 | その他（ | ） |
| 16 | わからない | |

- ※1 **育児休業**：労働者が原則として1歳に満たない子どもを養育するために取得する休業をいいます。また、一定の事情がある場合は、子どもが1歳6か月に達するまでの間、育児休業することができます。
- ※2 **介護休業**：負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある対象家族を、労働者本人が介護するための休業をいいます。
- ※3 **フレックスタイム制**：1日の所定労働時間の長さを固定的に決めずに、1か月以内の一定期間の総労働時間をあらかじめ決めておき、その範囲内で労働者が各自の始業・終業時刻を自主的に決定して働く制度のことをいいます。
- ※4 **固定的な性別役割意識**：例えば「男は仕事、女は家庭」「男性は主要業務、女性は補助的な業務」というように、性別を理由として役割を固定化してしまう考え方や意識をいいます。

〔※ 問 19 は、会社などにお勤めの方にかがいます。自営業、パート、アルバイト等は除きます。〕

問 19 あなたの職場では、あなたが育児休業や介護休業をとる必要が生じた場合、休業をとりやすい環境にあると思いますか。（○は各項目に 1 つずつ）

	1 とりやすいと思う	2 とりにくいと思う	3 わからない	4 ない 利用できる制度が
①育児休業	1	2	3	4
②介護休業	1	2	3	4

問 20 育児休業や介護休業をとる男性が少ない状況にありますか、その理由は何だと思いませんか。（○はあてはまるものすべて）

1	女性がとるものだという意識が強いから
2	女性の方が育児や介護に向いていると思うから
3	職場での理解が得られないと思うから
4	昇進や昇給に影響するおそれがあるから
5	収入が減るから
6	仕事の量や責任が大きいから
7	取得後の職場復帰へ不安があるから
8	その他（ ）
9	わからない

問 21 あなたはワーク・ライフ・バランス（WLB）※¹ について知っていますか。（○は 1 つ）

1	聞いたことがあり、内容も知っている
2	聞いたことはあったが、内容は知らなかった
3	聞いたこともなかった

※ 1 **ワーク・ライフ・バランス（WLB）**：仕事と生活の調和。個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加など、ライフステージに応じた多様なライフスタイルを選択・実現できるようになること。

男女間の暴力についてお伺いします

- ※1 **ドメスティック・バイオレンス（DV）**：夫や恋人などからの暴力、略してDVといいます。パートナーの女性を殴る・蹴るなどの身体的暴力のほかに、生活費を渡さない経済的暴力、大事なものを壊す、不快な言動をするなどの心理的暴力、無理矢理性交渉に及ぶ性的暴力など、さまざまな形があります。
- ※2 **デートDV**：婚姻関係にない恋人や元恋人、交際中、交際していたなどの親密な関係の相手からの暴力のことをいい、日本における造語です。

問 22 配偶者や恋人などパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）※1、デートDV※2）が社会問題になっていますが、次の①～⑧の項目について、それぞれ当てはまる番号をお選びください。（○は各項目 1 つずつ）

	1 ある 何 度 も さ れ た こ と が	2 さ れ た こ と が あ る	3 ま っ た く な い
①なぐる、ける、引きずり回すなどの暴力をふるわれる	1	2	3
②大声でどなられる	1	2	3
③何を言っても無視され続ける	1	2	3
④携帯電話やメールのチェック、外出や人付き合いなどを制限される	1	2	3
⑤嫌がっているのに性的な行為を強要したり、避妊に協力しない	1	2	3
⑥見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる	1	2	3
⑦「誰のおかげで食べていけると思っているんだ」「甲斐性なし」「おまえはバカだ」などとののしられる	1	2	3
⑧給料を取り上げたり、生活費を渡さないなど経済的に圧迫される	1	2	3

問 22-1 問 22 の①から⑧のいずれかで「1」もしくは「2」に○をつけた方にお伺いします。

そのとき、あなたは誰に相談しましたか。（○はあてはまるものすべて）

1 配偶者以外の家族	8 千葉県女性サポートセンター
2 親類	9 民生委員・人権擁護委員
3 友人・知人	10 医師、カウンセラー
4 警察	11 家庭裁判所、弁護士
5 鴨川市市民相談室（市役所 1 階）	12 民間の支援団体
6 鴨川市福祉総合相談センター （ふれあいセンター1階）	13 その他 （ ）
7 安房健康福祉センター（安房保健所）	14 誰にも相談しなかった

問 22-2 へ

問 22-2 問 22-1 で「11 誰にも相談しなかった」とお答えの方にお伺いします。
相談しなかったのはなぜですか。（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|----|---|
| 1 | どこ（誰）に相談して良いのかわからなかった |
| 2 | 恥ずかしくて誰にも言えなかった |
| 3 | 相談しても無駄（解決につながらない）だと思った |
| 4 | 周囲の人がDVを信じてくれないと思った |
| 5 | 相談したことがわかると仕返しにもっとひどい暴力を受けると思った |
| 6 | 自分（被害者）さえ我慢すれば何とかこのままやっていけると思った |
| 7 | 他人を巻き込みたくなかった |
| 8 | 子どもに危害が及ぶと思った |
| 9 | 自分（被害者）にも悪いところがあると思った |
| 10 | 相談するほどではないと思った |
| 11 | そのこと（暴力）について、思い出したくなかった |
| 12 | 以前は優しかったので、いつか変わってくれると思った |
| 13 | 相手が反省する時があり、「この人には私がいないとだめなんだ」と思ってしまった |
| 14 | その他（ ） |
| 15 | わからない |

問 23 配偶者や恋人などパートナーからの暴力に関する相談窓口を知っていますか。
（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|---|---|
| 1 | 警察 |
| 2 | 鴨川市市民相談室（市役所 1 階） |
| 2 | 鴨川市福祉総合相談センター（ふれあいセンター 1 階） |
| 3 | 安房健康福祉センター（安房保健所） |
| 4 | 千葉県女性サポートセンター |
| 5 | 民生委員・人権擁護委員 |
| 6 | 民間の支援団体（NPO 法人等） |
| 7 | その他（ ） |
| 8 | わからない |

問 24 配偶者や恋人などパートナーからの暴力について、今後行政に対してどのような対応を望みますか。（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|---|---|
| 1 | 警察による対応の充実 |
| 2 | 緊急一時避難所（シェルター）の確保 |
| 3 | 相談体制の連携充実 |
| 4 | 相談機関等の周知 |
| 5 | 配偶者暴力相談支援センターの整備 |
| 6 | 被害者の自立のための経済的支援 |
| 7 | 講演会の開催や広報誌等による暴力防止の意識啓発 |
| 8 | その他（ ） |
| 9 | わからない |

政策決定の場における男女共同参画について伺います

問 25 鴨川市では、平成 26 年 4 月 1 日現在、審議会等における女性委員の比率は 22.2%です。今後の鴨川市における政策方針を決定する過程への女性の参画について、あなたはどのようになっていくことがよいと思いますか。（○は 1 つ）

- | | |
|---|-------------------|
| 1 | 今のままでよい |
| 2 | 女性がもう少し増えた方がよい |
| 3 | 男女半々くらいがよい |
| 4 | 男性を上回るほど女性が増えてほしい |
| 5 | 今より女性が少なくてよい |
| 6 | 性別にこだわる必要はない |
| 7 | その他（ |
| 8 | わからない |

問 26 女性の議員や審議会委員が増加し、政策方針等を決定する過程への女性の参画が増えると、社会はどのように変わるとおもいますか。（○は 2 つまで）

- | | |
|---|---------------|
| 1 | 男性中心の考え方が変化する |
| 2 | 行政への要望がきめ細くなる |
| 3 | より平等な社会になる |
| 4 | 政治が身近なものになる |
| 5 | 何も変わらない |
| 6 | 社会にとっては好ましくない |
| 7 | その他（ |
| 8 | わからない |

防災・災害対策についてお伺いします

問 27 あなたは、防災・災害復興対策に、女性の視点に配慮した対応が必要だと思いませんか。（○は一つ）

- | | |
|---|---------------|
| 1 | 必要である |
| 2 | どちらかといえば必要である |
| 3 | 必要ない |
| 4 | どちらかといえば必要ない |
| 5 | わからない |

問 28 防災・災害復興対策（災害発生時における避難場所での生活を想定）で女性の視点に配慮して取り組む必要があると思うものは何ですか。（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|---|---------------------------------|
| 1 | 女性（妊産婦）や子育てのニーズに配慮した避難所の設置・運営体制 |
| 2 | 食料、飲料水、医薬品等物資の備えの充実や供給体制 |
| 3 | 被災者の相談受付体制 |
| 4 | 救急医療体制 |
| 5 | 特にない |
| 6 | その他（ |
| 7 | わからない |

市の取り組みについて伺います

問 29 男女共同参画社会を実現していくために、今後鴨川市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

- | | |
|----|--|
| 1 | 男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発事業の充実 |
| 2 | 女性への意識啓発や相談体制の充実 |
| 3 | 男性への意識啓発や相談体制の充実 |
| 4 | 学校における男女平等教育の推進 |
| 5 | 社会教育・生涯学習の場での学習の充実 |
| 6 | 審議会など政策・方針決定の場への女性の積極的登用 |
| 7 | リーダー養成など女性の人材育成の推進 |
| 8 | 女性の再就職に役立つ学習機会や相談事業などの就労支援の充実 |
| 9 | 職場における男女均等な取り扱いについての周知徹底 |
| 10 | 仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実 |
| 11 | DVやセクハラを根絶するための支援の充実 |
| 12 | 検診体制や健康相談など健康に関わる事業の充実 |
| 13 | 女性の生き方に関する情報提供や交流の場、相談や学習ができるセンター機能の充実 |
| 14 | 女性の視点に配慮した防災・災害対策の充実 |
| 15 | その他（ |
| 16 | わからない |

問 30 男女共同参画社会を実現していくまちづくりについて、ご意見・ご要望、あなたが経験されたこと、感じていることなど、何でも結構ですので自由に記入してください。

ご多用のところ、調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。 お手数ですが、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、<u>6月5日(金)</u>までに 投函してください。
--

(案)

平成28年3月 日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

鴨川市男女共同参画推進審議会
会長 速水 昭雄

第2次鴨川市男女共同参画計画について（答申）

平成27年9月18日付け鴨企政第672号で諮問のありました第2次鴨川市男女共同参画計画については、本審議会において慎重に審議を行った結果、別添の第2次鴨川市男女共同参画計画（案）は、本市の特性を踏まえた課題に取り組む計画として、妥当なものと認めます。

なお、審議の過程において出された主な意見は下記のとおりですので、本計画の基本理念である「男女（みんな）が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現」に向け、計画執行の段においては、その趣旨につき、ご配慮くださるよう要請します。

記

- 1 男女共同参画に対する市民の理解を深めるため、意識啓発に努めていただきたい。
- 2 適切なメディアを使用し、わかりやすい情報発信に努めていただきたい。
- 3 本市の実情に合わせ、柔軟かつ積極的な事業展開に努めていただきたい。
- 4 行政だけでなく、市民、地域、事業者等が連携・協働して、計画事業の推進に努めていただきたい。